

## 東京都認知症施策推進計画

中間のまとめ（案）

令和 6 年〇月〇日

## 内容

第1部 計画の考え方 .....	- 3 -
第1章 計画策定に当たって .....	- 3 -
第1節 計画の位置付け .....	- 3 -
第2節 計画の理念 .....	- 3 -
第3節 計画期間・計画の進行管理 .....	- 5 -
第4節 他計画との関係 .....	- 5 -
第2章 計画策定の経緯 .....	- 9 -
第3章 認知症のある人を取り巻く状況等 .....	- 10 -
第1節 認知症のある人を取り巻く状況 .....	- 10 -
第2節 東京都と区市町村の役割 .....	- 14 -
第4章 目指すべき方向性 .....	- 17 -
第1節 認知症施策の推進に向けた基本的な考え方 .....	- 17 -
第2節 東京都認知症施策推進計画における重点目標 .....	- 17 -
第2部 計画の具体的な展開 .....	- 20 -
第1章 認知症のある人に関する都民の理解の増進等 .....	- 20 -
第2章 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進 .....	- 25 -
第3章 認知症のある人の社会参加の機会の確保等 .....	- 33 -
第4章 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護 .....	- 38 -
第5章 相談体制の整備等 .....	- 49 -
第6章 認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援 .....	- 57 -
第7章 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 .....	- 63 -
第8章 研究等の推進等 .....	- 75 -
第3部 資料 .....	- 97 -
第1章 計画の指標 .....	- 97 -
第2章 認知症基本法の施行に伴う区市町村への現況把握調査 .....	- 98 -
第3章 その他 .....	- 123 -
第1節 令和6年度東京都認知症施策推進会議 審議経過等 .....	- 123 -
第2節 令和6年度東京都認知症施策推進会議 委員及び幹事名簿 .....	- 124 -
第3節 認知症施策推進事業実施要綱 .....	- 127 -
第4節 区市町村、事業者等、認知症の本人・家族とのヒアリング .....	- 132 -

## 第1部 計画の考え方

### 第1章 計画策定に当たって

#### 第1節 計画の位置付け

本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「基本法」という。）第12条に基づき、認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を基本としつつ、東京都の実情に即した計画として策定しており、国の動向や認知症をめぐる状況の変化にも対応した、東京都の認知症施策に関する総合的・基本的な方向性を示すものです。

また、区市町村は、基本法第13条に基づき、基本計画及び都道府県計画を基本として、実情に即した区市町村計画を策定するものとされていることから、本計画は、区市町村が計画を策定する際の参考となるものです。

#### 第2節 計画の理念

本計画では、次の基本理念の下に施策を展開していきます。

認知症があってもなくても都民一人一人が支え合いながら共生し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現

認知症は誰もがなりうることから、都民の認知症に対する理解を深めることにより、認知症のある人（※）（p4 参照）やその家族が良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。

基本計画においても、認知症のある人を含めた国民一人一人が「新しい認知症観」（認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方）に立ち、共生社会を創りあげていく必要がある、としています。

## 用語解説コラム ～「認知症のある人」～

認知症をめぐる用語については、これまでも多くの議論がありました。平成16年には、厚生労働省「「痴呆」に替わる用語に関する検討会」において「痴呆」という用語に関する検討が行われました。最終的に「痴呆」という表現は「認知症」に変更されましたが、これは「痴呆」という用語が、侮蔑感を感じさせる表現であること、痴呆の実態を正確に表していないことなどが変更の理由とされています。

「認知症の人」という用語についてはどうでしょうか。我が国では、「オレンジプラン」、「新オレンジプラン」、「認知症施策推進大綱」、そして今般施行された基本法及び基本計画において、認知症の症状がある人のことを「認知症の人」としています。

国外に目を向けると、特に認知症に関する取組が進んでいるヨーロッパでは、「person/people living with dementia」「person/people with dementia」、つまり「認知症とともに生きる人」「認知症のある人」という呼称で統一されています。

都においては、これまで「認知症の人」という表現を用いていましたが、東京都認知症施策推進会議の当事者の委員から「私たちは認知症の人ではなくて、認知症がある人」であり、表現を改めたほうが良いという意見がありました。

本計画では、こうした背景や「認知症があってもなくても都民一人一人が支え合いながら共生し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現」という基本理念を踏まえ、法令条文等からの引用や事業名等を除き、「認知症のある人」という表現を用いることとします。

### 第3節 計画期間・計画の進行管理

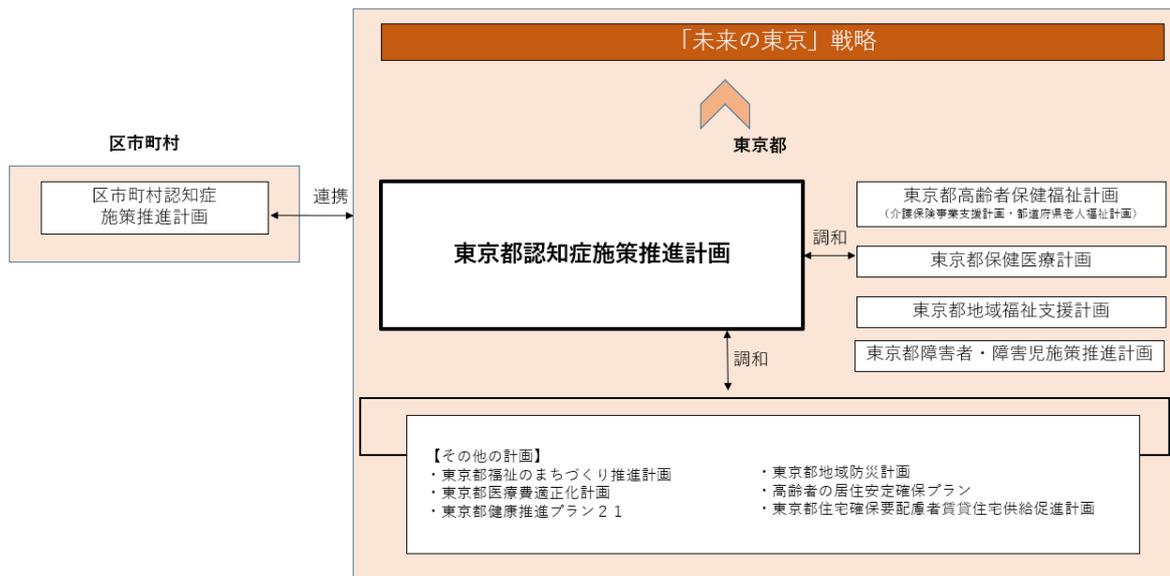
本計画（第1期）の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とします。

なお、第10期東京都高齢者保健福祉計画の検討時期と合わせ、令和8年度を目途に見直しを行います。

本計画期間中は、「東京都認知症施策推進会議」（以下「推進会議」という。）等において、計画の達成状況の進行を管理し、次期以降の計画につなげていきます。また、計画の進行管理や見直しに際しては、認知症のある人及び家族等の意見を十分に聴くよう努めるものとします。

### 第4節 他計画との関係

本計画は、東京都の認知症施策の推進に関連する他の計画と調和を保ちつつ策定しています。特に、基本法で「共生社会」の実現に向けた認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進等について記載されたことも踏まえ、福祉・保健・医療等に係る計画だけでなく、住まいや交通に関する各計画及び施策とも調和を保つことが重要です。



#### (1) 東京都高齢者保健福祉計画との調和

第9期東京都高齢者保健福祉計画では、東京における地域包括ケアシステムの深化・推進を目指して「7つの重点分野」を定めており、重点分野の一つに「認知症施策の総合的な推進」を掲げています。また、その他の「介護予防・フレイル予防と社会参加の推進」、「介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営」、「介護人材の確保・定着・育成対策の推進」、「高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進」、

「地域生活を支える取組の推進」、「在宅療養の推進」の6つの重点分野も含めて、各施策の方向性等との調和を保っています。



資料：第9期東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）より抜粋

## （2）東京都保健医療計画との調和

第8次東京都保健医療計画では、基本理念である「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現に向け、5つの基本目標（「高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展」、「東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築」、「地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実」、「有事にも機能する医療提供体制の強化」、「安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成」）を掲げて取り組んでいます。また、切れ目のない保健医療体制の推進に向けた取組の一環として、「認知症の人が居住する地域にかかわらず等しく、その状況に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制の構築」を掲げており、各施策の方向性等との調和を保っています。

## （3）東京都地域福祉支援計画との調和

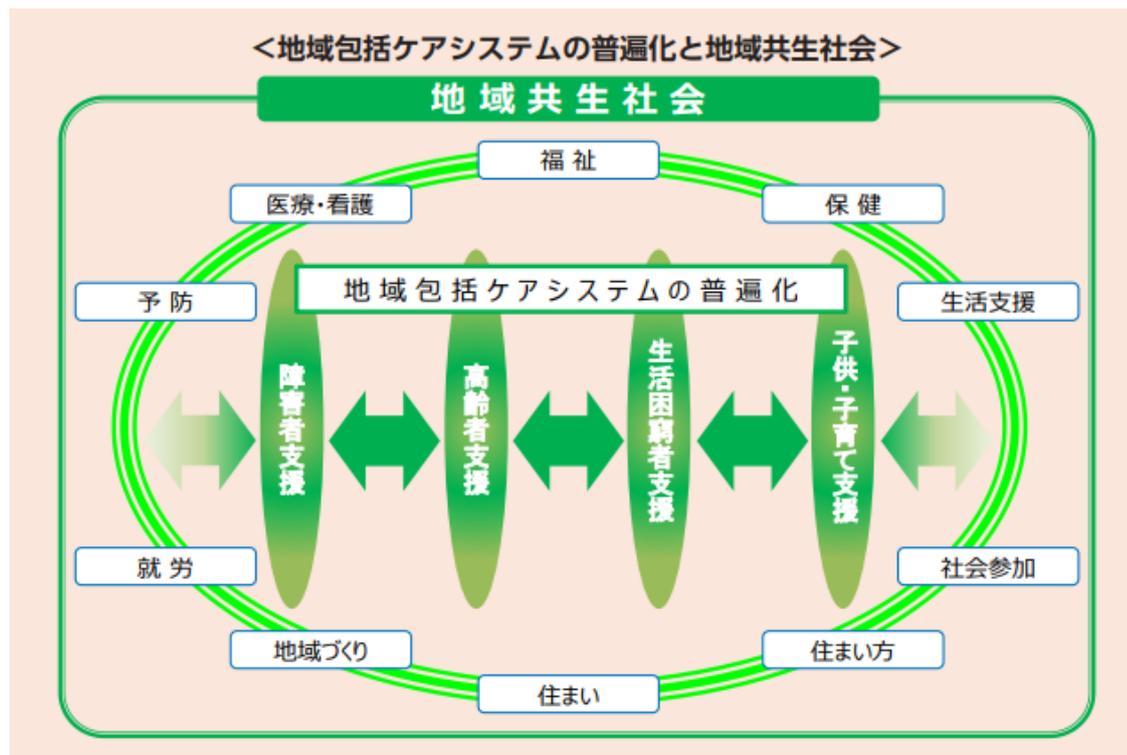
第二期東京都地域福祉支援計画では、計画の理念として「誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京」、「地域の課題について、身近な場において包

括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京」、「多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京」を掲げ、地域福祉を支援する取組を進めていくこととしています。

この計画では、福祉分野の各計画との関係において、次の4つの役割を果たすことで、東京都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進を図るとともに、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させることにより、地域共生社会の実現を目指すこととしています。

- ① 各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、都における福祉施策を「支える」。
- ② 都民の地域生活を支える様々な施策の方向性を示し、個別計画の「はざまを埋める」。
- ③ 各分野にまたがる共通事項について定め、各福祉分野を「横につなぐ」。
- ④ 福祉分野にとどまらず、関連する分野に「広げる」。

近年、認知症のある人及び家族等が抱える課題は複雑化・複合化しており、認知症のある人及び家族等における生活全般の課題を解決するためには、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子供など、生活上の困難を抱える誰もが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築することで、切れ目のない支援を実現する必要があります。



資料：第二期東京都地域福祉支援計画（令和3年度～令和8年度）より抜粋

本計画では、認知症のある人を含む、地域で暮らすあらゆる住民が、役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成するとともに、公的な福祉サービスを活用し、助け合いながら暮らすことができるよう、地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる地域福祉支援計画との調和を保っています。

#### （４）東京都障害者・障害児施策推進計画との調和

東京都障害者・障害児施策推進計画（令和６年度～令和８年度）では、基本理念として「全ての都民が共に暮らす共生社会の実現」、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」、「障害者がいきいきと働ける社会の実現」を掲げており、各施策の方向性等との調和を保っています。

#### （５）その他の東京都の各計画・施策との連携

「共生社会」の実現に向けて、認知症のある人の生活におけるバリアフリー化を推進するためには、福祉のまちづくり推進計画や、上記以外の福祉・保健・医療等に係る計画及び施策のほか、住まいや交通に関する各計画及び施策と調和を保つ必要があります。

東京都では以下の計画について、調和を保って策定しています。

- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画
- ・ 東京都医療費適正化計画
- ・ 東京都健康推進プラン 2 1
- ・ 東京都地域防災計画
- ・ 高齢者の居住安定確保プラン
- ・ 東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

## 第2章 計画策定の経緯

東京都は、平成18年度に認知症に対する普及啓発を目的として「認知症高齢者を地域で支える東京会議」を開催しました。平成19年度からは、学識経験者、医療・介護関係者、都民等からなる「東京都認知症対策推進会議」（令和3年度から「東京都認知症施策推進会議」に名称変更）を設置し、「認知症になっても認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、中長期的・具体的な認知症施策について様々な角度から検討してきました。

国は、平成25年に策定された「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）をはじめとして、平成27年には「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を、令和元年には「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、認知症施策を推進してきました。令和5年6月14日には基本法が成立し、令和6年1月1日に施行されました。基本法の特徴としては、次のような点が挙げられます。

### 【共生社会】

基本法第1条の中で、共生社会として「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会」を掲げています。

### 【人権】

基本法第3条第1項の中で、基本理念として「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること」を掲げています。

### 【当事者参画】

基本法第3条第3項、基本法第12条第3項、基本法第13条第3項、基本法第20条第3項及び基本法第34条第2項で、「当事者参画」を求めています。

国は、基本法に基づき、令和6年12月に基本計画を策定しました。

東京都は、基本法第12条に規定する都道府県認知症施策推進計画として、認知症のある多様な人や家族等の参画を得て、意見を聴き、対話しながら、本計画を策定しました。

本計画の策定過程における認知症のある人や家族等の参画、意見聴取、対話については、第3章第4節（p132以降参照）にまとめています。

### 第3章 認知症のある人を取り巻く状況等

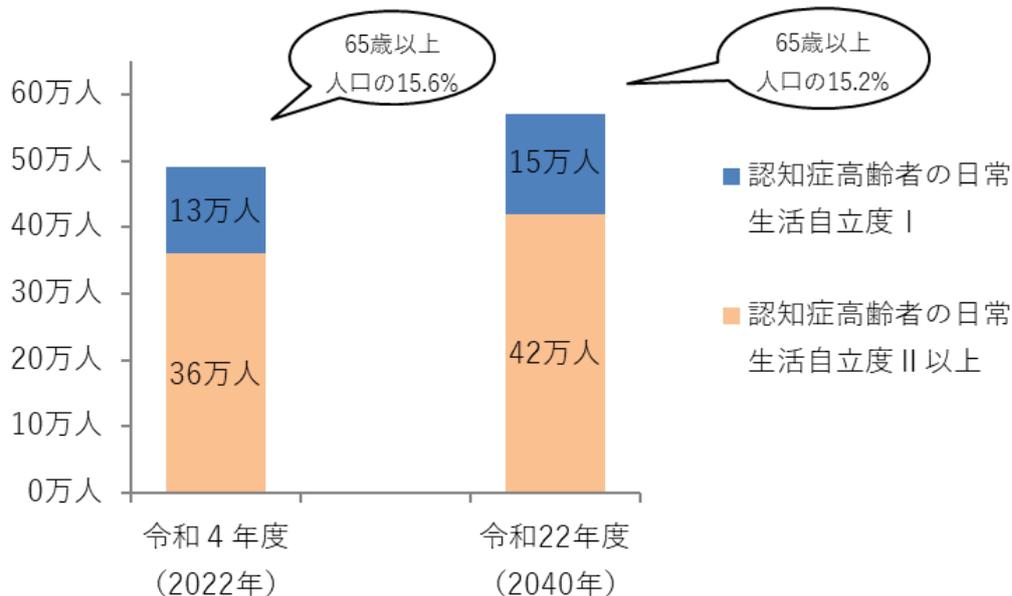
#### 第1節 認知症のある人を取り巻く状況

(認知症高齢者の状況)

都内で要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、令和4年11月時点で約49万人に達し、令和22年には約57万人に増加すると推計されています。

また、見守り又は支援の必要な認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は、令和4年11月時点の約36万人から、令和22年には約42万人に増加すると推計されており、今後、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も急速に増加することが見込まれています。

認知症高齢者の推計[東京都]



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査」

※ 新型コロナウイルス感染症のまん延により認定調査が実施できず、日常生活自立度が不明の者が多数存在したため、令和4年度の認知症高齢者数の算出に当たっては、自立度不明の者を自立度Ⅰ以上の高齢者の出現率により案分し算出している。

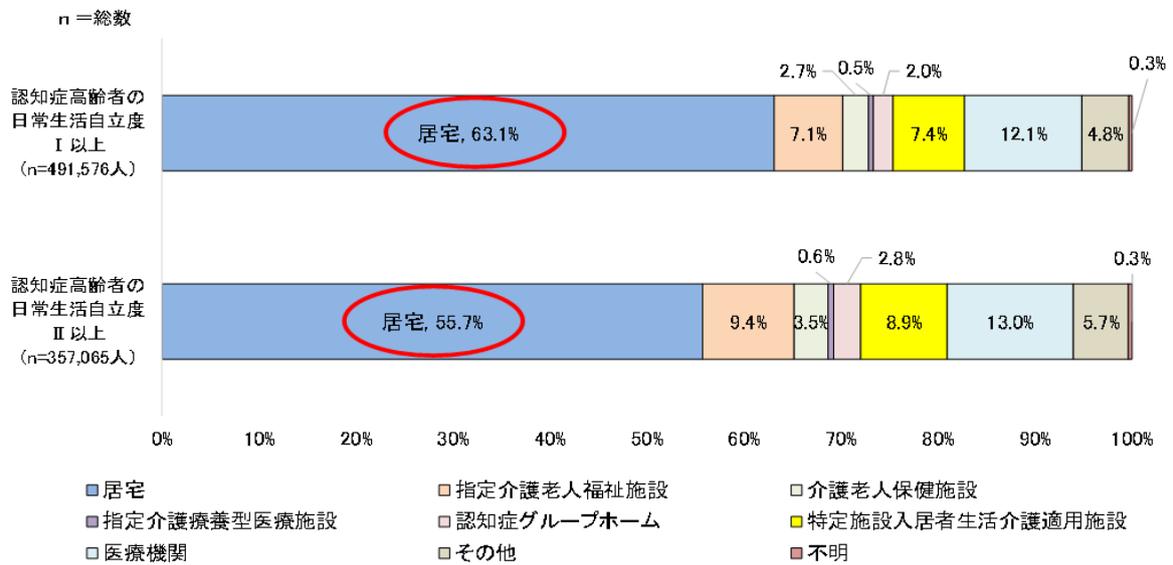
#### 《参考》認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

	自立	日常生活自立度ⅠからMに該当しない(認知症を有さない)方
何らかの認知症の症状がある	Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
	Ⅱ(a, b)	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 <u>誰かが注意していれば自立できる。</u> (a=家庭外で b=家庭内でも)
	Ⅲ(a, b)	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 <u>介護を必要とする。</u> (a=日中を中心 b=夜間を中心)
	Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 <u>常に介護を必要とする。</u>
	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、 <u>専門医療を必要とする。</u>

資料：厚生労働省通知（平成21年9月30日付 老老発0930第2号）

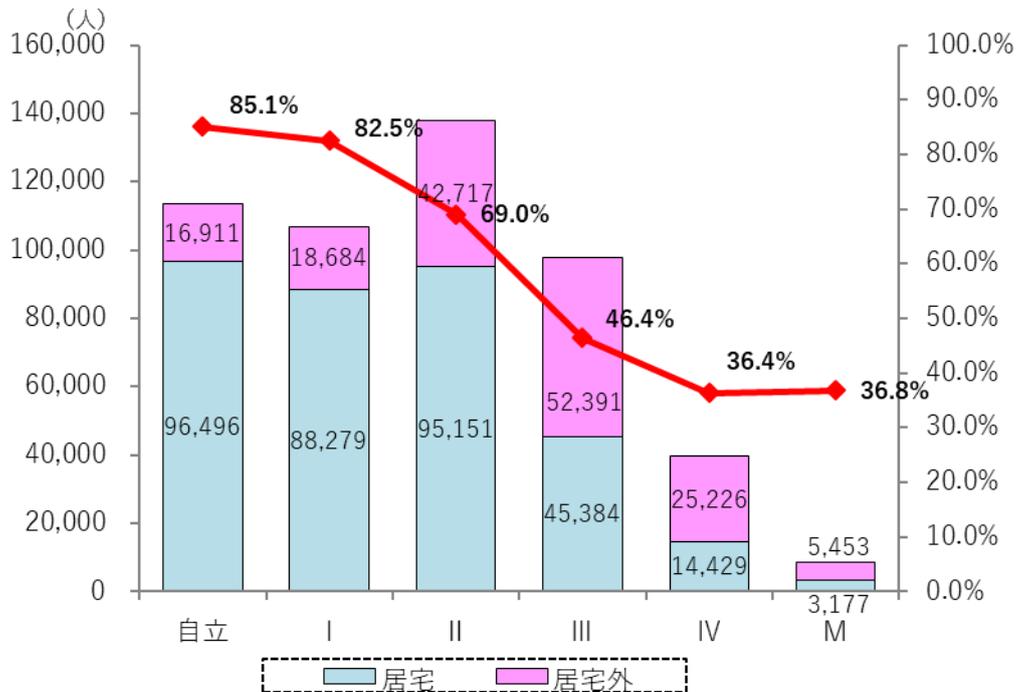
何らかの認知症の症状を有する高齢者の 63.1%、見守り又は支援の必要な認知症高齢者の 55.7%が、在宅（居宅）で生活しています。

認知症高齢者の居住場所[東京都]



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査」

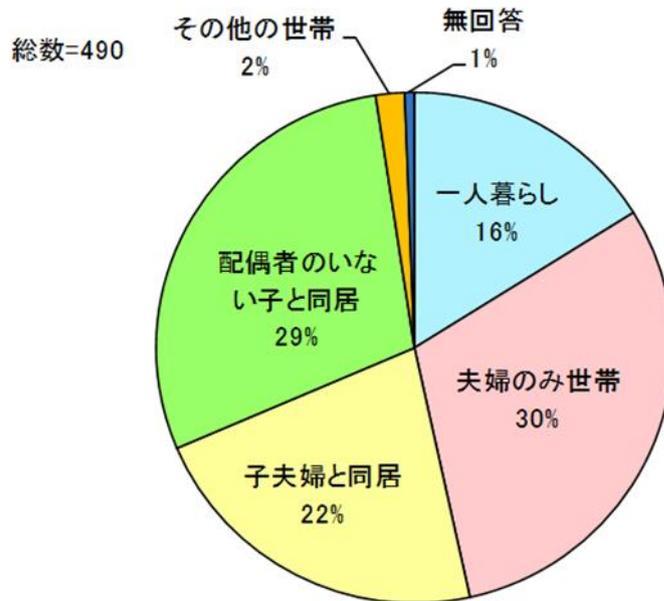
認知症高齢者の日常生活自立度別の居住場所[東京都]



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査」

在宅で生活している認知症が疑われる高齢者のうち、約半数は一人暮らし又は夫婦のみ世帯で生活していると推計されています。今後は、一人暮らしの高齢者が更に増加するとともに、世帯構成員が減少していくことが予測されています。

在宅で生活している認知症が疑われる人がいる世帯の状況



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「認知機能や生活機能の低下が見られる地域在宅高齢者の実態調査報告書」（平成 26 年 5 月）

#### （若年性認知症のある人の状況）

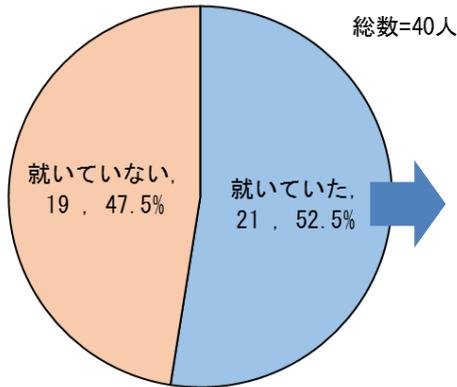
65 歳未満で発症する若年性認知症のある人は都内に約 4 千人<sup>1</sup>と推計されています。

若年性認知症を発症すると、発症前に仕事に就いていても退職や転職を余儀なくされる場合が多くあります。また、発症後は介護保険や各種の公的サービス・支援が利用可能ですが、それらについて知らないため利用していないケースがあります。

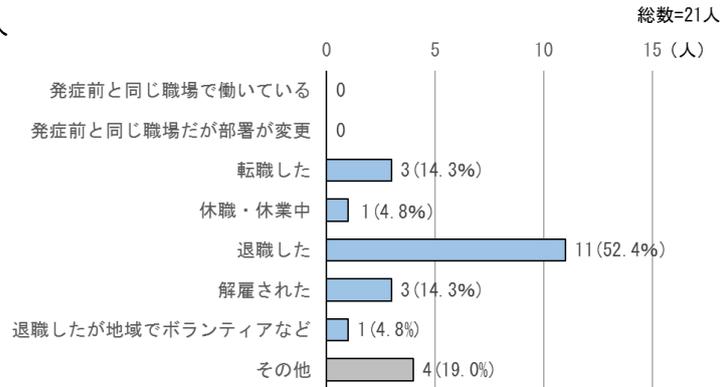
<sup>1</sup> 日本医療研究開発機構（AMED）認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態調査」（平成 29 年度～令和元年度 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）における有病率推計値から算出

## 若年性認知症のある人の状況

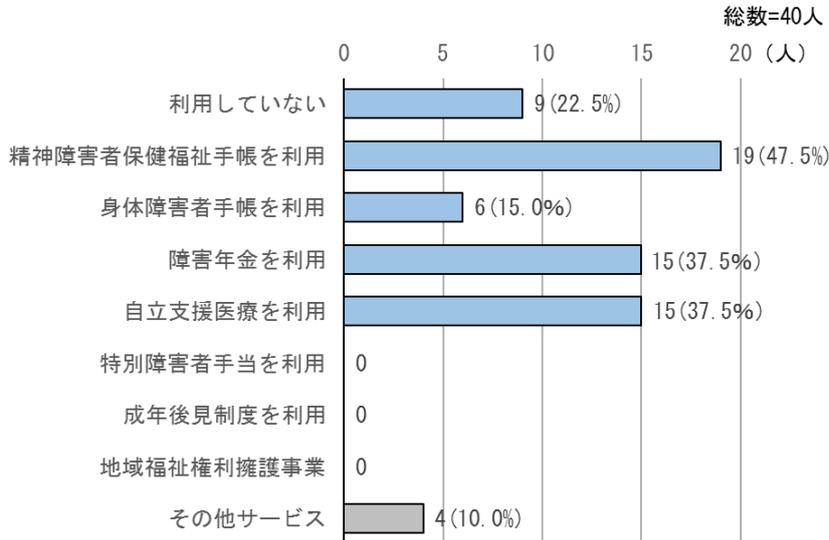
### 発症時の就業状況



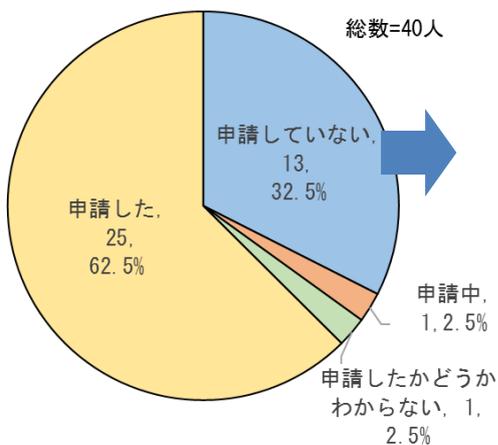
### 「就いていた」場合の現在の仕事の状況（複数回答）



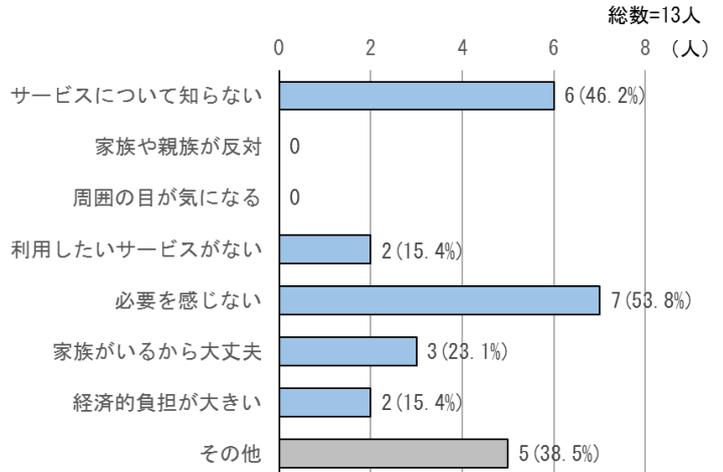
### 現在利用の公的サービス（複数回答）



### 介護保険の申請



### 申請していない理由（複数回答）



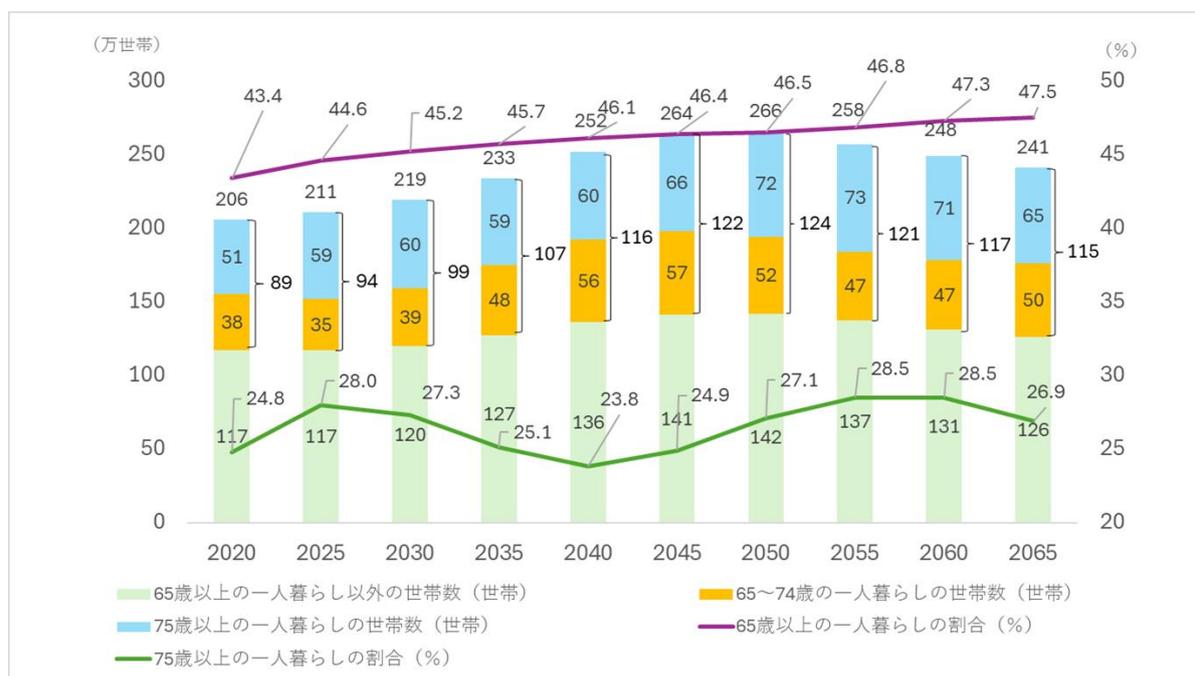
資料：地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター「若年性認知症の生活実態に関する調査報告書」（平成31年3月）

### (単身高齢世帯の状況)

高齢世帯（世帯主が65歳以上の世帯）は2020年の206万世帯から、2050年の266万世帯まで増加傾向で推移する見込みです。そのうち、高齢者の一人暮らしの世帯は2020年の89万世帯から、2050年には124万世帯へと増加します。

また、2065年には高齢世帯の47.5%が一人暮らしで、そのうち世帯主が75歳以上の世帯が約6割を占めます。

単身高齢世帯の状況



(資料) 「国勢調査」(総務省)、「東京都世帯数の予測」(東京都総務局) 等より作成

(備考) 1. 2025年以降は、東京都政策企画局による推計

2. 2020年の数値については、「東京都世帯数の予測」で用いられている、「国勢調査」に基づき世帯不詳をあん分した数値。

3. グラフ上部の数字は、高齢世帯数の総計。

4. 四捨五入により、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

## 第2節 東京都と区市町村の役割

### (区市町村の役割)

認知症施策は、住民に最も身近な区市町村が中心となって行っています。

平成26年6月に成立した、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)においては、「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業」(以下「認知症総合支援事業」という。)を地域支援事業の包括的支援事

業に位置付け、平成 27 年度から順次実施し、平成 30 年度から全区市町村で実施することとされました。

認知症総合支援事業とは、以下の事業を指します。

#### ① 認知症初期集中支援推進事業

認知症サポート医、保健師、介護福祉士等の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター等に設置し、認知症のある人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートをします。

#### ② 認知症地域支援・ケア向上推進事業

認知症疾患医療センター等の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関同士の連携支援、認知症のある人や家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を設置し、地域の実情に応じて、一般病院・介護保険施設等での認知症対応力の向上、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、認知症グループホーム等での在宅生活継続のための相談・支援及び認知症カフェ等の取組を推進します。

#### ③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症のある人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症のある人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ<sup>1</sup>）を地域ごとに整備します。

区市町村には、地域の実情に応じて、認知症のある人を支えるネットワークの構築や地域の認知症対応力の向上等に取り組み、認知症のある人と家族が安心して生活できる地域づくりを進めていくことが求められています。

（東京都の役割）

東京都は、教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉（介護等）その他の各関連分野の担当部局同士が緊密に連携し、それぞれが責任を持って、広域的自治体としての取組を行います。

また、区市町村が円滑に事業を実施できるよう、区市町村への個別支援、区市町村の境界を越えた取組の推進等の役割を担い、区市町村と連携しながら、施策を総合的に推進していきます。

その際、東京都における地域特性として挙げられる以下の点にも留意しつつ、対応を進めます。

- 単身高齢世帯の増加に伴い、相談や支援等につながることで困難な認知症のある人の増加、生活支援の担い手不足等の課題が大きくなる可能性が高いこと

---

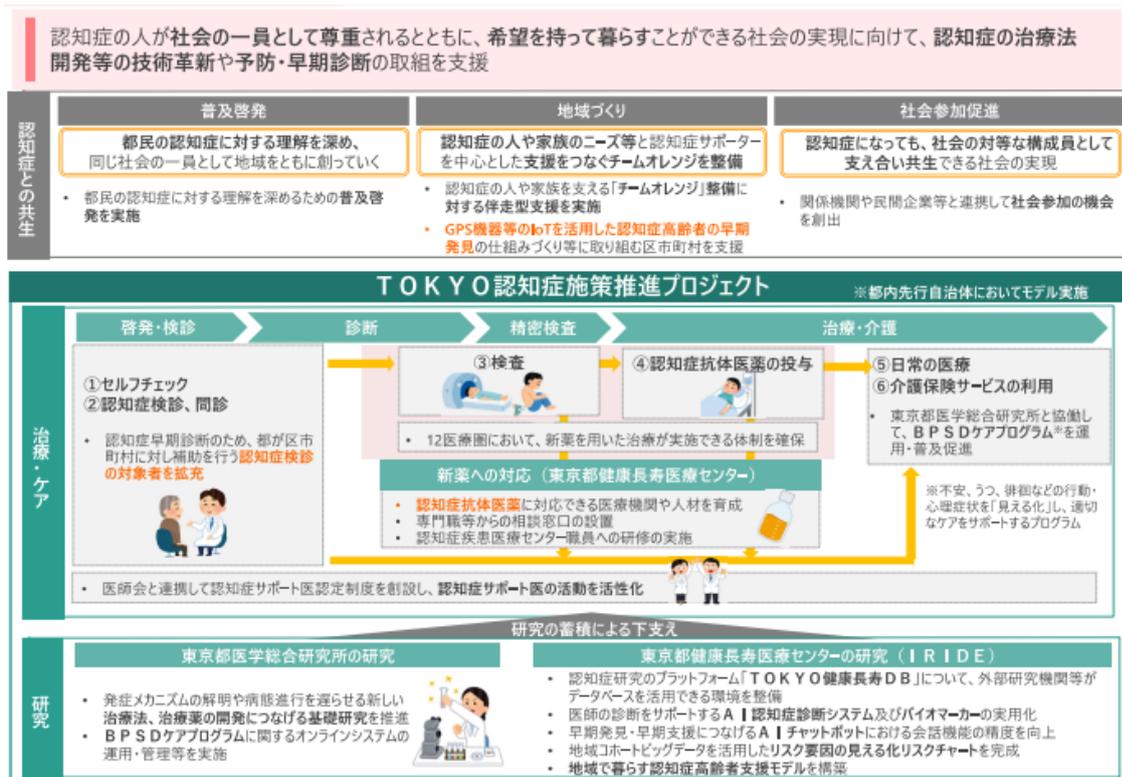
<sup>1</sup> 認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の本人の意向を支援チームの活動に反映する機会を設け、地域ごとに認知症のある人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み

- 区部・市部・島しょ部等、地域ごとに社会資源の量や交通アクセスなどの状況が異なり、また、課題の顕在化のスピードも異なること
- 企業の数が多く、民間活力の活用余地が大きいこと

## 第4章 目指すべき方向性

### 第1節 認知症施策の推進に向けた基本的な考え方

東京都は、「共生」「治療・ケア」「研究」の3つを柱として、段階に応じたケアの提供や共生の仕組みの構築を目指す取組を「TOKYO 認知症施策推進プロジェクト」として推進しています。



本計画の策定に当たっては、認知症のある人及び家族等とともに推進会議やその他各種意見交換の場における検討を行い、以下の重点目標を定めており、今後はこの重点目標を念頭に、認知症施策を進めていきます。

- ① 認知症のある人・家族等の参画と社会参加の推進
- ② 認知症のある人も含めた都民一人一人が安全に、希望を持って暮らすことのできる地域づくり
- ③ 認知症のある人・家族等に対する適切な支援
- ④ 認知症の早期診断・早期支援、治療・ケア（介護）の充実
- ⑤ 認知症の発症メカニズムの解明、診断・治療、共生社会の推進等のための研究

### 第2節 東京都認知症施策推進計画における重点目標

第1節で掲げた重点目標については、それぞれ以下の考え方にに基づき、第2部で示す

施策により推進していきます。

① 認知症のある人・家族等の参画と社会参加の推進

- ・ 認知症になっても生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、若年性認知症のある人も含めた社会参加の機会の創出や参加支援、普及啓発に取り組みます。
- ・ 社会参加は「生きがいづくり」だけでなく、多様な活動に参加し、役割を担うことなどにより、社会から排除されたり孤立したりすることなく他者と交流し、社会的なネットワークにつながり続けることが大切です。
- ・ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉（介護等）その他の関連分野における認知症に関連する施策の検討・立案の際には、認知症のある人や家族等の参画を得て、意見を聴き、対話を行います。同様に、区市町村が認知症に関する施策の検討・立案を行うに当たり、認知症のある人や家族等の参画を促進するための支援を行います。

② 認知症のある人も含めた都民一人一人が安全に、希望を持って暮らすことのできる地域づくり

- ・ 認知症になっても自立し、単身であってもそうでなくとも安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、安全な地域づくりを推進し、生活を営む上で障壁となるものを除去していきます。
- ・ 認知症になっても自らが実現したいことを叶えられる環境の整備に向け、民間事業者の参画・協力も得つつ、認知症のある人の意見も踏まえながら、ハード面・ソフト面からバリアフリー化を推進していきます。
- ・ 認知症に関する正しい知識及び認知症のある人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育の場も活用した子どもの頃からの認知症に関する教育を推進します。また、医療・介護従事者や日常生活・社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者等に対し、認知症サポーターの養成を推進します。

③ 認知症のある人・家族等に対する適切な支援

- ・ 認知症になっても意思決定の適切な支援や権利利益の保護が図られるよう、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドライン」について、医療・介護の現場への理解促進を図り、認知症のある人自らが意思決定を行うとともに、意思決定支援を受ける権利があることを周知していきます。
- ・ 若年性認知症のある人や単身の人、家族等も含め、早い段階から各種の相談をすることができ、孤立することのないよう、総合的な相談体制の整備や、認知症のある人が

社会に継続的につながる事ができる地域づくり、ピアサポートを含む交流活動の推進、必要な情報提供を行います。

- ・特に、認知症になってからも、保健・医療・福祉の分野に限らず、切れ目なく適切な支援が行われるよう努めるとともに、家族の孤立を防ぎ、家族も自分らしい生活ができるよう、仕事と介護の両立支援等の家族介護者支援にも注力します。

#### ④ 認知症の早期診断・早期支援、治療・ケア（介護）の充実

- ・認知症になってからも、その意向を十分に尊重されながら、単身であってもそうでなくとも良質で適切な保健医療福祉サービスが切れ目なく提供されるよう、保健医療福祉サービスの提供体制の整備や相互の有機的連携の確保、専門人材の確保、養成、資質の向上を行います。
- ・軽度の認知機能障害や認知症への早い段階の気づき・早期支援を促進するとともに、希望する人が科学的知見に基づく適切な認知症や軽度の認知機能障害の予防に取り組むことができるよう、普及啓発や地域活動の推進、関係機関の連携協力体制の整備を行います。

#### ⑤ 認知症の発症メカニズムの解明、診断・治療、共生社会の推進等のための研究

- ・都民が科学的知見に基づく研究等の成果を広く享受できるよう、共生社会の実現に資する研究等を推進し、研究等の基盤を構築するとともに、その成果の普及、活用を推進します。

## 第2部 計画の具体的な展開

### 第1章 認知症のある人に関する都民の理解の増進等

#### 【目指すべき姿】

都民一人ひとりが認知症に関する知識及び認知症のある人に関する理解を深め、自分ごととして捉えることで、認知症になってからも、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる。

#### 【現状と課題】

##### <普及啓発>

- 認知症になってからも、本人とその家族が良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。
- 認知症は誰もがなりうるものであり、身近な人同士で支え合うためにも、都民や民間企業、関係機関等に対する普及啓発を推進し、認知症に対する理解を深めることが必要です。
- 国の「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」が令和5年12月に示した「とりまとめ」では、「新しい認知症観」を「全ての地域住民に、わかりやすく、自分ごととして理解してもらうことが重要であり、そのための取組を進める必要がある」、また、「新しい認知症観」の具体例として、「例えば、認知症は誰もがなり得る自分ごとであること、認知症になったら何もできなくなるのではなく、できること・やりたいことが多くあること、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、役割を果たし、自分らしく暮らしたいという希望があること等」と記載されています。

##### <学校教育における認知症に関する教育>

- 学習指導要領では、家庭科で、系統的に「高齢者の生活と福祉」について指導することや、専門学科において開設される福祉科で、「認知症の理解」について指導することが示されています。

##### <本人発信支援>

- 認知症に関する誤解や偏見を無くし、認知症になってからも希望を持てるよう、多様な背景を持つ認知症のある人本人が、自身の希望や必要としていること等を自らの言葉で語り、認知症になってからも希望を持って暮らすことができる姿等を発信する機会を確保することが必要です。
- 認知症に関連する施策の検討・立案の際には、認知症のある多様な人や家族等の参

画を得て、意見を聴き、対話を行うことが必要です。

## 【施策の方向】

### ＜普及啓発の推進＞

- 様々な機会を捉えて、都民や民間企業、関係機関等に対する普及啓発を推進し、認知症に対する正しい知識と理解の浸透を図るとともに、区市町村による普及啓発を支援します。
- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症のある人と伴走し、共に支え合って生きる認知症サポーターの養成と活動支援を進めます。
- パンフレット「知って安心 認知症」を活用した普及啓発を行うとともに、区市町村におけるパンフレットの活用など、地域における普及啓発の取組を支援します。
- 認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」において、認知症の基礎知識や相談窓口等を紹介し、都民への情報発信を充実していきます。
- 毎年9月21日の「認知症の日」や9月1日から30日までの「認知症月間」において、都庁第一本庁舎などのライトアップや都民向けシンポジウムを実施するなど、都民の認知症に関する理解を促進していきます。

### ＜学校教育における認知症に関する教育の推進＞

- 学習指導要領に基づき、授業において、小・中・高等学校における認知症のある人などを含む高齢者に対する理解を促進します。

### ＜本人発信支援の推進＞

- 東京都の認知症本人大使を任命し、シンポジウムの場などで体験等を語ってもらうなど、様々な媒体を通じた認知症のある人本人からの発信を支援していきます。
- 都における認知症に関連する施策の検討過程等において、認知症のある多様な人や家族等の参画を進めていきます。また、区市町村に対し、認知症のある多様な人や家族等の参画を促進するよう働きかけていきます。

認知症の人にやさしいまち 東京を目指して

# 知って安心 認知症



- 認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気です……………1ページ
- 認知症とは？……………2ページ
- 認知症の予防につながる習慣……………3ページ
- 認知症に早く気づくことが大事！……………4ページ
- 「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」をやってみましょう！……………5ページ
- 認知症になるような感じるの？……………7ページ
- 認知症の人を支えるために……………8ページ
- こんな時はどこに相談したらいいの？……………9ページ
- 東京都認知症疾患医療センター 一覧……………11ページ
- 区市役所・町村役場……………13ページ
- 成年後見制度利用に関する相談先 一覧……………14ページ

一人のよりよき暮らしを  
東京都

## 5 「自分でできる認知症の気づき チェックリスト」をやってみましょう！

自分でできる 認知症の気づきチェックリスト	最も当てはまるところに○をつけてください。			
	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
<b>チェック①</b> 財布や鍵などが、物を 置いた場所がわから なくなることがあります か？	1点	2点	3点	4点
<b>チェック②</b> 5分前に聞いた話を 思い出せないことが ありますか？	1点	2点	3点	4点
<b>チェック③</b> 周りの人からいつも同じ 事を言われることが ありますか？	1点	2点	3点	4点
<b>チェック④</b> 今日が何月何日か わからないときが ありますか？	1点	2点	3点	4点
<b>チェック⑤</b> 言おうとしている 言葉が、すぐに出てこ ないことがありますか？	1点	2点	3点	4点

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。  
認知症の診断には医師の診察が必要です。  
※身体機能が悪化している場合は点数が高くなる可能性があります。



「ひょっとして認知症かな？」  
気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。  
※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

チェック⑥	防塵なく できる	だいたい できる	あまり できない	できない
貯金の出し入れや、 家賃や公共料金の 支払いは一人でできますか？	1点	2点	3点	4点
<b>チェック⑦</b> 一人で重い物に 行けますか？	1点	2点	3点	4点
<b>チェック⑧</b> バスや電車、自家用車 などを一人で 外出できますか？	1点	2点	3点	4点
<b>チェック⑨</b> 自分で掃除機や ほうきを使って 掃除ができますか？	1点	2点	3点	4点
<b>チェック⑩</b> 電話番号調べて、 電話をかけること ができますか？	1点	2点	3点	4点

チェックしたら、①から⑩の合計を計算 ▶ 合計点  点  
20点以上の場合は、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。  
9ページ以降に紹介しているお近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう。

※ このチェックリストの結果は、あくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。

### 【主な施策】

#### ・ 認知症施策推進事業〔福祉局〕

認知症施策を総合的に推進するため、「東京都認知症施策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。

また、都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」、認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」等により、普及啓発を図ります。

#### ・ 認知症サポーター活動促進事業〔福祉局〕

認知症サポーターの養成と認知症サポーターの活動を促進するため、認知症サポーターを養成する講座の講師役であるキャラバン・メイトと、チームオレンジの中核となるチームオレンジコーディネーターの養成を行うほか、チームオレンジの立ち上げや活動を、区市町村の状況に応じてきめ細かに支援します。

#### ・ 認知症普及啓発事業〔高齢包括〕〔福祉局〕

地域において、認知症のある人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・啓発の取組を支援します。

事業者コラム

事業者コラム

## 第2章 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進

### 【目指すべき姿】

都民一人ひとりが認知症になってからも自立して、安心して他の人々と共に暮らすことができる。

### 【現状と課題】

#### <日常生活におけるバリアフリー>

- 認知症になってからも、また、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「共生社会」に向けた取組を進めることが重要です。
- 認知症になった多くの方が、買い物や移動、趣味活動など様々な場面で外出や交流の機会を減らしている実態があるため、移動、消費、金融手続、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する必要があります。
- 東京都は、都民が年齢を重ねても、買い物や交通・金融機関等の利用を行いながら、地域で安心して生活が継続できるよう、「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会」において民間事業者と連携して検討を進め、令和4年2月に「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会報告書」を取りまとめました。
- 心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習の推進など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を進めてきました。

#### <交通事業者におけるバリアフリー>

- 「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づいて案内設備の充実を進めることが必要です。

#### <高齢者の住まいの確保等>

- 高齢者の住まいには様々な種類があり、東京都では、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、身体状況等に応じて必要なサービスを受けられるよう、高齢者が安心して居住できる住まいの充実を図っています。
- 高齢化と核家族化の進展により一人暮らしの高齢者は増加しており、社会や地域とのつながりが希薄になっている高齢者もいるため、地域から孤立しがちな高齢者に対する見守りや地域における支え合いの仕組みづくりが必要です。

- マンションにおいても、居住者の高齢化に伴い、認知症のある居住者が増加し、総会での意思決定が困難になるなど、管理運営等への支障が生じることから、居住者間での認知症に対する理解を促すとともに、認知症対応に取り組む管理組合を支援することが必要です。

#### <災害時の対応>

- 各区市町村においては、国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(令和3年5月改定)に基づき、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定など避難支援体制の整備が進められています。

#### <認知症のある人と家族を地域社会全体で支える環境>

- 認知症になってからも家族と安心して暮らせるようにするためには、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けることができ、家族介護者の負担も軽減されることが重要です
- そのためには、医療・介護従事者や関係機関が連携して支援を行うとともに、地域住民や商店街、交通機関などによる見守りや家族会の活動などのインフォーマルな支援や、認知症のある人が社会に継続的につながることを含め、地域の実情に応じたネットワークづくりを進めていく必要があります。
- また、東京都は、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症のある人と伴走し、共に支え合って生きる「認知症サポーター」の養成や活動支援を進めています。
- さらに、若年性認知症のある人も含め、行方不明となった認知症のある人を早期に発見するためのネットワークづくりや、身元不明高齢者等の情報を区市町村が自ら更新し、閲覧できる都独自の関係機関の情報共有サイトを構築するなど、行方不明・身元不明高齢者の対応を実施しています。

#### 【施策の方向】

##### <日常生活におけるバリアフリー化の推進>

- 認知症のある人を含む全ての人が安全で快適に移動できるよう環境整備を進めるとともに、安心して暮らし、訪れることができるよう、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供を行うなど、円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化を推進します。
- 誰もが同一内容の情報をリアルタイムに取得し、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう情報バリアフリー環境の構築を推進するとともに、全ての人が平等

に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーの理解促進に係る取組を推進します。

- 日常生活や地域生活における移動、消費、金融、小売等の様々な生活環境について、認知症になっても利用しやすいようバリアフリー化を推進するため、「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会」における検討内容や報告書等を周知します。
- 都民、事業者、区市町村及び東京都が有機的な連携を図り、福祉のまちづくりを進めていくため、東京都福祉のまちづくり推進協議会や各種連絡協議会の仕組みを活用し、情報交換や意見調整等を促進します。
- 心のバリアフリーの意識や行動が浸透した共生社会を目指し、ホームページによる情報発信や集中的な広報活動を実施します。

#### <交通事業者におけるバリアフリー化の推進>

- 鉄道事業者は「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」などに基づき、取組を進めています。東京都では、鉄道事業者との連絡調整の場などを通じて、ユニバーサルデザインの施設づくり等に関する普及啓発を行います。
- なお、都営交通では、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」などに基づいて案内設備を整備しており、引き続きガイドライン等に基づいた整備を実施するとともに、より分かりやすい情報の提供に努めます。

#### <高齢者の住まいの確保等に向けた取組>

- 公共住宅に加え、民間賃貸住宅への入居促進による重層的な住宅セーフティネットを強化するとともに、地域で高齢者を支える仕組みの整備を支援します。
- 住宅のバリアフリー性能の向上を促進します。
- 高齢者向け住宅等の供給を促進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準強化等の取組を進めていきます。
- 認知症対応等に取り組むマンション管理組合を支援するため、認知症対応等に関する講習を受講したマンション管理士を派遣します。

#### <災害時要配慮者対策の実施>

- 東京都は、区市町村が実施する災害時要配慮者に関する情報の共有化、関係機関との連携、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成などの避難支援体制の整備や、避難所、福祉避難所、在宅における要配慮者の生活を支援する体制の整備に対

する支援を行います。

- また、要配慮者対策に係る区市町村向け指針の作成・周知などにより、区市町村における要配慮者対策の一体的な向上を図るとともに、自治体間の情報共有を図ることを目的とした福祉保健・防災担当者向け研修会を実施していきます。

<認知症のある人と家族を地域社会全体で支える環境の整備>

- 区市町村の認知症地域支援推進員が、医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター等地域の関係機関の連携を図るための支援を行うとともに、認知症カフェなどの認知症のある人や家族が集う取組や、認知症の本人と家族と一緒に参加するプログラムを提供する取組等を推進します。
- また、東京の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、認知症のある人が社会に継続的につながることや家族会の活動など認知症のある人と家族を支える地域づくりを支援します。
- さらに、介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症のある人と家族の支援に取り組む区市町村を支援します。
- 認知症サポーターの養成の支援や、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成を実施します。
- 認知症サポーターが身近な地域で活動できる場や復習を兼ねて学習できるフォローアップの機会を提供する区市町村を支援していきます。
- 「チームオレンジ」を区市町村が整備できるよう、チームオレンジコーディネーターの養成を行うほか、チームオレンジの立ち上げや活動を区市町村の状況に応じて支援します。
- 若年性認知症のある人も含め、認知症のある人の行方不明・身元不明については、区市町村におけるネットワークづくりの支援、都独自の関係機関向け情報共有サイトの活用を通じて、早期解決が図れるよう取り組んでいきます。

### 【主な施策】

#### ・福祉のまちづくりの普及・推進〔福祉局〕

高齢者、障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを実現するため、高齢者・障害者団体や事業者団体の代表者、学識経験者等で構成する東京都福祉のまちづくり推進協議会の開催やパンフレットの作成、バリアフリーに関する情報提供などを行います。

#### ・認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業〔高齢包括〕〔福祉局〕

医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介

護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援します。

・ **認知症サポーター活動促進事業〈再掲〉〔福祉局〕**

認知症サポーターの養成と認知症サポーターの活動を促進するため、認知症サポーターを養成する講座の講師役であるキャラバン・メイトと、チームオレンジの中核となるチームオレンジコーディネーターの養成を行うほか、チームオレンジの立ち上げや活動を、区市町村の状況に応じてきめ細かに支援します。

・ **認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業〔福祉局〕**

区市町村が行う、行方不明認知症高齢者を早期に発見するため、GPSを活用した見守り支援や、地域における見守りネットワークの構築のほか、家族会の育成・支援などの取組を支援します。

・ **認知症高齢者の行方不明・身元不明対策〔福祉局〕**

区市町村からの依頼に基づき、認知症が疑われる行方不明高齢者等の情報を都内区市町村などに提供する取組により、関係機関との情報共有を推進します。

・ **マンション社会的機能向上支援事業（マンション管理士派遣）〔住宅政策本部〕**

認知症対応等に取り組むマンション管理組合を支援するため、認知症対応等に関する講習を受講したマンション管理士を派遣します。

事業者コラム

事業者コラム

事業者コラム

### 第3章 認知症のある人の社会参加の機会の確保等

#### 【目指すべき姿】

都民一人ひとりが、認知症になってからも生きがいや希望を持ち、個性と能力を十分に発揮できる。

#### 【現状と課題】

##### <認知症のある人の社会参加>

- 認知症になってからも元気で心豊かに自分らしく過ごすには、一人ひとりの希望に応じて地域や社会で活躍できるとともに、他者と交流できる環境を整えることが求められています。
- 他者と交流できる社会参加の場では、その場に単身で通うことが難しい方への支援なども課題となっています。
- 認知症になってからも支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりも必要です。
- 東京都は、令和元年12月に施行した「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき、ソーシャルファームの創設及び活動の促進に向けて取り組んでいます。

##### <若年性認知症のある人への支援>

- 若年性認知症は働き盛り世代で発症するため、就労の継続、経済的な問題、配偶者と親など複数の人を同時に介護する多重介護になった場合の対応のほか、若年性認知症のある人のニーズに合ったケアを提供する社会資源が少ないことなど、高齢期に発症する認知症とは異なり、多分野にわたる課題が存在します。
- 若年性認知症のある人が利用できるサービスとしては障害福祉サービスの就労継続支援B型などがありますが、通うことが難しい場合や本人のニーズと合わない場合もあります。
- 若年性認知症のある人は認知症高齢者に比べて数が少ないことから、区市町村では支援のノウハウを蓄積することが難しい状況にあります。
- 東京都は、平成24年5月に設置した東京都若年性認知症総合支援センターと、平成28年11月に設置した東京都多摩若年性認知症総合支援センターに、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、経済的な問題や多重介護など様々な相談にワンストップで対応するなど、若年性認知症のある人と家族を支援しています。
- 若年性認知症のある人を含む様々な事情を抱える従業員について、事業主が雇用を継続できるよう支援する必要があります。

## 【施策の方向】

### <認知症のある人の社会参加の推進>

- 認知症のある人と家族や、医療福祉関係者、地元企業等の多様な主体が話し合い、社会参加の機会確保や参加支援について検討を行い、認知症になってからも孤立せず、地域の一員として自分の役割を持てるよう取組を実施します。
- 高齢者が、地域社会を支える担い手として活躍できるよう、認知症のある人を含めた高齢者の活動の場をつくり、生活支援サービスの充実と介護予防の両立を図る区市町村の取組を支援します。
- 認知症のある人を含めた就労に困難を抱える方を雇用する意欲の醸成と雇用の促進を図るため、セミナーや動画等によりソーシャルファーム等に関する情報を発信します。

### <若年性認知症のある人への支援の充実>

- 若年性認知症についての理解を深めるための普及啓発や、企業、介護・障害サービス事業所、医療機関向け研修会を実施するとともに、若年性認知症のある人の居場所づくりや社会参加の促進等を支援することにより、地域における支援体制の充実を図ります。
- 身近な地域で支援が受けられるよう、様々な問題を抱える家族介護者の心理的サポートや家族間の交流を行う家族会への支援、若年性認知症のある人の活動を支援するための拠点整備に取り組む区市町村を支援します。
- 若年性認知症コーディネーターを配置した都内2か所の若年性認知症総合支援センターにおいて、ワンストップ相談窓口としての若年性認知症のある人と家族への相談支援やサービス調整、ピアサポーターによる本人支援を充実していきます。
- また、若年性認知症総合支援センターにおいて蓄積したノウハウを活用し、地域包括支援センターの職員など支援者向け研修を実施するなど、地域における相談支援対応力を向上していきます。
- さらに、発症初期から本人の状態に合わせた適切な支援を提供することができるよう、若年性認知症総合支援センターが、医療、介護、福祉、雇用をはじめとした多様な主体の相互連携を促進し、顔の見える関係を構築します。
- 病気治療等と仕事の両立に向けた企業の取組事例等の発信や、様々な事情を抱える従業員等が就業継続できる職場環境の整備を推進していきます。

## 【主な施策】

- ・ 認知症の人の社会参加推進事業〔福祉局〕

認知症のある人と家族や、医療福祉関係者、地元企業等の多様な主体が話し合い、認知症のある人が地域の一員として自分の役割を持てるよう、認知症のある人の社会参加を推進します。

- **生活支援体制整備強化事業〔福祉局〕**

生活支援・介護予防サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加を推進するため、地域資源の開拓や地域活動の担い手の養成等を行う生活支援コーディネーターの養成・資質向上を図り、各区市町村が適切に配置できるように支援します。

- **若年性認知症支援事業〔福祉局〕**

職場における若年性認知症のある人への理解と支援の機運を高めるため、企業の人事担当者等を対象に研修会を開催するとともに、介護保険サービス事業所等における若年性認知症のある人の受入促進及び支援の質の向上を図るため、事業者等向け研修会を開催します。また、若年性認知症の疑いがある人への診断を正しく行うとともに、本人及び家族等が、心理的な支援や生活・介護全般での支援、本人の意欲・能力に応じた就労の継続等の適切な診断後支援を受けられるよう、医療従事者等を対象に、若年性認知症に関する正しい知識や支援方法等を習得するための研修会を開催します。

- **若年性認知症の人と家族を支える体制整備事業〔高齢包括〕〔福祉局〕**

若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症のある人の活動を支援するための拠点整備を行う区市町村の取組を支援します。

- **若年性認知症総合支援センター運営事業〔福祉局〕**

若年性認知症のある人、家族、区市町村、地域包括支援センター等の専門機関に対するワンストップ相談窓口を設置することにより、若年性認知症のある人を早期に適切な支援に結び付け、若年性認知症特有の問題解決を図ります。また、発症初期から本人の状態に合わせた適切な支援を提供することができるよう、医療、介護、福祉、雇用など多様な主体の相互連携を促進し顔の見える関係を構築します。

事業者コラム

事業者コラム

## 第4章 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護

### 【目指すべき姿】

都民一人ひとりが、認知症になってからも自分の能力を最大限に活かして、自らの意思に基づいた生活を送れるよう適切な支援を受けることができ、権利が守られる。

### 【現状と課題】

#### <意思決定支援>

- 都民一人ひとりが、認知症になってからも自身の権利が大切にされ、権利を不当に侵害されない社会をつくる必要があります。
- 認知症になってからも、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるように、認知症のある人への意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図る必要があります。
- そのためには、認知症になっても一人一人が自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことが重要であるといった意思決定支援の重要性を、支援に関わる人々が認識することが必要ですが、地域の社会資源の状況などにより、課題が異なります。
- また、必要な医療・介護・生活支援等を途切れることなく提供していくためには、多職種が協働して意思決定支援を行いながら、医療・介護従事者や関係機関が連携して支援の提供を行っていくことが不可欠です。
- 人生の最終段階にあっても本人の尊厳を尊重し医療・介護等が提供されるよう、多職種協働により、あらかじめ本人の意思決定を支援する取組を推進する必要があります。
- 住み慣れた地域でその人らしく暮らし、希望に沿った最期を迎えられるようにするためにも、自らが望む医療やケアについて、本人と家族、保健・医療・福祉関係者等で、あらかじめ十分に話し合い、共有するアドバンス・ケア・プランニング（ACP）については、更なる普及啓発が必要です。

#### <権利擁護>

- 認知症と診断されていなくても、金銭管理や書類管理等が難しいケースは多くあります。東京都は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方に対し、自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービスや書類等預かりサービスを提供する社会福祉協議会の取組を支援しています。
- これらの対象者に加えて、東京都独自に、判断能力はあるが要介護等で支援が必要な高齢者と身体障害者に対しても支援を行っています。

- これらと併せて、福祉サービスの円滑な利用を目的とした一元的な利用相談窓口や、サービスの適切な利用と権利侵害の未然防止・解決を図るための苦情対応機関を住民に身近な区市町村に設置することで、福祉サービスの利用支援体制の構築を図っています。
- 判断能力が更に低下した場合には、成年後見制度の利用が必要となるため、この相談窓口では、成年後見制度の利用相談も行い、制度の利用につなげています。
- 一方で、判断能力が十分ある段階での支援も求められています。高齢者人口の増加に伴い、一般世帯に占める高齢者単独世帯の割合の増加が見込まれます。判断能力が十分なうちに終活等、将来の準備をしておきたいという高齢者のニーズに対応することが求められています。
- 令和3年4月、区市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、個人や世帯が抱える地域生活課題に対応するため、包括的な支援体制の整備を目的とする、重層的支援体制整備事業が創設されました。これまで構築してきた権利擁護支援の地域連携ネットワークを包括的支援体制の中に位置付け、連携を図っていくことが重要となっています。

#### <成年後見制度>

- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する成年後見制度の必要性が高まっていますが、制度につながるまでに時間がかかるなどの課題があります。
- 本人を適切に支援するためには、支援ニーズを見落とさずに適切な成年後見制度の活用につなげることができる体制を整備する必要があります。
- 平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。本計画において、区市町村は中核機関を中心とした地域連携ネットワークづくりと区市町村計画の策定推進に努め、都道府県は市民後見人や法人後見実施団体といった担い手の確保・育成や、区市町村長申立て及び意思決定支援研修の実施等広域的な観点から地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援を行うこととされています。

#### <高齢者虐待への対応>

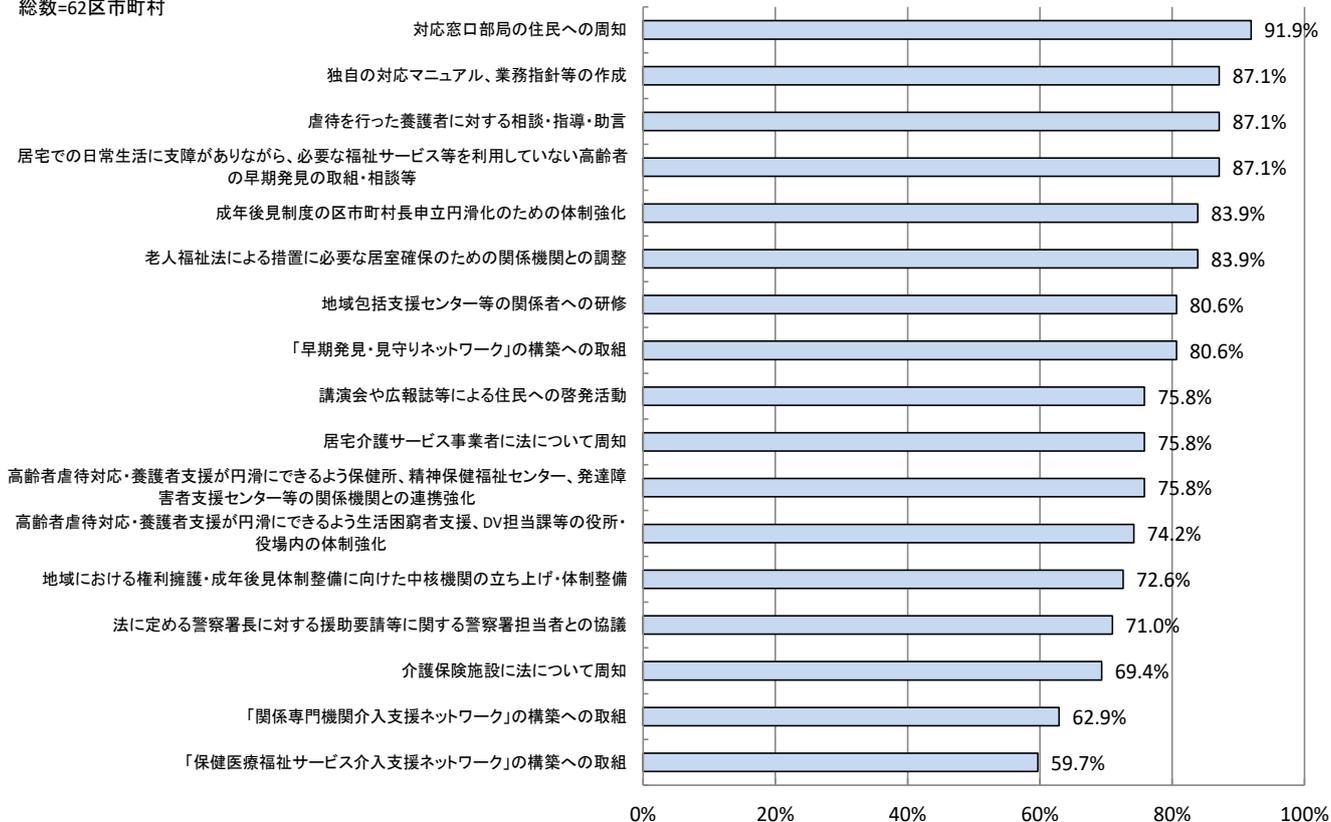
- 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は、増加傾向にあります。

- 多くの区市町村では、養護者による高齢者虐待の対応窓口は地域包括支援センターが担っており、通報受理後の対応方法や虐待防止のための体制整備については、地域により取組状況に違いが見られます。
- 認知症についての理解不足は不適切なケアにつながる可能性があります。
- 老老介護、ダブルケア、8050問題、孤立など複合した課題を有する場合もあり、家族介護者への支援の観点も必要です。
- 家族等による虐待のほか、介護保険施設、居宅介護サービスなど入所、訪問、通所の利用形態を問わず、高齢者の生活を支えるサービスに従事する介護職員等による虐待も増加傾向にあり、大きな課題です。
- 介護保険施設等は、介護が必要な高齢者に対し、専門職が業務としてサービスを提供する施設であり、そこでの虐待はあってはならないもので、虐待が疑われる場合には、区市町村による迅速・適切な事実確認が求められます。
- 東京都は、東京都高齢者・障害者権利擁護支援センターにおいて、区市町村及び地域包括支援センターを対象とした社会福祉士等の専門職による相談支援等を実施しています。

同センターでは、区市町村等から相談のあったケース一つ一つに対し、認知症のある人の行動障害等へのアセスメントの視点や養護者支援、関係機関との連携等を含めて、専門的な観点から解決に向けて助言等を行っています。

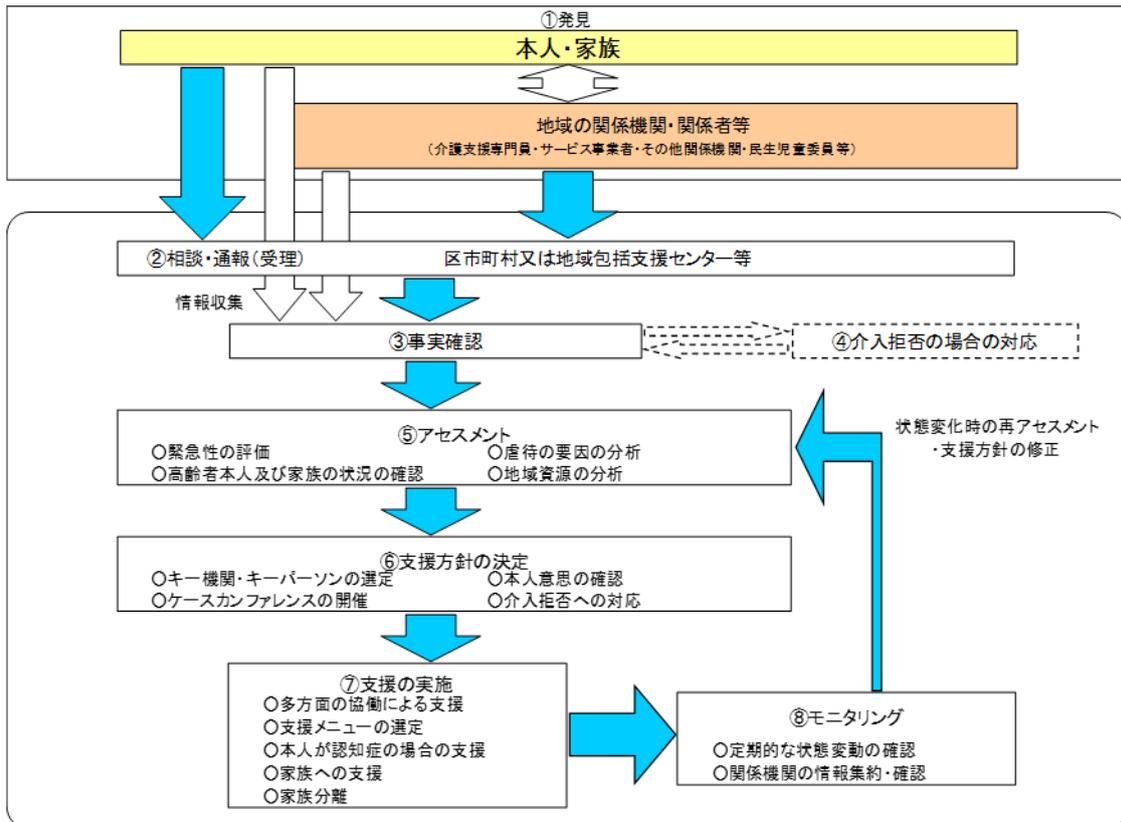
## 区市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等に関する状況

総数=62区市町村



資料：東京都福祉保健局「令和4年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

## 養護者による高齢者虐待事例対応の基本的な流れ



資料：東京都福祉局高齢者施策推進部作成

### <消費生活における被害の状況>

- 令和5年度に都内の消費生活センターに寄せられた高齢者（60歳以上）の消費生活相談件数は43,492件で、全相談件数に占める割合は相談全体の約3割です。高齢者からの相談に係る契約金額の平均は119万円で、59歳以下の平均金額100万円と比較して高額となっています。<sup>1</sup>
- 高齢者の消費者被害の救済・未然防止・拡大防止のための取組については、区市町村や関係機関との連携が必要です。既に都内の全区市町村で、高齢者福祉部門、消費生活センター、民生委員・児童委員、町会・自治会、介護事業者などによる高齢者の見守りネットワークが形成されており、近年は消費者被害防止の視点を考慮した運営も着実に増えてきています。
- 特殊詐欺の刑法犯認知件数について見ると、平成28年までは2,000件前後で増減を繰り返していましたが、平成29年には3,510件と急増し、平成30年には4,185件（平成30年からキャッシュカード詐欺盗を含む）と過去最悪を記録しました。令和5年には2,918件と若干減少となりましたが、依然として高止まりが続いています。

<sup>1</sup> 令和5（2023）年度消費生活相談概要

また、被害額については、平成 30 年に 88.7 億円と過去最悪の被害額となっています。令和 5 年の認知件数は 2,918 件、被害額は約 81.5 億円で、令和 4 年よりも認知件数は 300 件減少しておりますが、被害額は約 13.7 億円増加しています。<sup>2</sup>

## 【施策の方向】

### <意思決定支援の推進>

- 医療・介護従事者が、本人の意思を尊重しながら診療や支援を行うとともに、一人ひとりの特性に応じた意思決定支援が行えるよう「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を活用して、医療・介護従事者への研修を充実していきます。
- 東京都が作成した普及啓発小冊子等やシンポジウム等を通じて、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）について都民に一層の周知を図っていくとともに、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）に関する理解促進と対応力の向上を図るための研修を地域の医療・介護関係者に対して実施していきます。

### <権利擁護の推進>

- 認知症高齢者等で判断能力が不十分な方々に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行い、利用者の生活と権利を守る取組を行う東京都社会福祉協議会を支援します。
- 区市町村が行う、福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、成年後見制度の利用相談、判断能力が十分とはいえない方の権利擁護相談など、福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施するための体制整備を支援します。
- 全ての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを社会全体で支え合いながらともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に向け、重層的支援体制整備事業の取組を支援するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークとの連携を推進します。
- 単身の高齢者などが、判断能力があるうちから将来の生活への準備ができるよう、終活等を支援する総合的な相談窓口を設置し、任意後見などの必要な制度等へとつなぐ体制整備を行う区市町村を支援します。

### <成年後見制度の利用促進>

- 成年後見制度（任意後見を含む）について都民の理解を促進するとともに、成年後

---

<sup>2</sup> 警視庁「特殊詐欺根絶アクションプログラム・東京」

見制度の利用促進のための取組を行う区市町村への支援を行います。

- 本人の状況に合った後見人候補者を推薦するマッチング機能の強化を図る区市町村や、選任後も親族後見人等を継続的にサポートする区市町村を支援します。
- 費用負担能力や身寄りのない人でも制度を活用できるよう、申立経費や後見報酬の助成などに取り組む区市町村を支援します。
- 家庭裁判所が都道府県を単位とする機関であることから、家庭裁判所や、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の専門職団体、認知症等の当事者団体、社会福祉協議会、行政機関等と「東京都成年後見地域連携ネットワーク会議」を開催するなど連携の強化を進めます。

また、令和元年度に締結した「区市町村への弁護士等の派遣協力を盛り込んだ協定」に基づき、区市町村の体制強化を支援します。

#### <高齢者虐待の防止>

- 高齢者虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応ができる体制の確保に向け、区市町村、介護サービス事業者等における人材の育成に努めます。
- 区市町村及び地域包括支援センターを対象とした相談支援において、認知症のある人の行動障害等へのアセスメントの視点や養護者支援、関係機関との連携等を含めて、専門的な観点から解決に向けて助言等を行うなど、高齢者虐待対応窓口である区市町村を支援します。

#### <消費生活における被害防止に向けた啓発>

- 東京都では、高齢者の見守りネットワークの更なる強化に向けた区市町村の取組に対する支援を実施するとともに、高齢者自身はもとより、家族、介護事業者、地域住民等高齢者を取り巻く人々への消費者教育を行い、消費者被害の未然・拡大防止を図ります。
- 具体的対策として、区市町村の見守りネットワークに関する調査結果等を踏まえた取組や消費者安全確保地域協議会設置の推進などの支援を行います。
- また、介護事業者等の高齢者を見守る人々を対象にした出前講座による人材育成や配送業務等で各家庭を訪問する事業者と連携し、高齢者宅等に悪質商法被害に関する注意喚起情報（リーフレット）を声かけしながら手渡しで届ける取組を実施します。
- さらに、都民の身近で発生し、脅威となっている特殊詐欺の根絶に向け、社会全体の機運醸成や、特殊詐欺対策についての高齢者の理解浸透を目指し、様々な媒体を活用した広報啓発活動を実施します。

## 【主な施策】

### ・ ACP 推進事業〔保健医療局〕

医療・介護関係者を対象とした、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）に関する実践力の向上を図るための研修を実施し、普及啓発リーフレット等を活用した都民への効果的な支援やACPに関する理解を促進するための人材の育成を進めることで、都民への普及啓発を図っていきます。

### ・ 日常生活自立支援事業〔福祉局〕

認知症高齢者等の判断能力が十分とは言えない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用に当たって必要な手続、日常的な金銭管理などについての支援を行います。

なお、本事業は本人との契約により実施されるため、内容を理解し、契約を締結することができる程度の判断能力のある人を対象とします。

### ・ 福祉サービス総合支援事業〔地域福祉包括〕〔福祉局〕

住民に身近な区市町村が行う、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力が十分とは言えない人の権利擁護相談などの福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施するための体制整備を支援します。

### ・ 苦情対応事業〔福祉局〕

利用者に身近な地域において実施される福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、利用者が安心して自ら福祉サービスを選択し利用することができるよう、福祉サービスの利用に際しての相談や苦情に適切に対応できる仕組みを整備します。なお、介護保険サービスに関する苦情については、原則として、区市町村の介護保険担当課や東京都国民健康保険団体連合会が優先します。

### ・ 単身高齢者等の総合相談支援事業〔地域福祉包括〕〔福祉局〕

区市町村が行う、単身高齢者等が元気なうちから将来の準備ができるよう、終活支援の総合的な相談窓口を設置し任意後見などの必要とする制度等へつなげる取組などを支援します。

### ・ 成年後見活用あんしん生活創造事業〔地域福祉包括〕〔福祉局〕

成年後見制度の積極的な活用を図るため、区市町村による成年後見制度推進機関の設置を促進するとともに、後見人等候補者の養成、本人の状況に合った後見人候補者の推薦、選任後の定期支援、申立経費や後見報酬に対する助成等の取組を支援します。

### ・ 重層的支援体制整備事業〔福祉局〕

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を整備する区市町村を支援します。

### ・ 歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業〔福祉局〕

歯科医師や薬剤師、病院勤務以外の看護師等医療従事者に対し、認知症のある人への対応力の向上や関係機関との連携の促進等に関する研修を実施します。

また、病院等で指導的な役割にある看護職員に対し、認知症ケアの実践的な対応やマネジメントに関する研修を実施し、病院等の認知症対応力の向上を図ります。

### ・ 高齢者権利擁護推進事業〔福祉局〕

区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた研修を実施します。

### ・ 地域包括支援センター職員研修等事業〔福祉局〕

地域包括支援センターに配置される職員に対して、地域包括支援センターの意義、

他の専門職との連携等の業務について理解し、業務を行う上で必要な知識及び技術の習得・向上を図るための研修を行います。

・**高齢者虐待防止対策事業〔高齢包括〕〔福祉局〕**

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく、虐待の防止と養護者への支援を実施するための体制整備、啓発活動など区市町村が独自で行う取組を支援します。

・**高齢者虐待事案への的確な対応〔警視庁〕**

高齢者や地域住民からの相談等により虐待の実態を把握し、関係機関と連携して、保護を要する高齢者への早期対応と虐待事案への的確な対処を行います。

・**高齢者被害防止キャンペーン〔生活文化スポーツ局〕**

敬老の日を含む毎年9月を悪質商法による「高齢者被害防止キャンペーン月間」とし、ポスター、リーフレット、ステッカー等の啓発資料を作成・配布するとともに、交通広告等による啓発を行います。

また、期間中に「高齢者被害特別相談（3日間）」も実施します。

・**高齢者見守り人材向け出前講座〔生活文化スポーツ局〕**

高齢者の身近な存在である訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員、民生委員・児童委員等を対象に、悪質商法の手口、被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて出前講座を行います。

・**悪質商法注意喚起プロジェクト〔生活文化スポーツ局〕**

配送業務等で各家庭を訪問する事業者と連携して、悪質商法被害に関する注意喚起情報（リーフレット）を、声かけをしながら手渡しで届けます。

・**高齢者被害に係る消費生活相談体制の強化〔生活文化スポーツ局〕**

東京都消費生活総合センターに高齢者専用の相談窓口「高齢者被害 110 番」、高齢者の身近にいるホームヘルパー、ケアマネジャー等が地域の高齢者被害について通報や問合せをするための専用電話「高齢消費者見守りホットライン」を開設し、高齢者の相談を集中して受け付けます。

・**特殊詐欺対策〔生活文化スポーツ局〕**

警視庁、区市町村と連携し、各自治体等が主催する防犯講習会等に講師を派遣し、手口の解説や対策の説明に加え、会場において特殊詐欺を模した電話やSMSを体験させる「特殊詐欺被害防止に向けた体験型啓発」や特殊詐欺の手口を分かりやすく解説した高齢者向けの被害防止リーフレットの作成・配布、プロの劇団員による「特殊詐欺被害防止公演」、金融機関職員等に対する講習会の開催など、様々な媒体を活用した広報啓発活動を実施します。

・**高齢者の防犯対策〔警視庁〕**

高齢者の犯罪被害等に関し、関係機関との情報共有を行うとともに、高齢者が犯罪被害にあわないために必要な防犯対策について各種警察活動を通じて情報発信を行い高齢者の防犯意識の高揚を図ります。

また、子や孫世代にも警視庁の防犯アプリ「D i g i P o l i c e」等を利用して犯罪発生情報や防犯情報の提供を行い、社会全体で高齢者を犯罪被害から守る気運の醸成に取り組みます。

事業者コラム

事業者コラム

## 第5章 相談体制の整備等

### 【目指すべき姿】

都民一人ひとりが、自身や家族が認知症になってからも必要な時に適切な相談支援を受けられることができ、孤立することがない。

### 【現状と課題】

#### <日常的な相談支援>

- 認知機能の低下がみられる人、認知症のある様々な状態の人とその家族などが、必要な社会的支援につながれるよう、相談体制を整備するとともに、職場や近所、友人などの身近な関係でも認知症について気軽に話ができる地域づくりを推進する必要があります。
- 認知症のある人や家族が、診断後早い段階で他の認知症のある人やその家族に出会い、その経験に触れられるよう、ピアサポーターによる相談を推進することも重要です。
- 地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として区市町村が設置しています。
- 認知症疾患医療センターは、各地域において認知症のある人とその家族を支援する体制を構築するために、医療機関相互や医療と介護の連携の推進役として東京都が指定しています。
- 都内2か所の若年性認知症総合支援センターは、ワンストップ相談窓口としての若年性認知症のある人と家族への相談支援やサービス調整、ピアサポーターによる本人支援などを実施しています。
- 判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険サービスの利用援助や日常的な困りごとについて、気軽に相談できる窓口が求められます。

#### <家族介護者への相談支援>

- 認知症になってからも家族と安心して暮らせるようにするためには、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けられることができ、家族介護者の負担も軽減されることが重要です。(再掲)
- 認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)などの地域密着型サービス事業者には、支援ノウハウを活かした地域における認知症ケアの拠点としての役

割のほか、地域に開かれた透明性の高い事業運営を期待されており、国は令和3年度に「認知症伴走型支援事業」を創設しました。

- 東京都は、平成21年度から「認知症地域支援ネットワーク事業」により、認知症支援拠点として地域の認知症のある人と家族を支える介護サービス事業者の取組を促進する区市町村を支援しています。
- 家族介護者は、老老介護、ダブルケア、8050問題、孤立など複合した課題を有する場合もあります。
- ヤングケアラーについては令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーの定義（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）や、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象であることが明記されました。
- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に気づき、適切な支援につなげることが求められます。
- 令和12年には全国で、家族を介護する人のうち、約4割がビジネスケアラーに、介護離職者も11万人となることを見込まれます。

## 【施策の方向】

### <日常的な相談支援の充実>

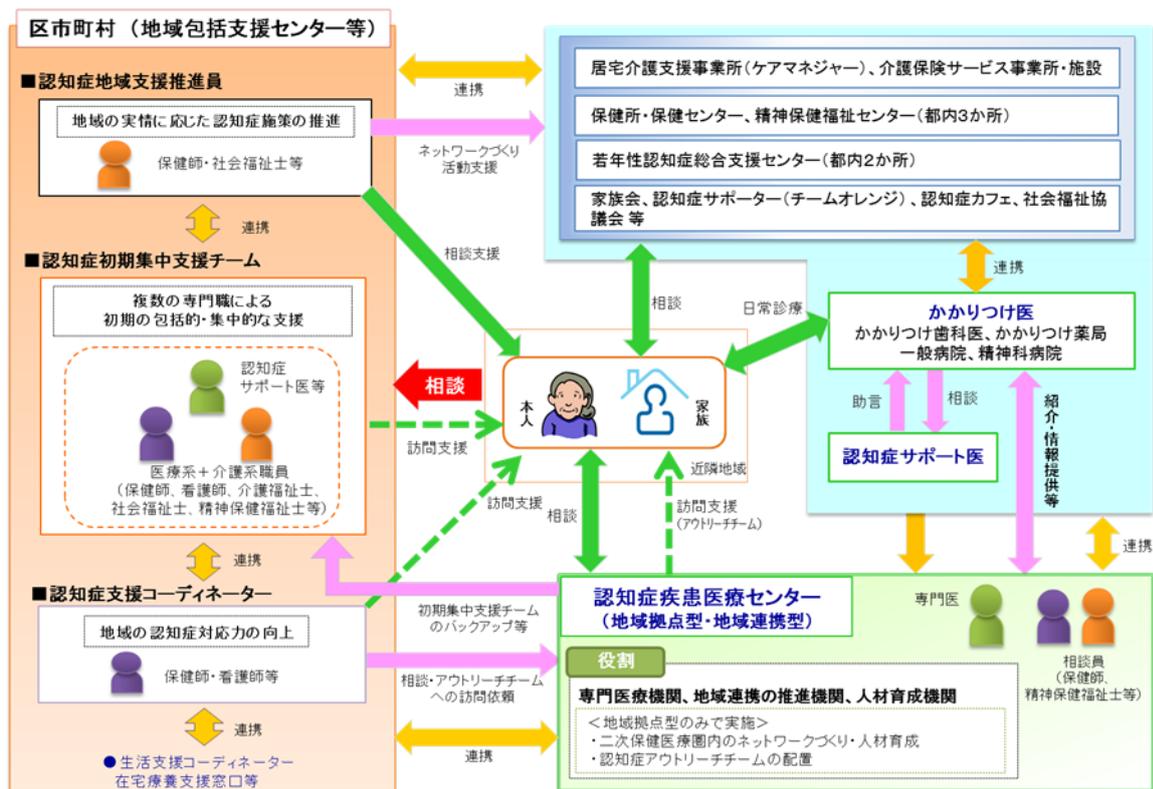
- 地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、東京都若年性認知症総合支援センターなどによる相談支援機能の維持・向上を図ります。
- 各地域で身近な相談窓口の設置が進むよう、福祉サービスの利用相談や権利擁護に関する取組を行う区市町村等へ支援を行います。
- 東京都社会福祉協議会と区市町村社会福祉協議会が連携して、認知症高齢者等で判断能力が不十分な方々に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行い、利用者の生活と権利を守る取組を支援します。
- 単身の高齢者などが、判断能力があるうちから将来の生活への準備ができるよう、終活等を支援する総合的な相談窓口を設置し、任意後見などの必要な制度等へとつなぐ体制整備を行う区市町村を支援します。（再掲）

### <家族介護者への相談支援の充実>

- 介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症のある人と家族の支援に取り組む区市町村を支援します。（再掲）

- 認知症支援拠点として地域の認知症のある人と家族を支える介護サービス事業者の取組を促進する区市町村を支援します。
- 家族介護者支援の広域ネットワーク及び専門性を有する民間支援団体と連携し、認知症家族介護者によるピア相談を実施します。
- ヤングケアラーへの支援については、令和4年度に立ち上げた子供政策総合推進本部の下に設置されている、関係局で構成する「子供政策連携推進チーム」において、子供・子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題の一つとして取り上げており、組織横断的に取り組んでいきます。
- 令和5年度に開設したホームページ「ヤングケアラーのひろば」を活用して広く社会に向けて情報を発信し、普及啓発の取組を進めていきます。
- 児童・介護・医療・障害・教育分野等の多機関連携促進のため、ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営を行うとともに、支援機関の連携のつなぎや助言等を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援として、区市町村に対する補助を行います。
- 介護支援専門員の法定研修において、ヤングケアラーを含む家族に対する支援の重要性や目的、関連する支援施策の動向等に関する知識や理解を深めるための講義と演習を実施しています。
- 相談のしやすい場の整備として、ピアサポート等の悩み相談、家事支援ヘルパー派遣等を行う団体、悩みや経験を共有するオンラインサロンを設置運営する団体を支援する東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業を実施していきます。
- 企業・労働者双方に介護休業等の制度周知等を行うとともに、中小企業等による柔軟な働き方や職場環境の整備等を推進していきます。

## 東京都における認知症のある人と家族の生活を支える体制のイメージ図



資料：東京都福祉局高齢者施策推進部作成

### 【主な施策】

- 高齢者権利擁護推進事業〈再掲〉〔福祉局〕**  
 区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた研修を実施します。
- 日常生活自立支援事業〈再掲〉〔福祉局〕**  
 認知症高齢者等の判断能力が十分とは言えない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用に当たって必要な手続、日常的な金銭管理などについての支援を行います。  
 なお、本事業は本人との契約により実施されるため、内容を理解し、契約を締結することができる程度の判断能力のある人を対象とします。
- 福祉サービス総合支援事業〔地域福祉包括〕〈再掲〉〔福祉局〕**  
 住民に身近な区市町村が行う、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力が十分とは言えない人の権利擁護相談などの福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施するための体制整備を支援します。
- 苦情対応事業〈再掲〉〔福祉局〕**  
 利用者に身近な地域において実施される福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、利用者が安心して自ら福祉サービスを選択し利用することができるよう、福祉サービスの利用に際しての相談や苦情に適切に対応できる仕組みを整備します。なお、介護保険サービスに関する苦情については、原則として、区市町村の介護保険担当課や東京都国民健康保険団体連合会が優先します。
- 単身高齢者等の総合相談支援事業〔地域福祉包括〕〈再掲〉〔福祉局〕**

区市町村が行う、単身高齢者等が元気なうちから将来の準備ができるよう、終活支援の総合的な相談窓口を設置し任意後見などの必要とする制度等へつなげる取組などを支援します。

・ **認知症疾患医療センター運営事業〔福祉局〕**

東京都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関係者等との連携の推進、認知症のある人と家族介護者等への支援、人材の育成等を行うことにより、認知症のある人の地域生活を支える医療体制の構築を図ります。

また、地域拠点型認知症疾患医療センターに、区市町村と連携して、受診困難な認知症のある人等への訪問支援を行う認知症アウトリーチチームを配置します。

・ **若年性認知症総合支援センター運営事業〈再掲〉〔福祉局〕**

若年性認知症のある人、家族、区市町村、地域包括支援センター等の専門機関に対するワンストップ相談窓口を設置することにより、若年性認知症のある人を早期に適切な支援に結び付け、若年性認知症特有の問題解決を図ります。また、発症初期から本人の状態に合わせた適切な支援を提供することができるよう、医療、介護、福祉、雇用など多様な主体の相互連携を促進し顔の見える関係を構築します。

・ **民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業〔福祉局〕**

認知症のある人の家族介護者が心理的に孤立しないように、家族介護の経験がある人が相談員として対応する電話相談を実施します。

事業者コラム

事業者コラム

事業者コラム

## 第6章 認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援

### 【目指すべき姿】

都民一人ひとりが、認知症や認知機能の障害に早く気づき、早期に診断や支援を受けることができ、認知症になってからもその人の希望に応じて、科学的知見に基づく予防に取り組むことができる。

### 【現状と課題】

#### <早期の気づき、早期診断・早期支援及び地域連携>

- 認知症は、早い段階から適切な治療を受けることで、改善が可能なものや進行を遅らせることができる場合があります。また、症状が軽いうちに本人や家族が認知症への理解を深めることで、今後の生活の準備をすることができます。
- 認知症や軽度の認知機能障害がある人が、どこに暮らしていても早期に必要な対応につながるようなことが必要です。
- 気づきから診断、介護保険サービスにつながるまでの「空白の期間<sup>3</sup>」では、本人や家族は相談へのためらい、将来への不安などを抱えています。
- 診断を受けた後、本人や家族が認知症とともに生きることを受け入れるまでには時間がかかります。その間について、ピアサポーターによる相談支援などの積極的な情報提供や、他者と交流できる社会参加の場への参加支援などが必要です。また、診断を受けた後も、所属しているコミュニティにつながり続けられるよう、認知症への正しい理解についての都民への普及啓発なども必要です。
- 平成25年度から、区市町村に配置した認知症支援コーディネーターと地域拠点型認知症疾患医療センターの認知症アウトリーチチームが連携して、認知症の疑いがあるが受診が難しい高齢者等を訪問支援する仕組みを構築するなど、認知症の早期診断・早期支援の取組を推進してきました。
- 平成30年度からは、全ての区市町村が、認知症サポート医等の医師、医療・介護の複数の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症のある人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う取組を進めています。
- 認知機能低下のある人や、認知症のある人の早期診断・早期支援のためには、地域の関係機関の日頃からの有機的な連携が必要です。地域包括支援センター、かかりつ

<sup>3</sup> 認知症の診断前後において、認知症のある人や家族等へ適切な支援が行き届きにくい期間。

自身の認知機能について違和感を覚えることが多くなってから、医療機関等に行き認知症の診断を受けるまでに「空白の期間」が生じる（「空白の期間Ⅰ」）。また、認知症の診断直後や初期の方は介護保険サービスの対象となりにくく、地域社会から孤立し、場合によっては進行を待つだけの「空白の期間」が生じる（「空白の期間Ⅱ」）。

け医等は、関係機関のネットワークの中で、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いがある人に早期に気づいて適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等が支援を希望した場合には、適切に支援する必要があります。

- 本人自身が早く気づき、早期対応できるよう、適切に情報提供及び支援を行うことも必要です。

#### <認知症の発症や進行を遅らせるための取組>

- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧改善等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症予防に資する可能性が示唆されており、地域でこうした活動に参加できる環境の整備を進め、認知症の発症遅延やリスク低減、早期対応等、認知症予防に資する可能性のある取組を推進していく必要があります。
- 全ての都民が、認知症になってからも、その人の希望に応じて科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにすることが必要です。
- 都内区市町村で一般的な高齢者の居場所（通いの場等）において認知症のある人を受け入れているのは、令和6年4月現在56区市町村となっています。
- 現時点では、認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分であることから、エビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組が重要です。
- 「フレイル」とは、加齢に伴い筋力・認知機能等の心身の活力が低下し、要介護状態となる危険性が高くなった状態を指し、健康な状態と介護が必要な状態の間を意味します。
- 要介護高齢者の多くが、このフレイルという段階を経て徐々に要介護状態になりますが、適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能であるとされているため、健康寿命を延伸するには、フレイル予防に取り組むとともに、フレイルの兆候に早期に気づいて適切な対策をとることが重要です。
- フレイル予防は、より早期からの介護予防（要介護状態の予防）ということができ、介護予防・フレイル予防は、認知症予防にも資するとされています。
- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターには、認知症のある人や家族等の協力を得ながら収集した、認知症に関するエビデンスとなる臨床・研究に係る膨大なデータが蓄積されており、これらのデータを活用し、認知症との共生・予防に向けた研究を進めていくことが必要です。

#### 【施策の方向】

### ＜早期の気づき、早期診断・早期支援及び地域連携の推進＞

- 認知症の早期診断と早期支援を促進するため、普及啓発、認知機能検査、検診後の支援の仕組みづくりを進めるとともに、軽度の認知機能障害から認知症の初期、中・重度までの段階に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを推進していきます。
- 地域における支援体制を構築するため、各区市町村（島しょ地域等を除く。）に設置した認知症疾患医療センターにおいて、専門医療を提供するとともに医療機関同士及び医療・介護の連携を推進していきます。
- 地域拠点型認知症疾患医療センターでは、認知症疾患医療・介護連携協議会の開催、地域の医療・介護従事者向け研修の実施等により、身体合併症や行動・心理症状を有する認知症のある人も地域で暮らし続けられるよう体制づくりを進めていきます。
- 認知症の医療・介護・生活支援等に関する専門的な知識や情報を持ち、個別ケース支援のバックアップ等を担う認知症支援コーディネーターを配置する区市町村を支援することにより、地域の認知症対応力向上を図っていきます。
- 地域拠点型認知症疾患医療センターに、認知症専門医、看護師、精神保健福祉士等で構成する認知症アウトリーチチームを配置し、認知症支援コーディネーター等の依頼に応じて、認知症初期集中支援チームでは対応が難しい場合に、自宅への訪問などにより本人や家族等に必要な情報を提供するほか、適切なサービス等につなげる取組を推進していきます。
- さらに、認知症アウトリーチチームが培った訪問支援のノウハウを提供するなど、認知症初期集中支援チームの円滑な活動を支援していきます。

### ＜認知症の発症や進行を遅らせるための取組の推進＞

- 住民主体の通いの場づくりをはじめとした一般介護予防事業において、地域の介護予防活動の拡大や、認知機能低下予防を含むフレイル予防の観点での機能強化を図る区市町村を支援するとともに、認知症のある人も積極的に受け入れるよう促していきます。
- 国立長寿医療研究センター・東京都健康長寿医療センター等の研究機関が開発した認知症予防プログラムの活用や、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関との連携などにより、認知症予防に取り組む区市町村を支援します。
- 東京都健康長寿医療センターに設置する「東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター」が、住民主体の通いの場づくりをはじめとした介護予防・フレイル予防活動等を推進する区市町村に対し、人材育成や相談支援等の専門的・技術的な支援を実施していきます。

- 東京都健康長寿医療センターでは、保有する生体試料、画像データ等のビッグデータを取りまとめ、認知症研究の基盤として構築したデータベースについて、オープンデータとして民間企業や研究機関への提供を含め利活用を図り、認知症の治療法や創薬等の研究に活用していきます。
- また、センターにおいてもビッグデータを活用し、認知機能の低下抑制につながる生活習慣改善等の手法を開発し、認知症の発症予防を図る取組を推進するとともに、アルツハイマー病の原因物質の脳内での蓄積状況を血液検査で判別できるバイオマーカーの研究開発や、新たな認知症抗体医薬（ドナネマブ）の投与終了の判断に必要な画像検査の支援ツールの開発を通じて、認知症検査における患者の経済的・身体的負担の軽減や、診断・治療の精度向上につなげていきます。

### 【主な施策】

#### ・介護予防・フレイル予防支援強化事業〔福祉局〕

東京都健康長寿医療センターに設置する「東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター」が、住民主体の通いの場づくりをはじめとした介護予防・フレイル予防活動等を推進する区市町村に対し、人材育成や相談支援等の専門的・技術的な支援を行います。

また、通いの場等の介護予防活動の拡大や、フレイル予防の観点での機能強化等を推進する「東京都介護予防・フレイル予防推進員」を配置する区市町村に対し、配置に係る経費について補助します。

#### ・認知症予防推進事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕

研究機関が開発した認知症予防プログラムを活用した取組や、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関と連携した取組等、区市町村における認知症予防の取組を支援します。

#### ・共生社会の実現を支える認知症研究事業〔福祉局〕

東京都健康長寿医療センターが実施してきた認知症研究の知見を活かし、認知症のある人の社会参加や認知機能低下の抑制等、共生社会の実現を支えるための研究を推進します。

#### ・認知症疾患医療センター運営事業〈再掲〉〔福祉局〕

東京都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関係者等との連携の推進、認知症のある人と家族介護者等への支援、人材の育成等を行うことにより、認知症のある人の地域生活を支える医療体制の構築を図ります。

また、地域拠点型認知症疾患医療センターに、区市町村と連携して、受診困難な認知症のある人等への訪問支援を行う認知症アウトリーチチームを配置します。

#### ・認知症支援コーディネーター事業〔高齢包括〕〔福祉局〕

地域における認知症の専門家であり、認知症の医療・介護・生活支援等の専門的な知識や情報を持ち、個別ケース支援のバックアップ等を担う「認知症支援コーディネーター」を配置する区市町村を支援します。

#### ・認知症初期集中支援チーム員等研修事業〔福祉局〕

認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員が、その役割を担うため

の知識・技能を習得するための研修の受講促進を図ります。

・ **認知症とともに暮らす地域あんしん事業 [一部高齢包括]〔福祉局〕**

軽度の認知機能障害から認知症の初期、中・重度までの段階に応じて、適切な支援が受けられる体制を構築するため、以下の取組を実施します。

- ① 地域の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症検診と地域における検診後のサポートを推進します。
- ② 軽度の認知機能障害や認知症の初期段階から継続的な支援ができる地域づくりを推進する区市町村の支援を行います。
- ③ 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働し、行動・心理症状の改善が期待される「日本版 BPSD ケアプログラム」の普及を図ります。

事業者コラム

## 第7章 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

### 【目指すべき姿】

都民一人ひとりが、認知症になってからも自身の考えや気持ちを十分に尊重されて、適切な治療や介護などのサービスを切れ目なく受けることができる。

### 【現状と課題】

<認知症に係る医療・介護の提供体制>

- 認知症になってからも、居住する地域に関わらず、自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健医療及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制と連携体制を整備し、認知症のある人やその家族の声も聴きながら人材育成を進める必要があります。
- 認知症は原因疾患や進行段階により症状等が異なるため、鑑別診断<sup>1</sup>後、その進行段階等に応じた適切な医療の提供が必要です。
- 身体合併症<sup>2</sup>や行動・心理症状を発症する認知症のある人が多いことから、地域の多くの医療機関がその機能や特性に応じて、連携して対応するほか、症状が悪化したときに適切に対応できる診療体制の整備が必要です。
- 東京都は、平成24年度に、二次保健医療圏（島しょ地域を除く。）を単位として、12か所の認知症疾患医療センター（現在の「地域拠点型認知症疾患医療センター」）を指定しました。さらに、平成27年度から、区市町村（島しょ地域等を除く。）を単位として地域連携型認知症疾患医療センターの整備を進め、40医療機関を指定しています。
- 認知症疾患医療センターは、専門医療機関、地域連携の推進機関、人材育成機関としての役割を担っており、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、認知症の専門医療相談や鑑別診断、身体合併症や行動・心理症状への対応、区市町村の認知症施策への協力、地域の医療従事者等の育成、認知症のある人と家族介護者等を支援する取組などを行っています。
- 地域拠点型認知症疾患医療センターは、上記の取組に加え、認知症アウトリーチチームの配置、二次保健医療圏内の医療・介護従事者等の認知症対応力向上を図るための研修の実施、二次保健医療圏における地域連携の推進に向けた取組として「認知症疾患医療・介護連携協議会」を実施しています。
- 認知症サポート医養成研修の修了者（令和5年度末現在1,748人）は、かかりつけ医の認知症診断に対する相談・支援等を行う役割を担っていますが、地域の医療資源

<sup>1</sup> 認知症の原因疾患と認知症の症状に類似する他の疾患（せん妄、うつ病等）とを見分けること

<sup>2</sup> 認知症の症状に加え、肺炎や骨折、がん等の身体疾患を併発した状態

として十分に活用されておらず、地域の関係機関と連携して本人や家族等を支える認知症サポート医の活動を更に活性化していく必要があります。

- 島しょ地域については、認知症の専門医療を提供できる医療機関や人材の確保が厳しい状況にあります。
- 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）などの地域密着型サービス事業者には、支援ノウハウを活かした地域における認知症ケアの拠点としての役割のほか、地域に開かれた透明性の高い事業運営を期待されており、国は令和3年度に「認知症伴走型支援事業」を創設しました。（再掲）
- 東京都は、平成21年度から「認知症地域支援ネットワーク事業」により、認知症支援拠点として地域の認知症のある人と家族を支える介護サービス事業者の取組を促進する区市町村を支援しています。（再掲）

#### <新たな治療法>

- 令和5年12月から、アルツハイマー病の原因とされるアミロイドβを取り除き、アルツハイマー病の進行を抑制することが期待される認知症抗体医薬「レカネマブ」が販売開始されました。
- また、令和6年11月からは、国内2例目となる認知症抗体医薬「ドナネマブ」が販売開始されました。近年、こうした新たな治療薬の実用化が進んでいます。
- これらの認知症抗体医薬については、対象が早期のアルツハイマー病に限定されていることや、投与開始前に必要となる検査、投与開始後の頻繁なフォローアップ等ができる医療機関に限られること、投与対象とならない方への適切な配慮や治療対応が必要であること等の課題があります。

#### <医療従事者・介護従事者等の人材育成、認知症のある人へのケア>

- かかりつけ医による健康管理やかかりつけ歯科医による口腔機能の管理、かかりつけ薬局における服薬指導、病院や診療所・自宅等への訪問等の場面における医師、看護師等による本人・家族への支援等の場において、認知症の疑いがある人に早期に気づいて適切に対応していくことが重要です。
- 地域の医療機関、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との日常的な連携機能を有する歯科医療機関や薬局等にも、認知症の早期診断・早期支援における役割が期待されています。
- 認知症になってからも住み慣れた地域で適切な支援を受けられるよう、認知症対応型サービス事業者だけでなく、全ての介護サービス事業者が、認知症のある人の意思を尊重するとともに、認知症介護の基本的知識やノウハウを学ぶ必要があります。

○ 認知症介護指導者（令和5年度末現在117人）や認知症介護実践リーダー研修修了者（令和5年度末現在2,258人）等には、自施設・事業所内における認知症支援のリーダー役を担うほか、事業者同士の連携を図るなど、地域の社会資源を活用して認知症のある人を支援していくことが期待されています。

○ 認知症のある人は、脳細胞の損傷などにより直接的に引き起こされる認知機能の障害のほかに、身体の状態や生活の環境などの様々な要因が影響して、精神症状や行動上の支障が起きる行動・心理症状を発症することがありますが、行動・心理症状は、環境を整えたり、関わり方の工夫をしたりすること等により、症状の軽減が期待できます。

東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、日本版BPSDケアプログラム\*を開発し、平成30年度から普及を図っています。

※ 日本版BPSDケアプログラムは、介護保険事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、行動・心理症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするプログラムです。

#### <家族介護者支援>

○ 高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の家族介護者が今後も増加していくものと考えられ、介護者の仕事と介護の両立支援が必要です。

○ 認知症になってからも家族と安心して暮らせるようにするためには、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けることができ、家族介護者の負担も軽減されることが重要です。（再掲）

○ 国は、令和4年度から、区市町村が実施する「認知症の人と家族への一体的支援事業」を認知症地域支援推進員の役割の一つに位置付けました。この事業は、認知症の本人と家族と一緒に参加するプログラムを提供することにより、認知症のある人の自信や意欲の向上、家族の介護負担感の軽減、これらを通じた家族関係の再構築を図ることを目的とするもので、令和5年度は、都内11区市町村で実施しています。

#### 【施策の方向】

##### <認知症に係る医療・介護提供体制の整備>

○ 居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど介護サービス基盤をバランスよく整備し、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。

- 今後一層の増加が見込まれる介護ニーズや、生産年齢人口の減少に適切に対応していくため、多様な人材が介護の仕事に就くことを希望し、仕事に就いた後もやりがいを持って働ける環境を整備することで、質の高い介護人材の確保に取り組みます。
- 東京の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、認知症のある人が社会に継続的につながることや家族会の活動など認知症のある人と家族を支える地域づくりを支援します。
- また、介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症のある人と家族の支援に取り組む区市町村を支援します。(再掲)
- 高齢者が、自らが望む生活を自立的に送れるよう、地域住民の力に加え、NPO法人等の活動とも連携・協働し、認知症のある人を含む高齢者やその家族を地域で支え、ニーズに応じた生活支援サービス等が提供されるよう取り組みます。
- 地域における支援体制を構築するため、各区市町村(島しょ地域等を除く。)に設置した認知症疾患医療センターにおいて、専門医療を提供するとともに医療機関同士及び医療・介護の連携を推進していきます。(再掲)
- また、認知症の医療・介護・生活支援等に関する専門的な知識や情報を持ち、個別ケース支援のバックアップ等を担う認知症支援コーディネーターを配置する区市町村を支援することにより、地域の認知症対応力向上を図っていきます。(再掲)
- 認知症疾患医療センターが、かかりつけ医や看護師等、地域の医療従事者等に向けた研修を実施するとともに、区市町村や地区医師会等の関係機関が実施する研修への協力を行うことにより、地域における認知症医療の充実と認知症対応力の向上を図っていきます。
- 地域拠点型認知症疾患医療センターでは、認知症疾患医療・介護連携協議会の開催、地域の医療・介護従事者向け研修の実施等により、認知症があり、身体合併症や行動・心理症状を有する人も地域で暮らし続けられるよう体制づくりを進めていきます。  
また、認知症専門医<sup>3</sup>、看護師、精神保健福祉士等で構成する認知症アウトリーチチームを配置し、認知症支援コーディネーター等の依頼に応じて、認知症初期集中支援チームでは対応が難しい場合に、自宅への訪問などにより本人や家族等に必要な情報を提供するほか、適切なサービス等につなげる取組を推進していきます。
- 併せて、認知症アウトリーチチームが培った訪問支援のノウハウを生かし、認知症初期集中支援チームの円滑な活動を支援していきます。(再掲)

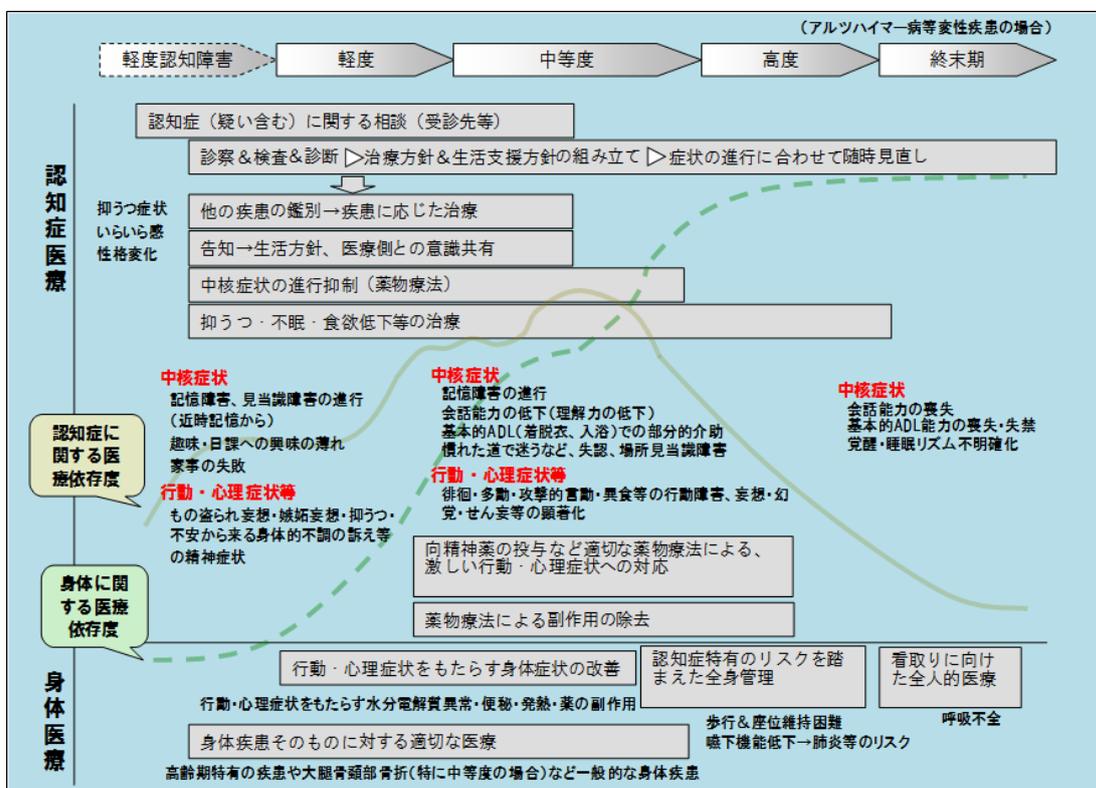
<sup>3</sup> 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師

- 身近な地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図るため、地域包括支援センター等と積極的に連携する認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定するなど、認知症サポート医の活動の活性化を図るとともに、とうきょうオレンジドクターとの連携を促進する取組を行う区市町村を支援していきます。
- 島しょ地域等の認知症疾患医療センター未設置地域（以下「未設置地域」という。）については、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに設置した「認知症支援推進センター」の認知症専門医等が未設置地域の医療従事者等に対して行う相談支援、未設置地域を訪問して認知症の対応力向上を目的とした研修会等を実施し、認知症のある人と家族への未設置地域における支援体制の充実を図ります。
- また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中、都内の認知症医療の実態も把握しながら、認知症専門病院について検討していきます。

<新たな治療法への対応>

- 認知症抗体医薬による治療について、都民の正しい理解の促進及び専門職の人材育成等を進めることに加え、希望する方がタイミングを逃さず治療につながるよう、早期の気づき、早期診断・早期支援の取組を促進していきます。

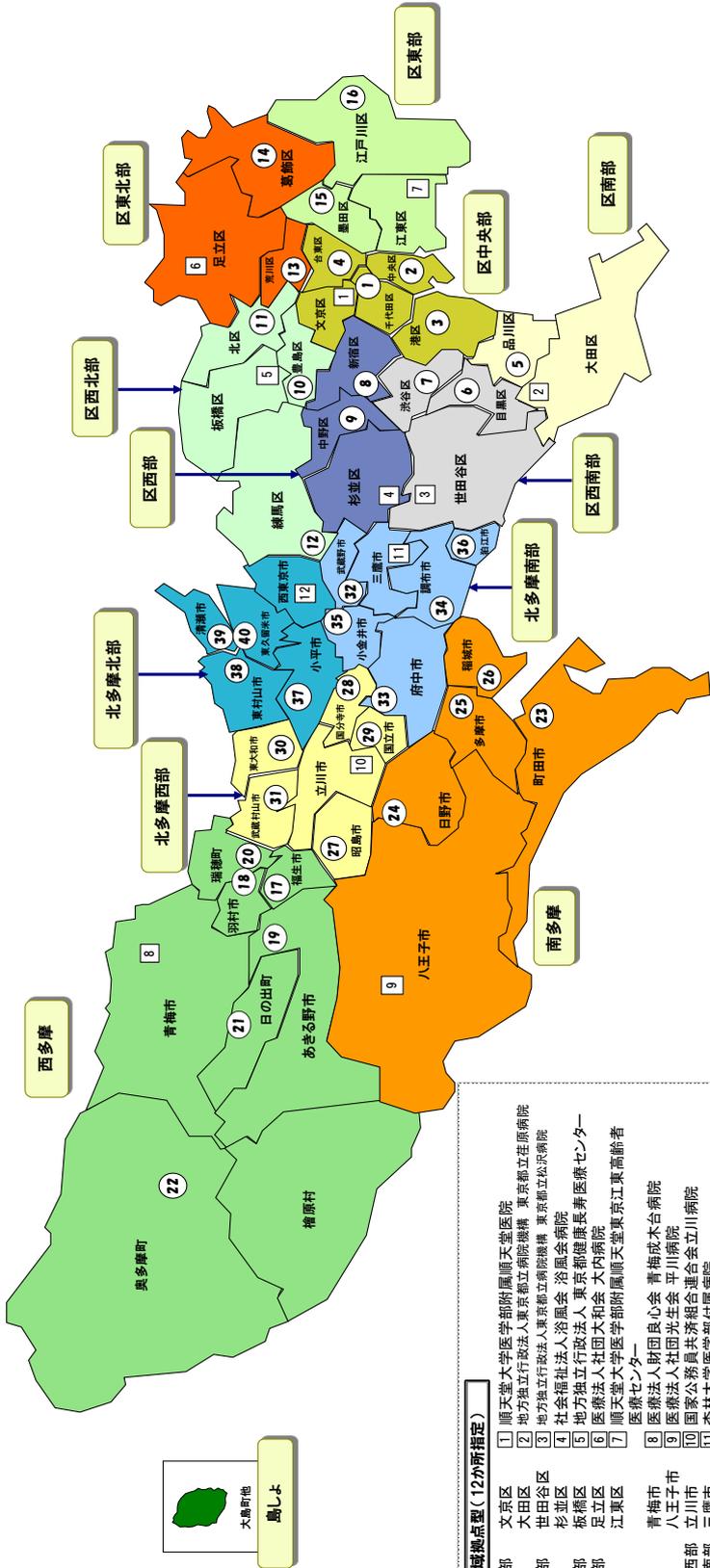
認知症の経過と医療依存度



資料：東京都福祉保健局「東京都認知症対策推進会議 医療支援部会報告書」（平成 21 年 3 月）

認知症疾患医療センターの指定状況（令和6年3月現在）

都における認知症疾患医療センターの指定状況



- 地域拠点型（12カ所指定）**
- 1 順天堂大学医学部附属天竺医院
  - 2 地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立生原病院
  - 3 地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立松沢病院
  - 4 社会福祉法人浴風会 浴風会病院
  - 5 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 大内科
  - 6 医療法人社団大和会 大内科
  - 7 順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター
  - 8 医療法人社団良心会 青梅成木台病院
  - 9 医療法人社団光生会 平川病院
  - 10 国家公務員共済組合連合会立川病院
  - 11 杏林大学医学部付属病院
  - 12 医療法人社団薫風会 山田病院

- 地域連携型（40カ所指定）**
- 1 社会福祉法人 三井記念病院
  - 2 千代田区 加路加国際大学 聖路加国際病院
  - 3 中央区 社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 永寿総合病院
  - 4 港区 東京都済生会中央病院
  - 5 台東区 永寿総合病院
  - 6 品川区 医療法人社団 恵泉会 荏原中延クリニック
  - 7 品川区 国家公務員共済組合連合会 三宿病院
  - 8 品川区 学校法人東京女子医科大学付属成人医学センター
  - 9 品川区 学校法人東京医科大学 東京医科大学病院
  - 10 品川区 医療法人社団あしかりクリニック あしかりクリニック
  - 11 品川区 医療法人社団健祥会 豊島長崎クリニック
  - 12 品川区 東京ふれあい医療生活協同組合
  - 13 品川区 オレンジほっとクリニック
  - 14 品川区 医療法人社団じょうどう 慈雲堂病院

- |      |   |
|------|---|
| 区東部  | 荒川区 ⑬ 医療法人社団 友友会 あべクリニック<br>葛飾区 ⑭ 医療法人社団 東京東友会 いずみホームケアクリニック<br>墨田区 ⑮ 医療法人社団 仁寿会 中村病院<br>江戸川区 ⑯ 医療法人社団 東横町 友友会<br>福生市 ⑰ 医療法人社団 野村三慶病院<br>羽村市 ⑱ 医療法人社団 三秀会 福生クリニック<br>あきる野市 ⑲ 医療法人社団 充会 菜の花クリニック<br>日の出町 ⑳ 医療法人社団 利定会 大久野病院<br>瑞穂町 ㉑ 医療法人社団 明理会 鶴川けなナトリウム病院<br>瑞穂町 ㉒ 医療法人社団 明理会 多摩平の森の病院<br>瑞穂町 ㉓ 社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院<br>瑞穂町 ㉔ 特定医療法人社団 研精会 稲城台病院 |
| 区東部  | 江戸川区 ⑳ 医療法人社団 大和会 武蔵村山病院<br>武蔵野市 ㉑ 武蔵野赤十字病院<br>府中市 ㉒ 医療法人社団 緑野病院<br>調布市 ㉓ 医療法人社団 青山会 青木病院<br>小金井市 ㉔ 社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院<br>狛江市 ㉕ 学校法人 慈恵大学 東京慈恵会医科大学 附 第三病院   |
| 区西部  | 北多摩西部 昭島市 ⑳ 医療法人社団 東京愛成会 たかつきクリニック<br>国分寺市 ㉑ 社会福祉法人 浴光会 国分寺病院<br>国立市 ㉒ 医療法人社団 つくし会 新田クリニック<br>東大和市 ㉓ 社会医療法人財団 大和会 武蔵村山病院<br>武蔵野市 ㉔ 武蔵野赤十字病院<br>府中市 ㉕ 医療法人社団 緑野病院<br>調布市 ㉖ 医療法人社団 青山会 青木病院<br>小金井市 ㉗ 社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院<br>狛江市 ㉘ 学校法人 慈恵大学 東京慈恵会医科大学 附 第三病院   |
| 区西北部 | 北多摩北部 小平市 ㉙ 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 病院<br>東村山市 ㉚ 医療法人社団 新新会 多摩あおば病院<br>清瀬市 ㉛ 公益財団法人 経緯学院 経緯学院 前田病院<br>東久留米市 ㉜ 医療法人社団 山本 前田記念会  |

<医療従事者・介護従事者等の認知症対応力向上、認知症ケアの質の向上>

- 認知症支援推進センターにおいて、認知症サポート医等の専門職に対し、診療技術の向上等に資する実践的な研修を実施する等、地域において認知症ケアに携わる医療専門職等の人材を育成します。
- 認知症のある人の身体合併症等への対応を行う急性期病院等において、行動・心理症状等への対応力を高め、適切な対応が行われるよう、指導的立場にある看護師を対象とした研修を実施します。
- 認知症の疑いのある人に早期に気づき、早期診断・早期支援、医療の提供等のための地域のネットワークの中で重要な役割を担う、病院以外の診療所・訪問看護ステーション・介護事業所等に勤務する医療従事者等に対する認知症対応力向上研修を実施します。
- 全ての区市町村が設置する認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員が円滑に活動できるよう、必要な知識・技術を習得するための研修の受講促進を図ります。
- 高齢者と接する機会の多い歯科医師や薬剤師が、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、認知症のある人の状況に応じた適切な口腔管理や服薬指導が行えるよう、研修を実施します。
- 介護従事者に対して認知症介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施するとともに、地域密着型サービス事業所の管理者等に対して適切なサービス提供に関する知識を修得させるための研修を実施します。
- 認知症介護指導者や認知症介護実践リーダーを引き続き養成し、認知症ケアの質の向上を図るとともに、地域における活用が進むよう検討していきます。
- 認知症支援拠点として地域の認知症のある人と家族を支える介護サービス事業者の取組を促進する区市町村を支援します。(再掲)
- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、「日本版BPSDケアプログラム」の都内全域への普及を図ります。

<家族介護者の負担軽減>

- 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、特別養護老人ホーム等に併設されるショートステイについて整備費補助を行うなど、認知症のある人の家族を含め、家族介護者も安心して暮らせるよう、介護サービス基盤の整備を支援します。

- 東京の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、認知症のある人が社会に継続的につながることや家族会の活動など認知症のある人と家族を支える地域づくりを支援します。(再掲)
- 介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症のある人と家族の支援に取り組む区市町村を支援します。(再掲)
- 家族介護者支援の広域ネットワーク及び専門性を有する民間支援団体と連携し、認知症家族介護者によるピア相談を実施します。(再掲)

### 【主な施策】

#### ・認知症疾患医療センター運営事業〈再掲〉〔福祉局〕

東京都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関係者等との連携の推進、認知症のある人と家族介護者等への支援、人材の育成等を行うことにより、認知症のある人の地域生活を支える医療体制の構築を図ります。

また、地域拠点型認知症疾患医療センターに、区市町村と連携して、受診困難な認知症のある人等への訪問支援を行う認知症アウトリーチチームを配置します。

#### ・認知症支援コーディネーター事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕

地域における認知症の専門家であり、認知症の医療・介護・生活支援等の専門的な知識や情報を持ち、個別ケース支援のバックアップ等を担う「認知症支援コーディネーター」を配置する区市町村を支援します。

#### ・認知症サポート医地域連携促進事業〔福祉局〕

身近な地域における医療・介護の一層の連携と認知症対応力の向上を図るため、地域包括支援センター等と積極的に連携する認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定し、都民及び区市町村等に広く周知する等により認知症サポート医の活動の活性化を図るとともに、とうきょうオレンジドクターとの連携を促進する取組を行う区市町村を支援します。

#### ・認知症支援推進センター運営事業〔福祉局〕

医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点として地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに設置した「認知症支援推進センター」において、認知症サポート医フォローアップ研修等の専門職向けの研修や、区市町村において認知症ケアに携わる医療専門職等の人材の育成を行うとともに、認知症疾患医療センター未設置地域の医療従事者等への認知症に関する支援を実施します。

#### ・認知症抗体医薬対応支援事業〔福祉局〕

認知症抗体医薬による治療について、都民の正しい理解の促進を図るとともに、専門職への相談窓口等の設置、認知症疾患医療センター職員等を対象とした研修を実施します。

#### ・認知症初期集中支援チーム員等研修事業〈再掲〉〔福祉局〕

認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員が、その役割を担うための知識・技能を習得するための研修の受講促進を図ります。

#### ・歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業〈再掲〉〔福祉局〕

歯科医師や薬剤師、病院勤務以外の看護師等医療従事者に対し、認知症のある人

への対応力の向上や関係機関との連携の促進等に関する研修を実施します。

また、病院等で指導的な役割にある看護職員に対し、認知症ケアの実践的な対応やマネジメントに関する研修を実施し、病院等の認知症対応力の向上を図ります。

・ **認知症介護研修事業〔福祉局〕**

介護従事者及びその指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施し、技術の向上を図ります。

・ **認知症とともに暮らす地域あんしん事業〔一部高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕**

軽度の認知機能障害から認知症の初期、中・重度までの段階に応じて、適切な支援が受けられる体制を構築するため、以下の取組を実施します。

- ① 地域の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症検診と地域における検診後のサポートを推進します。
- ② 軽度の認知機能障害や認知症の初期段階から継続的な支援ができる地域づくりを推進する区市町村の支援を行います。
- ③ 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働し、行動・心理症状の改善が期待される「日本版 BPSD ケアプログラム」の普及を図ります。

・ **認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕**

医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援します。

・ **民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業〈再掲〉〔福祉局〕**

認知症のある人の家族介護者が心理的に孤立しないように、家族介護の経験がある人が相談員として対応する電話相談を実施します。

・ **認知症高齢者グループホーム整備促進事業〔福祉局〕**

認知症高齢者が専門的なケアを受けながら家庭的な環境の中で暮らしていけるよう、社会福祉法人や株式会社等が行う認知症高齢者グループホームの整備費について補助します。整備状況が十分でない地域に設置する場合の加算補助を行い、また、建築費高騰への対応として、物価変動分を補助額に反映します。さらに、老朽化した施設の改修を進めるため、経費の一部について補助します。

・ **地域密着型サービス等整備推進事業〔福祉局〕**

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備費について補助します。小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム等については、定員に応じた東京都独自の加算補助や建築費高騰への対応として物価変動分の反映を行うほか、老朽化した施設の改修経費の一部について補助します。

事業者コラム

事業者コラム

事業者コラム

## 第8章 研究等の推進等

### 【目指すべき姿】

認知症のある人と家族等が希望する研究等に参加でき、認知症に関する研究が進み、都民一人ひとりが広く研究成果の恩恵を受けられる。

### 【現状と課題】

#### ＜認知症に関する研究＞

- 認知症は発症原因や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的な治療薬は存在せず、予防法も十分に確立されていません。
- 現時点では、認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分であることから、エビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組が重要です。（再掲）
- 認知症のある人も、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、すべての人が共に支え合う地域づくりを推進する取組が必要です。
- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターには、認知症のある人や家族等の協力を得ながら収集した、認知症に関するエビデンスとなる臨床・研究に係る膨大なデータが蓄積されており、これらのデータを活用し、認知症との共生・予防に向けた研究を進めていくことが必要です。（再掲）
- また、センターがこれまで進めてきた板橋区高島平地区を研究フィールドとした研究の成果を踏まえ、共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが必要です。
- 認知症の治療法や予防法の開発には、認知症の発症メカニズムを明らかにしていく必要があります。

### 【施策の方向】

#### ＜認知症に関する研究の推進＞

- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターでは、認知症の原因や診断マーカーとなるタンパク質や糖鎖等の解析、認知運動機能に異常をもたらす神経回路変化の解析や加齢に伴う中枢運動機能低下に関する研究に取り組んでいます。
- また、センターでは、さらに多くの高齢者等の協力を得てデータを収集するため、バイオバンクやブレインバンクの取組についてホームページで紹介するなど広報を実施し、認知症のある人と家族等が希望する研究等に参加できるよう分かりやすく発信をしていきます。

- センターが保有する生体試料、画像データ等のビッグデータを取りまとめ、認知症研究の基盤として構築したデータベースについて、民間企業や研究機関への提供を含め利活用を図り、認知症の治療法や創薬等の研究に活用していきます。(再掲)
- また、センターにおいてもビッグデータを活用し、認知機能の低下抑制につながる生活習慣改善等の手法を開発し、認知症の発症予防を図る取組を推進するとともに、アルツハイマー病の原因物質の脳内での蓄積状況を血液検査で判別できるバイオマーカーの研究開発や、新たな認知症抗体医薬（ドナネマブ）の投与終了の判断に必要な画像検査の支援ツールの開発を通じて、認知症検査における患者の経済的・身体的負担の軽減や、診断・治療の精度向上につなげていきます。(再掲)
- センターが実施してきた、板橋区高島平地区での認知症共生社会をテーマとした研究の知見を活かし、認知症のある人の社会参加や「空白の期間」の支援に係る区市町村の取組の充実に向けたマニュアル等の作成により、認知症共生社会の実現を支える研究を推進していきます。
- 公益財団法人東京都医学総合研究所では、患者の脳に蓄積したタンパク質凝集体を高純度で抽出できる独自に開発した生化学的抽出手法を用いて、認知症発症メカニズムの解明を進め、治療法・予防法の開発に向けた基礎研究を推進していきます。
- 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、行動・心理症状の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」の普及を図ります。

### 【主な施策】

- ・ **認知症とともに暮らす地域あんしん事業〔一部高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕**  
軽度の認知機能障害から認知症の初期、中・重度までの段階に応じて、適切な支援が受けられる体制を構築するため、以下の取組を実施します。
  - ① 地域の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症検診と地域における検診後のサポートを推進します。
  - ② 軽度の認知機能障害や認知症の初期段階から継続的な支援ができる地域づくりを推進する区市町村の支援を行います。
  - ③ 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働し、行動・心理症状の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」の普及を図ります。
- ・ **認知症予防推進事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉局〕**  
研究機関が開発した認知症予防プログラムを活用した取組や、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関と連携した取組等、区市町村における認知症予防の取組を支援します。
- ・ **共生社会の実現を支える認知症研究事業〈再掲〉〔福祉局〕**  
東京都健康長寿医療センターが実施してきた認知症研究の知見を活かし、認知症のある人の社会参加や認知機能低下の抑制等、共生社会の実現を支えるための研究を推進します。
- ・ **認知症発症メカニズム解明と新規治療法等の研究の推進〔保健医療局〕**  
公益財団法人東京都医学総合研究所において、認知症の発症メカニズムを解明す

るとともに、新規治療法・予防法の開発に向けた研究を推進します。

事業者コラム

事業者コラム

区市町村コラム

### 第3部 資料

#### 第1章 計画の指標

(調整中)

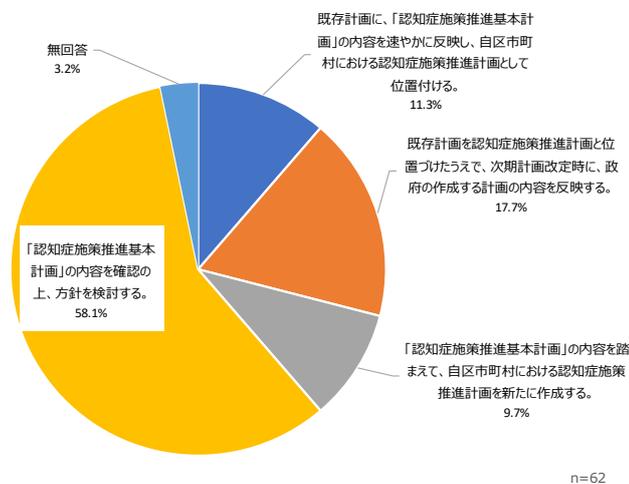
## 第2章 認知症基本法の施行に伴う区市町村への現況把握調査

### 【調査結果速報】

## 認知症基本法の施行に伴う区市町村への 現況把握調査について（令和6年度）

### 第1 計画策定状況について

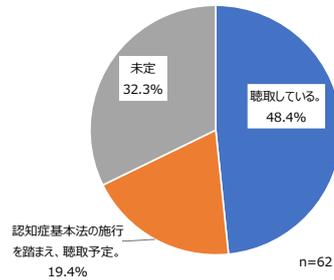
認知症基本法が令和6年1月1日に施行され、国は1月26日に開催した第1回認知症施策推進本部において、都道府県・市町村計画について、令和6年秋以降に閣議決定予定の「認知症施策推進基本計画」を踏まえて作成するよう、示しました。これに対する貴区市町村の対応について伺います。あてはまるものを記入ください。



## 第2 認知症の人及び家族等の意見の聴取について

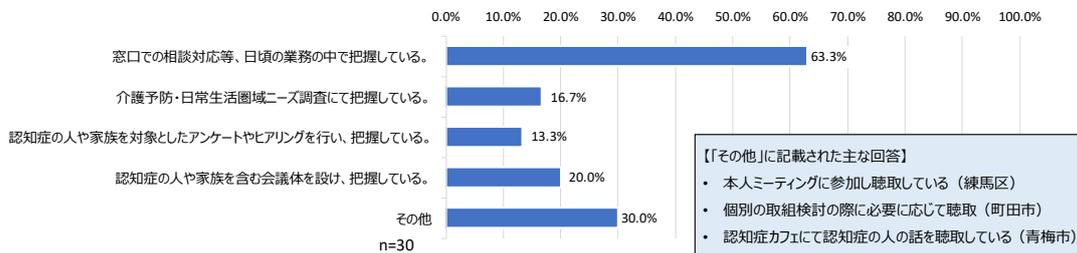
### 1-1 認知症の本人からの意見の聴取について

貴区市町村では施策の検討を行う上で認知症の人から意見を聴取していますか。



### 1-2 認知症の人及び家族等の意見の聴取について

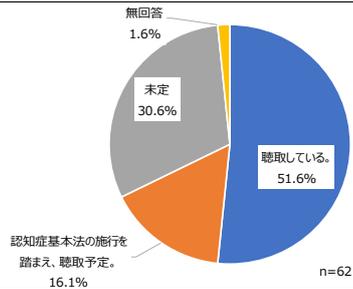
1-1で「聴取している。」と回答した場合、具体的な聴取方法について、あてはまるものをご記入ください。（複数回答）



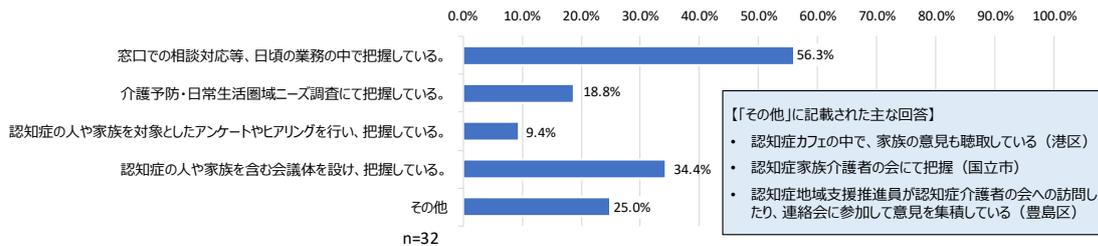
## 第2 認知症の人及び家族等の意見の聴取について

### 2-1 認知症の人の家族への意見聴取について

貴区市町村では施策の検討を行う上で認知症の人の家族から意見を聴取していますか。



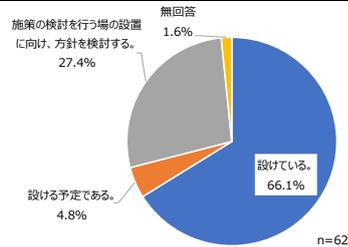
### 2-2 2-1で「聴取している。」と回答した場合、具体的な聴取方法について、あてはまるものをご記入ください。（複数回答）



## 第2 認知症の人及び家族等の意見の聴取について

### 3 認知症施策について検討する会議体の設置について

① 貴区市町村では認知症施策について検討を行うための会議体を設置していますか。



### 3 認知症施策について検討する会議体の設置について

② (①において「設けている」と回答した場合の会議体)

#### 【主な回答(会議体名称・設置目的抜粋)】

- ・「認知症施策検討会議」(認知症総合支援事業に関連した事業等を関係者間で企画、検討、実施) (東村山市)
- ・「認知症施策事業推進委員会」(認知症の者が本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でのよい環境で暮らし続けられるとともに、認知症の者及びその家族が安心できるよう、認知症施策を推進するため) (小金井市)
- ・「認知症施策評価委員会」(認知症施策の総合的かつ計画的な推進に向けた調査審議を行い、評価結果を区の施策に反映させる) (世田谷区)
- ・「認知症高齢者ネットワーク会議」(認知症になっても住み慣れた地域や家庭において暮らし続けられるよう、認知症対策に関する各種事業について関係団体、関係機関と連携を図り、認知症対策を総合的かつ効果的に推進していくことを目的として設置) (八王子市)

### 3 認知症施策について検討する会議体の設置について

③ (①において「設ける予定である」と回答した場合の会議体)

#### 【主な回答(会議体名称・設置目的抜粋)】

- ・「葛飾区認知症施策推進計画検討委員会」(葛飾区認知症施策推進計画の策定) (葛飾区)
- ・「本人ミーティング」(認知症当事者の意見聴取) (国立市)

## 第2 認知症の人及び家族等の意見の聴取について

### 4 計画策定にあたっての課題

計画策定にあたり、貴区市町村が課題と感じていることを下記にご記入ください。

#### 【主な回答】

- ・認知症高齢者が非常に少なく、当事者やその家族からの意見を反映させることが難しい (利島村)
- ・現在計画期間中の認知症に関する計画との整合性の担保 (板橋区)
- ・介護保険事業計画との連動性、整合性の担保 (品川区)
- ・自治体としての規模が小さく、人員不足 (青ヶ島村)
- ・認知症の人や家族等の声を計画に反映させる方法 (荒川区)
- ・当事者の声は日頃から少しずつ拾っているが、計画策定に必要な声がどのレベルのもので、どのように計画に反映させるかは課題に感じている (墨田区)
- ・現状、認知症当事者が集う場(本人ミーティングなど)がなく、認知症の人や家族等の声を計画へどのように反映するかが課題 (武蔵野市)
- ・認知症の人や家族の声は多様であり、単純に意見の数だけで現状を捉えるのは難しい。また、認知症の方が多くいる中で、具体的にどの個人の声を聴くのが、計画策定にとって適切かの判断が難しい (小平市)
- ・認知症の人や家族等の声の反映方法 ※選定方法、人数(会議体における比率)、意見を話しやすい環境作り (品川区)
- ・『認知症になっても、そうでない人も、ともに暮らせるまちづくり』について、どのように住民を巻き込んでいけるか (立川市)

### 第 3 - 1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

(1) 学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進について  
貴区市町村において、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進に向け、実施している（又は実施予定の）取組をご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「認知症サポーター養成講座」（区内小・中・高・大学及び地域サロンや認知症カフェ等において認知症サポーター養成講座を実施する）（板橋区）
- ・「認知症キッズサポーター養成講座」（若年層への認知症の理解促進・普及啓発を目的に開催）（千代田区）
- ・「認知症医学講座」（専門機関との連携により、認知症について基礎から専門知識まで学ぶ）（練馬区）
- ・「福祉教育ハートフルプロジェクト」（市内の小学校の児童に対して、障害のある当事者等からの講演などを実施している。様々な障害種別の方にご協力いただいている中の一つとして、認知症のご家族の方からも講演いただいている）（日野市）
- ・「『認知症なび』コーナー」（認知症予防に関する図書コーナーを設置し、資料の収集や提供を行う）（葛飾区）

### 第 3 - 1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

(2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について  
I 認知症サポーター養成講座の開催についてご記入ください。

【主な回答（対象者・開催方法・回数等）】

- ・住民、企業（警備会社、金融機関、商店街等）、町会、老人会、小・中学生、高校生、警察、区役所職員（住民や企業、学校、団体等からの依頼を受け、随時開催。区で年間 5 回程度開催（土曜や夜間開催）。年間で合計約 30～40 回開催予定。）（台東区）
- ・一般区民、町会、地域住民、区立小中学校児童、高校、大学、区職員、銀行、郵便局、保険会社、製菓会社、介護事業所職員等（地域からの依頼や小中学生向けに、地域包括支援センターの働きかけにより随時開催している。）（文京区）
- ・民間企業、金融機関、地域の交流サークル、大学、高校、中学校、小学校、市職員、児童館、病院（出前講座（5 名以上の申込みがあった団体に対して認知症地域支援推進員、市職員等のキャラバン・メイトが実施））（多摩市）

(2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について  
II 認知症サポーターステップアップ講座の開催についてご記入ください。

【主な回答（内容）】

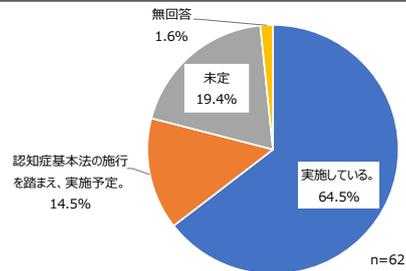
- ・認知症対応力向上のための研修を開催し、認知症カフェの立ち上げについても説明している(年 1 回)（あきる野市）
- ・チームオレンジの一員として活動をしたい方等を対象に、新規の方を対象とした基本編、既に活動している方を対象とした応用編の二本立てで開催（狛江市）
- ・認知症についてより深く学びたいと考える認知症サポーターを募り、活動事例の紹介や対応力向上のための研修を開催（年 3 回程度）（府中市）

### 第3-1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

(2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について

Ⅲ 認知症サポーターの活用に向けた取組（チームオレンジ等）について

(ア) 貴区市町村では、認知症サポーターの活用に向けた取組を実施していますか。



(2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について

Ⅲ 認知症サポーターの活用に向けた取組（チームオレンジ等）について

(イ) (ア) の回答が「実施している」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「チームオレンジの構築及び活動」（チームオレンジステップアップ講座を受けた認知症サポーター等が支援チームをつくり、地域における認知症高齢者等のニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジを構築していく）（渋谷区）
- ・「認知症サポーター・ボランティア交流会」（認知症サポーター・ボランティアのフォローアップ及びボランティアの交流によるチームオレンジに向けた意識の醸成）（西東京市）
- ・「コミュニティ・ガーデン」（有料老人ホームのテラスにて、参加メンバーとガーデニングを通して取り組みたいことを話し合う）（三鷹市）

### 第3-1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

(2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について

Ⅳ キャラバン・メイト養成研修の開催についてご記入ください。

【主な回答（対象者・規模等）】

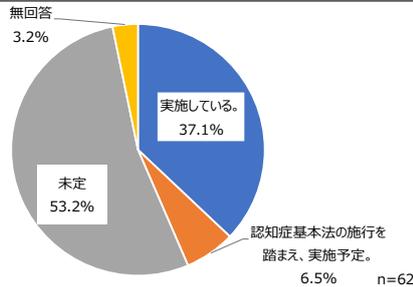
- ・区内介護事業所職員もしくは認知症サポーター養成講座を定期的に開催している企業担当者（50名程度）（品川区）
- ・認知症サポーターで、区に在住在勤の希望者（30名程度）（江戸川区）
- ・認知症支援リーダー、地域包括支援センター職員、市内居宅・グループホーム・小規模多機能、民生委員等（小平市）
- ・区立施設、社会福祉協議会、企業等（港区）

### 第3-1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

(2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について

▼ キャラバン・メイトへのフォローアップ・支援について

(ア) 貴区市町村では、キャラバン・メイトへのフォローアップ・支援を行っていますか。



(2) 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について

▼ キャラバン・メイトへのフォローアップ・支援について

(イ) (ア) の回答が「実施している。」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「キャラバンメイト連絡会」（市内のキャラバンメイトを集め、キャラバンメイト同士の情報交換やサポーター養成講座の開催時期を調整する。）（羽村市）
- ・「キャラバンメイトステップアップ研修会」（キャラバンメイトのスキルアップを目指したプログラムとして、講師による講義及びグループワークを実施。講座を実施する際の工夫等を情報交換し、キャラバンメイト同士の交流による能力向上を図る）（江東区）
- ・「キャラバン・メイトの会」（日常生活圏域ごとにメイトが集まり、地域の方に向けた認知症カフェ、迷子高齢者声掛け講習会等様々な活動を通し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを行う）（荒川区）

### 第3-1 認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する取組について

(3) その他の取組について

① 普及啓発

その他、認知症の人に関する理解の増進のために貴区市町村において実施している（又は実施予定の）取組があればご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「認知症に関する市民講座」（認知症の理解を目的とした市民向けの事業を展開）（昭島市）
- ・「認知症を語ろうミーティング」（年1回開催。Dカフェを運営しているNPO法人等で組織された実行委員会と共催で、フォーラムや専門医による個別相談等を開催している）（目黒区）
- ・「認知症専用サイトの開設」（認知症と疑われる症状が発生した場合、いつ・どこで・どのような医療や介護、地域の社会資源等を利用することができるか等、認知症に関する多岐にわたる情報を整理し、一元化した認知症専用サイトを開設）（渋谷区）
- ・「認知症ケア講座」（認知症ケアに携わる介護・福祉・医療職と区民を対象に、認知症についての知識や技術、認知症の人の関わり方や認知症ケアのあり方を学び、認知症とともに安心して暮らし続けられるまちを支える人材の養成を（現在は年10回）行う）（千代田区）

(3) その他の取組について

② 本人情報発信の取組

普及啓発を目的とした認知症の本人による発信に関して貴区市町村において実施している（又は実施予定の）取組があればご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

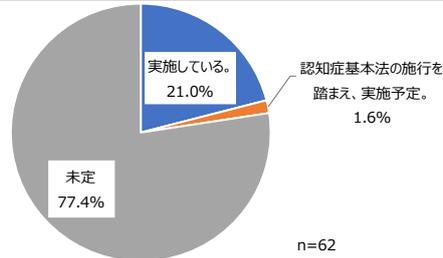
- ・「若年性認知症講演会」（区医師会に委託し、若年性認知症への理解を深める区民向けの講演会を実施）（板橋区）
- ・「認知症企画展示」（令和5年度は図書館での展示を企画実施。認知症当事者の方にポスターを作成していただいたり、作成過程やメッセージも展示。認知症になっても私らしくある姿を認知症地域支援推進員が当事者へインタビューし、当事者のメッセージとともに作品や活動紹介を映像で行った）（墨田区）
- ・「認知症シンポジウム」（認知症当事者および支援者によるトークセッション）（調布市）

### 第3-2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

(1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進

① 移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保について

(ア) 貴区市町村では、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保のための取組を実施していますか。



(1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進

① 移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保について

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容(予定も含む)について、具体的にご記入ください。

【主な回答(取組名称、事業内容・目的抜粋)】

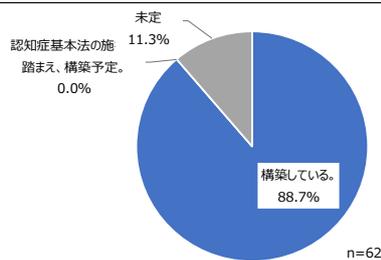
- ・「レモンキャブ」(バスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢の方や障害のある方(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援) (武蔵野市)
- ・「高齢者等外出支援事業」(公共交通機関の往来がない地域に対してドアツードアの移動支援を実施) (檜原村)
- ・「送迎サービス」(受診等に伴う移動手段の提供) (利島村)

### 第3-2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

(1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進

② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について I 行方不明・身元不明対策

(ア) 貴区市町村では、SOSネットワークを構築していますか。



(1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進

② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について I 行方不明・身元不明対策

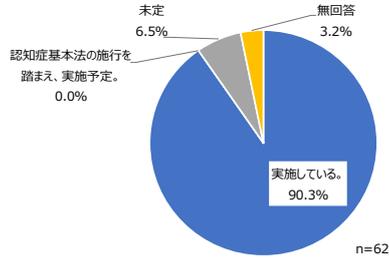
(イ) (ア) の回答が「構築している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、構築予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容(予定も含む)を具体的にご記入ください。

【主な回答(取組名称、事業内容・目的抜粋)】

- ・「検索依頼情報周知」(徘徊による行方不明が発生した場合、家族の希望により関係機関へ連絡し、対象者早期発見のための情報提供を行う) (小金井市)
- ・「認知症高齢者見守りGPS利用助成事業」(GPS端末機を利用した高齢者の居場所探索サービスの利用料の助成を行う) (墨田区)
- ・「みまもりキーホルダー・みまもり反射シールの交付」(外出に不安のある高齢者の見守り支援のため本人確認番号を記載した「みまもりキーホルダー」と靴に貼り付けて使用する「みまもり反射シール」を希望者に交付する) (江東区)
- ・「みまもりあいプロジェクト」(スマートフォンの検索アプリを利用して、認知症により家に帰れなくなった高齢者の家族等が協力者に検索を依頼し、早期発見・保護につなげるための見守り活動) (杉並区)

### 第3-2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について II 見守り事業（I 行方不明・身元不明対策に該当するものを除く。）  
 (ア) 貴区市町村では、見守り事業を実施していますか。



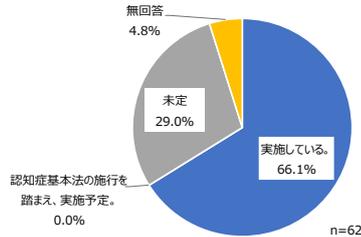
- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について II 見守り事業（I 行方不明・身元不明対策に該当するものを除く。）  
 (イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）を具体的に記入ください。

**【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】**

- ・「高齢者見守り相談窓口事業」（ひとり暮らし高齢者など孤立しがちな高齢者の生活実態を把握し、関係機関と連携した専門的な見守りを行い必要な支援につなげるとともに、地域における高齢者の身近な相談窓口を設置して高齢者の在宅生活における安心を確保する）（千代田区）
- ・「高齢者配食サービス」（65歳以上のひとり暮らし高齢者又は70歳以上の高齢者世帯の方を対象に、月～金の週5日間、安否確認のために手渡しで夕食を配食）（東村山市）
- ・「あんしん見守り事業」（地域包括支援センターに「見守りコーディネーター」を設置し、身近に生活状況等の変化を察知する親族等がおらず、社会交流も乏しく孤立のリスクが高い高齢者に対して、相談・支援に応じる。また、コースを持った高齢者と『見守りボランティア』をマッチングし定期的な安否確認の訪問を実施する）（世田谷区）

### 第3-2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について  
 III 地域のネットワーク作りについて（※ I 行方不明・身元不明対策又は II 見守り事業に該当するものを除く）  
 (ア) 貴区市町村では、地域のネットワーク作りについて取組を実施していますか。



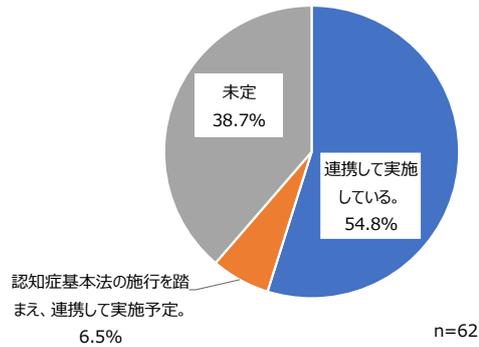
- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について  
 III 地域のネットワーク作りについて（※ I 行方不明・身元不明対策又は II 見守り事業に該当するものを除く）  
 (イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）を具体的に記入ください。

**【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】**

- ・「ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク」（ひとり暮らしの高齢者を地域で見守り支えるため、民生・児童委員、地域包括支援センターなどで情報交換を行い、ネットワークの強化を図る。また、「ひとり暮らし高齢者見守り対象者名簿」を作成し、関係機関に配付して、緊急時の対応などに活用する）（板橋区）
- ・「地域懇談会」（地域毎に、地域包括支援センターが主催となり、高齢者に関係する機関・団体との意見交換を行うことで、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域のネットワークを構築）（中央区）
- ・「おたがいさまネットワーク」（地域住民・商店・事業所・公共機関・地域包括支援センター等が連携して認知症の早期発見、見守り体制の連携強化を図る。また各団体との情報共有等のための研修会を開催）（北区）

### 第3-2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

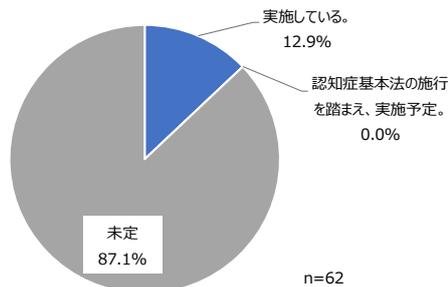
- (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進  
 ② 地域における認知症の人を見守るための体制の整備について  
 IV 生活支援体制整備事業との連携について  
 I～IIIで何らかのネットワーク作りを行っている場合、生活支援体制整備事業(介護保険法第115条の45第2項第5号)における生活支援コーディネーターや協議体との連携を図っていますか。



※③ その他、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進のために実施している取組の回答結果については省略

### 第3-2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

- (2) 事業者及び民間団体等との密接な連携等に関する取組  
 ① 認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進に関する取組について  
 (ア) 貴区市町村では、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進について取組を実施していますか。



- (2) 事業者及び民間団体等との密接な連携等に関する取組  
 ① 認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進に関する取組について  
 (イ) (ア)の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容(予定も含む)について、具体的にご記入ください。

【主な回答(取組名称、事業内容・目的抜粋)】

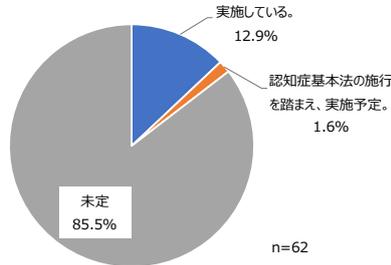
- ・「認知症フレンドリー協議会」(認知症の人や家族、民間企業、行政等が協力して、認知症になっても、自らの権利や意思が尊重され、能力を発揮し、希望を持って暮らし続けることができる社会(認知症フレンドリー社会)の実現を目的として開催) (板橋区)
- ・「認知症関係展示会」(認知症の本人の自立した生活を支援するため、介護機器の展示等で認知症の理解を深める。) (文京区)

### 第3-2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に関する取組について

(2) 事業者及び民間団体等との密接な連携等に関する取組

② 事業者向けの指針や民間事業者の自主的な取組を促進するための取組について

(ア) 貴区市町村では、事業者向けの指針の作成・普及や、民間事業者（金融・小売・住まい・娯楽・飲食・学習等）の自主的な取組を促進するための取組を実施していますか。



(2) 事業者及び民間団体等との密接な連携等に関する取組

② 事業者向けの指針や民間事業者の自主的な取組を促進するための取組について

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

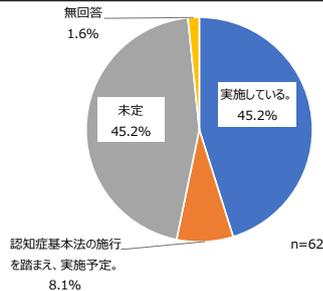
- ・「認知症サポート企業・大学登録事業」（認知症の正しい理解を持ち、認知症の人を含む高齢者を支える取組を積極的に実施している企業や大学を登録・公表することにより、認知症の人を含む高齢者にやさしいまちづくりの実現に向けた社会的機運の醸成を図る）（千代田区）

### 第3-3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

(1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について

① 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保に関する取組について

(ア) 貴区市町村では、当事者ミーティング等、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保のための取組を実施していますか。



(1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について

① 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保に関する取組について

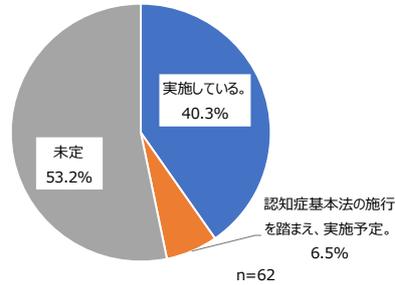
(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「本人ミーティング」（認知症初期の本人からの希望があり本人ミーティングを開催）（豊島区）
- ・「オレンジカフェ」（市職員がレクチャーしながら認知症サポーターや地域住民によるオレンジカフェを開催）（福生市）
- ・「あしたの会」（当事者会・家族会と共催し、認知症の方とその家族の方、認知症に関心のある方に対し、認知症についての正しい理解を深め「認知症の方もそうでない方も地域で共生していくこと」を目指した講座を開講）（多摩市）

### 第3-3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

- (1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について  
 ② 認知症の人の社会参加の機会の確保に関する取組について  
 (ア) 貴区市町村では、認知症の人の社会参加の機会の確保のための取組を実施していますか。



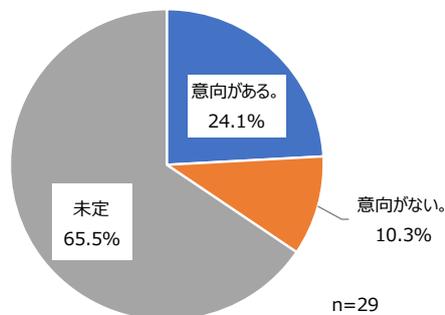
- (1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について  
 ② 認知症の人の社会参加の機会の確保に関する取組について  
 (イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「認知症の人の社会参加推進事業（予定）」（認知症の人を含めた多様な関係者が社会参加推進するための意見交換を行う。）（小平市）
- ・「認知症の人の社会参加推進検討会（予定）」（認知症の人の社会参加をテーマに、区民代表・地元企業・地域包括・社協等と仕組みや社会参加の場の確保等について幅広く話し合う）（文京区）
- ・「認知症当事者によるボランティア活動の後方支援」（認知症当事者によるボランティア活動の企画運営についての後方支援を行っている）（調布市）
- ・「D活」（認知症の人の社会参加を目的に、認知症の人と社会資源とのマッチングを行うワークショップ）（町田市）

### 第3-3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

- (1) 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症の人の社会参加の機会の確保について  
 ② 認知症の人の社会参加の機会の確保に関する取組について  
 (ウ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、都の「認知症の人の社会参加推進事業」への参加の意向がありますか。

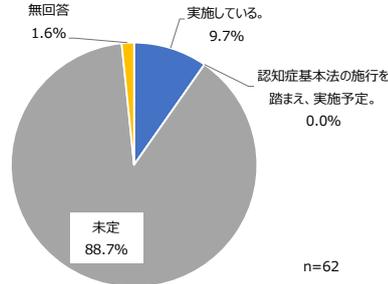


### 第3-3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

(2) 認知症の人への就労支援・若年性認知症に関する取組について

① 認知症の人への就労支援

(ア) 貴区市町村では、若年性認知症の人その他の認知症の人に対して就労支援を実施していますか。



(2) 認知症の人への就労支援・若年性認知症に関する取組について

① 認知症の人への就労支援

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「若年性認知症相談窓口」（認知症支援コーディネーターが関係機関と連携して支援）（杉並区）
- ・「若年性認知症就労継続体制整備支援事業」（若年性認知症と診断された区民を雇用する法人又は事業所に、本人の雇用を継続するための体制整備費用を助成する）（江戸川区）
- ・「福祉の総合相談窓口」（制度や分野ごとに分かれた縦割りの支援ではなく、福祉のさまざまな相談を受け止め、相談者に寄り添い、解決に向けてサポート）（目黒区）

### 第3-3 認知症の人の社会参加の機会の確保等について

(2) 認知症の人への就労支援・若年性認知症に関する取組について

② 若年性認知症に関する取組について

貴区市町村における若年性認知症に関する取組（予定も含む）について、ご記入ください。

【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

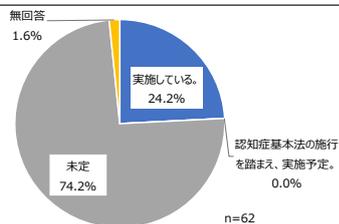
- ・「若年性認知症支援関係者連絡会」（若年性認知症支援に関わる関係者が情報交換、意見交換を行う連絡会を年1回実施）（豊島区）
- ・「若年性認知症関係者学習会」（若年性認知症の支援に係わる関係機関と介護者に向けた学習会を開き、支援のスキルアップ及びネットワーク構築を図る）（府中市）
- ・「市主催会議への若年性認知症当事者の出席」（当事者に会議へ参加いただき、制作物への意見を頂いている）（日野市）
- ・「若年性認知症家族会」（若年性認知症の方を介護する家族同士の情報交換と交流の場を設けるため開催）（西東京市）
- ・「若年性認知症対応型デイサービス」（認知症対応型デイサービスに若年性認知症対応型を含めて社会福祉法人に委託）（渋谷区）
- ・「若年性認知症用パンフレットの作成」（若年性認知症の正しい知識の普及啓発を目的としたパンフレットを作成して配布）（港区）
- ・「若年性認知症支援庁内連携会議」（若年性認知症の人の支援を行う庁内関係所管及び若年性認知症総合支援センター・認知症疾患医療センターとの連携体制を構築するための会議を開催）（八王子市）
- ・「若年性認知症本人・家族交流会」（認知症地域支援推進員が主体となり、若年認知症のご本人や家族が気軽に集まり、情報共有等を行うことができる場所づくりのため、交流会を開催）（足立区）

### 第3-4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (1) 認知症の人の意思決定支援について

①「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月厚生労働省）」（平成30年7月5日付都認知症対策担当課長→各区市町村認知症施策主管課長宛通知）を活用した人材育成等、意思決定支援の取組を実施していますか。



#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (1) 認知症の人の意思決定支援について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

##### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

###### ■ 専門職

- ・「包括的継続的ケアマネジメント事業」（ACPIに関する研修の開催）（国分寺市）
- ・「高齢者権利擁護基礎研修」（高齢者の虐待防止や権利擁護を学ぶ研修の中で、意思決定・支援について取り上げている）（墨田区）

###### ■ 住民

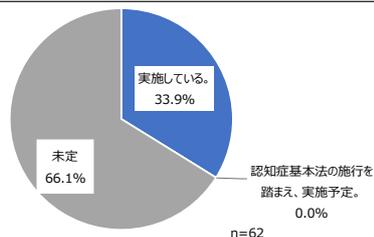
- ・「認知症支援リーダー養成講座」（「認知症の人の日常生活・社会参加における意思決定支援ガイドライン」を講座の内容に盛り込み、人材育成を実施）（小平市）
- ・「未来ノートの普及啓発」（「自分の意思を表明できなくなった時に、自分らしく生きるために準備する「未来ノート」の販売と書き方講座の開催）（府中市）

### 第3-4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (1) 認知症の人の意思決定支援について

③ 貴区市町村では、地域包括支援センター等で、認知症（MCIを含む）の人のACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する取組を実施していますか。あてはまる番号を右欄にご記入ください。



#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (1) 認知症の人の意思決定支援について

④ ③の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

##### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

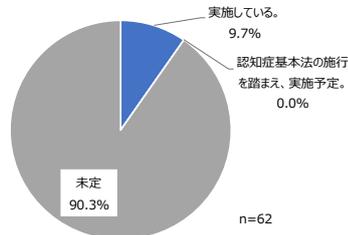
- ・「私の在宅療養ハンドブック」（在宅療養について、医療・介護資源の情報や、人生会議・ACP（アドバンス・ケア・プランニング）について掲載した、私の在宅療養ハンドブックを作成し、普及啓発に努めている）（東大和市）
- ・「エンディングノート「じぶんノート」の配布」（個別ケースを対象にじぶんノートの配布を実施）（調布市）
- ・「人生会議(ACP)支援者研修」（ACP(人生会議)の支援に関わる医療・介護専門職の更なるスキル向上と情報共有を図る）（中野区）
- ・「ACPについて考える、普及啓発等」（関係機関でACPについて考えたり、市民へ啓発したりしている）（立川市）
- ・「認知症カフェ（プログラムの一部）」（認知症サポート医等によるミニ講話の中で実施）（港区）

### 第3-4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (2) 認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進に関する取組について

① 貴区市町村では、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供（情報バリアフリー）の促進に関する取組を実施していますか。



#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (2) 認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進に関する取組について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

##### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

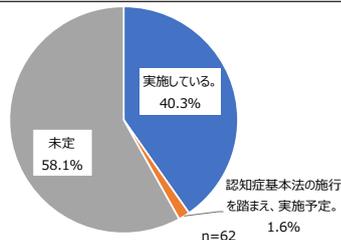
- ・「認知症ケアバス」（認知症ケアバスに掲載している集いの場の紹介ページにおいて、活動内容がわかりやすいようピクトグラムを使用）（杉並区）
- ・「練り歩き（図書館、スーパーマーケット）」（認知症当事者による施設内等の巡回を通し、案内標示や使いやすさにつなげるための意見交換を実施。認知症に限らずバリアフリーを推進するもの）（八王子市）
- ・「認知症小冊子「もしも」」（認知症という言葉をできるだけ使わない、絵本のような小冊子）（豊島区）
- ・「認知症地域支援ネットワーク活用事業」（認知症に関する総合相談窓口では、精神保健福祉士等専門職職員が対応することで、認知症の人をはじめ家族に分かりやすい情報提供を行っている。）（江戸川区）

### 第3-4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (3) 消費生活における被害を防止するための啓発に関する取組について

① 貴区市町村では、認知症の人の消費生活における被害を防止するための啓発に関する取組を実施していますか。



#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (3) 消費生活における被害を防止するための啓発に関する取組について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

##### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「高齢者宅への臨戸訪問」（包括職員が、詐欺防止のパンフレットを持参し、高齢者宅を訪問）（奥多摩）
- ・「消費生活担当及び警察との連携」（認知症の方も含めた高齢者の消費者被害防止のため、担当窓口及び警察へ地域包括支援センターとの連携に関する依頼文を送付）（小金井市）
- ・「安心安全ニュース」（2か月毎に防災安全部安全対策課と武蔵野市消費生活センターと協同で、防犯・消費者被害・福祉情報を発信）（武蔵野市）
- ・「ハートフルネットワークにおける連携」（消費者相談を受ける中で、見守りが必要な案件が生じた際に関係部署と情報共有）（文京区）
- ・「成年後見制度利用支援」（①区長申立て案件に係る申立て費用等を支出する。②生活保護受給者、低所得者に対する後見人等への報酬を助成）（練馬区）

### 第3-4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について

##### (4) 認知症の人の権利利益の保護

貴区市町村における認知症の人の権利利益の保護について、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」や、成年後見制度に関する取組、虐待防止等、取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

##### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

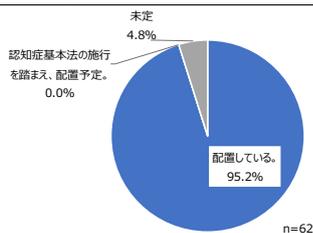
- ・「福祉サービス利用援助事業」（①福祉サービス利用援助、②日常的な金銭管理サービス、③書類などの預かりサービス）（稲城市）
- ・「成年後見制度利用支援事業」（支援が必要な高齢者等に対する成年後見制度に係る審判の申立て、申立てに要する費用並びに成年後見人頭の業務に対する報酬等の支援を行う）（奥多摩）
- ・「高齢者権利擁護講演会」（地域で虐待通報者となりうる高齢者見守り登録事業者、民生委員・児童委員等に向け、高齢者の権利擁護に関する具体的な意識の普及並びに理解の促進を図り、地域支え合いのしくみをつくる。）（新宿区）
- ・「高齢者緊急短期入所事業」（虐待等により緊急に保護する必要が生じた高齢者に対して、老人福祉法の規定に基づき短期入所の措置を行う）（羽村市）
- ・「高齢者虐待防止の推進」（高齢者虐待等スーパーバイズ及び高齢者虐待防止のための職員研修の開催）（目黒区）
- ・「男性介護者教室」（男性介護者の高齢者に対する理解を深め、正しい介護知識を学ぶことにより虐待と地域からの孤立を防止するため、全高齢者支援総合センターが協力し、企画・立案及び実施開催する）（墨田区）
- ・「高齢者虐待防止セミナー」（区民の方を対象に高齢者虐待についてセミナーを行う）（台東区）
- ・「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」（認知症、知的障害者、精神障害者などにより判断能力が不十分な方に対し、訪問による見守りや福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、郵便物の確認整理、預金証書などの預かりサービス等を行い、日常生活の自立を支援）（葛飾区）
- ・「虐待防止講演会」（市民、関係機関等の高齢者虐待への理解を深めるため、講演会を実施する）（狛江市）

### 第3-5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (1) 認知症地域支援推進員について

① 貴区市町村では、認知症地域支援推進員を配置していますか。



#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (1) 認知症地域支援推進員について

② ①の回答が「配置している」または、「認知症基本法の施行を踏まえ、配置予定。」の場合、下記ご記入ください。

##### 主な回答

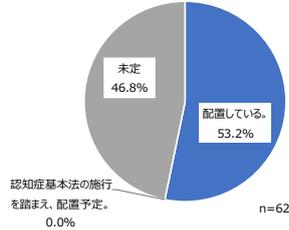
配置場所	役割
おとしより保健福祉センター、地域包括支援センター	地域の認知症支援機関をつなぐコーディネーターの役割を担う。（板橋区）
地域包括支援センター 2か所	地域包括支援センターでの認知症相談のバックアップや認知症予防カフェ、認知症ケアの普及啓発を含めた地域づくり、地域のネットワーク構築を推進する。（千代田区）
行政	計画策定、進捗の管理（東村山市）
各地域包括支援センター（4か所）	医療機関、介護サービス及び地域の支援機関が有機的に連携するネットワークの形成を図るため、当該連携の支援並びに認知症の者及びその家族を支援する相談業務を行う。（小金井市）
地域包括支援センター	認知症普及啓発、初期集中支援チーム員としての対応、介護者支援、地域資源の情報収集（国分寺市）
高齢者支援総合センター	全高齢者支援総合センターに配置し、認知症に関わる地域のネットワークづくり、ボランティアの担い手育成、その他認知症支援に関する事業を実施する。（墨田区）
基幹型地域包括支援センター、各在宅介護・地域包括支援センター	認知症施策の企画立案や認知症の早期発見、早期対応のための訪問、医療機関との調整等（武蔵野市）
地域包括支援センター（21か所）、民間事業所等	医療と介護の顔の見える関係づくり、地域課題と解決策の検討等（江東区）

### 第3-5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (2) 認知症支援コーディネーターの配置

① 貴区市町村では、認知症支援コーディネーターを配置していますか。



#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (2) 認知症支援コーディネーターの配置

②①の回答が「配置している」または、「認知症基本法の施行を踏まえ、配置予定。」の場合、下記ご記入ください。

配置場所	役割
おとしより保健福祉センター	区に配置。認知症の疑いのある高齢者に対し、早期に適切な医療・介護サービスにつなぐ仕組みを構築する。(板橋区)
在宅支援課、地域包括支援センター、相談センター	認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の専門家として、個別ケース支援のバックアップを行う。(千代田区)
基幹型地域包括支援センター	地域型包括支援センターのバックアップ。認知症初期集中支援チームへの参加や、市に配置した認知症地域支援推進員と共に認知症になっても安心してらせるまちづくり、早期発見・診断・対応のネットワーク等を構築する。(東村山市)
高齢者福祉課	区に認知症コーディネーターを配置し、地域包括支援センターと協働して認知症の疑いのある方の早期介入・状況把握に努める。認知症疾患医療センターのアウトリーチチーム等を活用し、対象者に対し適切な医療・介護サービスを提供する。(荒川区)
市	個別ケース支援のバックアップ等を担い、認知症の疑いのある人への支援を進めることにより、地域の認知症対応力の向上を図る。(国分寺市)
区役所高齢福祉課	本人・家族への相談支援・訪問、アウトリーチチームや認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームとの連携、認知症地域支援推進員連絡会の実施等(台東区)
基幹型地域包括支援センター、各在宅介護・地域包括支援センター	認知症施策の企画立案や認知症の早期発見・早期対応のための訪問、医療機関との調整等(武蔵野市)
高齢者在宅支援課	認知症の疑いがあるものの受診につながらない等の対応が困難なケースに対しての地域包括支援センターへ後方支援の実施、また必要時にアウトリーチチームに協力を依頼し、協働して適切な医療サービスの導入等に向けた支援を行っている。更に、認知症のケースに携わる関係者の対応力向上に関しての取り組みを行っている。(杉並区)

### 第3-5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (3) 認知症初期集中支援チームについて

貴区市町村における認知症初期集中支援チームに関する取組について下記ご記入ください。

##### 回答一覧 (1/2)

区市町村	チーム数	チーム員 総数	内訳		配置場所	
			医師	その他専門職		
千代田区	2チーム	22人	2人	20人	地域包括支援センター 2カ所	
中央区	3チーム	29人	6人	23人	地域包括支援センター (3カ所)	
港区	1チーム	8人	5人	3人	地域連携型認知症疾患医療センター	
新宿区	10チーム	114人	6人	108人	地域型高齢者総合相談センター	
文京区	4チーム	15人	4人	11人	地域包括支援センター (4カ所)	
台東区	2チーム	9人	2人	7人	地域包括支援センター	
墨田区	8チーム	30人	1人	29人	高齢者支援総合センター (8カ所)	
江東区	21チーム	73人	2人	71人	地域包括支援センター (21カ所)	
品川区	2チーム	8人	3人	5人	認知症疾患医療センター・訪問看護ステーション	
目黒区	1チーム	4人	1人	3人	福祉総合課	
大田区	23チーム	89人	19人	70人	各地域包括支援センター	
世田谷区	1チーム	18人	4人	14人	認知症在宅生活サポートセンター(委託事業者)	
渋谷区	4チーム	必要に応じて配置	4人	必要に応じて配置	機能強化型地域包括支援センター	
中野区	1チーム	72人	66人	6人	地域包括ケア推進課在宅療養係	
杉並区	3チーム	27人	3人	24人	委託事業者	
豊島区	4チーム	15人	6人	9人	1医療機関、3介護事業所に委託	
北区	16チーム	49人	14人	35人	各地域包括支援センター	
荒川区	1チーム	10人	1人	9人	東京都認知症疾患医療センター	
板橋区	19チーム	70人	19人	51人	全地域包括支援センター	
練馬区	4チーム	54人	12人	29人	総合福祉事務所 (4カ所)	
足立区	25チーム	158人	21人	137人	地域包括支援センター (25カ所)	
葛飾区	1チーム	4人	1人	3人	認知症疾患医療センター	
江戸川区	1チーム	認知症地域支援コーディネーター(看護師)を中心にその都度編成	8人	6人	2人	区医師会に委託(地域包括支援センター)
八王子市	3チーム	40人	8人	32人	病院(2ヶ所)、診療所(1ヶ所)	
立川市	6チーム	32人	7人	25人	地域包括支援センター(6カ所)、疾患医療センター	
武蔵野市	6チーム	16人	6人	10人	各在宅介護・地域包括支援センター	
三鷹市	1チーム	9人	5人	4人	市	
青梅市	1チーム	3人	1人	2人	高齢者支援課	

### 第3-5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

回答一覧 (2/2)

区市町村名	チーム数	チーム員 総数	内訳		配置場所
			医師	その他専門職	
府中市	11チーム	108人	4人	104人	地域包括支援センター及び地域連携型認知症疾患医療センター
昭島市	1チーム	12人	1人	11人	市役所内
調布市	1チーム	5人	1人	4人	認知症疾患医療センター
町田市	4チーム	61人	5人	56人	地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、医療機関
小金井市	4チーム	11人	7人	4人	各地域包括支援センター
小平市	1チーム	5人	1人	4人	市高齢者支援課
日野市	2チーム	10人	2人	8人	認知症疾患医療センター、精神病院
東村山市	1チーム	4人	1人	3人	地域拠点型認知症疾患医療センター
国分寺市	1チーム	17人	6人	11人	市
国立市	1チーム	12人	1人	11人	地域包括支援センター
福生市	1チーム	5人	1人	4人	地域連携型認知症疾患医療センター
狛江市	3チーム	7人	2人	5人	地域包括支援センター（3か所）ただし、地域包括支援センターが事務局となり、市内関係機関に在籍する専門職でチームを編成する複合チームとする。
東大和市	1チーム	3人	1人	2人	認知症疾患医療センター
清瀬市	1チーム	20人	1人	19人	地域包括支援センター
東久留米市	1チーム	14人	2人	12人	訪問看護ステーション
武蔵村山市	最大4チーム	12人	6人	6人	市役所
多摩市	1チーム	7人	2人	5人	委託先の医療機関に設置。
稲城市	1チーム	9人	2人	7人	委託先病院内
羽村市	1チーム	3人	1人	2人	地域連携型認知症疾患医療センター
西東京市	1チーム	3人	1人	2人	NPO法人
瑞穂町	1チーム	9人	1人	8人	認知症疾患医療センター
日の出町	1チーム	3人	1人	2人	地域連携型認知症疾患医療センター
檜原村	1チーム	3人	1人	2人	村
奥多摩	1チーム	4人	1人	3人	地域包括支援センター
大島町	1チーム	3人	1人	2人	町役場 住民課
利島村	1チーム	5人	1人	4人	地域包括支援センター
新島村	1チーム	5人	2人	3人	地域包括支援センター
神津島村	1チーム	7人	1人	6人	村役場
三宅村	1チーム	7人	3人	4人	村役場
八丈町	1チーム	5人		5人	福祉健康課高齢福祉係
青ヶ島村	1チーム	3人	1人	2人	地域包括支援センター
小笠原村	1チーム	7人	1人	6人	村

### 第3-5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

(4) その他、認知症の人に対する保健医療サービスの提供について、独自の取組を実施してましたら下記にご記入ください。(予定を含む。)

##### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「おとしより専門相談」（認知症または、高齢期に特有な精神疾患により生活が困難になっている高齢者本人および家族を含む支援者に対して、精神科医師または弁護士による相談事業を実施）（板橋区）
- ・「医療機関情報の提供」（認知症専門医療機関、協力医療機関等の一覧を作成し、市の刊行物に掲載の上、窓口配布）（小金井市）
- ・「認知症連携部会」（在宅医療・介護連携推進協議会の部会のひとつとして「認知症連携部会」を設置し、多職種連携の取り組みを推進）（武蔵野市）
- ・「認知症サポート電話」（認知症の方がいる家族等からの、様々な相談を受けるため、介護保険課内に専用電話を設置し、必要に応じて訪問相談も実施）（中央区）
- ・「もの忘れチェック会」（Test Your Memory-J）を使用した自記式認知機能検査を実施し、必要な方には受診を促すほか、認知症予防の講話も行う。国立精神神経医療研究センター病院との共催。）（小平市）

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

(5) 「認知症の人と家族への一体的支援事業」（地域支援事業）や、認知症の人に対する福祉サービスの提供についての独自の取組を実施してましたら下記にご記入ください。(予定を含む。)

##### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

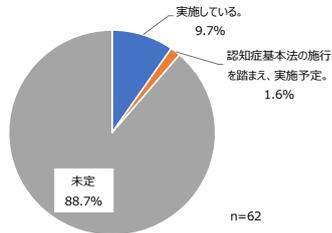
- ・「認知症本人と家族の一体的支援プログラム」（認知症本人と家族とともに、市内の認知症に理解のある店舗等の地域資源を周りながら懇談する。ステップアップ受講者が希望する方も同行。）（小金井市）
- ・「認知症ミーティングセンター」（認知症の当事者とその家族が集まり、専門職を交えて悩みなどを相談し合う場を作る）（品川区）
- ・「やさしいお店登録」（認知症サポート者が所属する店舗等が登録し、困っている対象者に対して声掛けや通報等を行う）（日の出町）
- ・「認知症の人と家族への一体的支援事業」（一部の地域包括支援センターで地域の認知症の人と家族の意見を聞いて本事業を独自に実施）（八王子市）

### 第3-5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (6) 日本版BPSDケアプログラムについて

① 貴区市町村では、アドミニストレーターとの意見交換や交流会等を実施していますか。



#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (6) 日本版BPSDケアプログラムについて

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

##### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

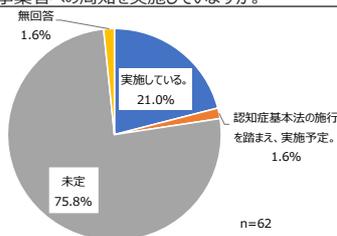
- ・「認知症BPSDケアプログラム推進事業」（認知症の行動・心理症状の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」を市内事業所にて実施し、ケアの質の向上を図る）（府中市）
- ・「認知症ケアプログラムの普及啓発（「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター研修）」（「日本版BPSDケアプログラム」を介護事業に普及するため、アドミニストレーターの養成を行う）（小平市）
- ・「認知症ケアプログラム地域交流会」（ケアプログラムの継続的な実施と活用を図るため、アドミニストレーター同士の意見交換や交流を実施）（足立区）
- ・「日本版BPSDケアプログラムフォローアップ研修」（交流会等の取組みは無いが、認知症地域支援推進員が、アドミニストレーターと個別に意見交換を行っている。）（日の出町）

### 第3-5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (6) 日本版BPSDケアプログラムについて

③ 貴区市町村では、ケアプログラムの活用について事業者への周知を実施していますか。



#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (6) 日本版BPSDケアプログラムについて

④ ③の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

##### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

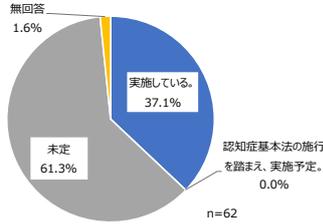
- ・「認知症ケアプログラム」（区内の介護事業者が閲覧できるHPでケアプログラムの研修紹介）（荒川区）
- ・「認知症ケアプログラムの普及啓発（「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター研修）」（「日本版BPSDケアプログラム」を介護事業に普及するため、アドミニストレーターの養成を行う）（小平市）
- ・「ケアプログラム事業説明会」（区内介護事業者等を対象とした事業説明会を開催し、ケアプログラムの目的や実践事例を紹介）（足立区）
- ・「介護事業者連絡会での周知」（介護事業者連絡会でBPSDケアプログラム研修の周知）（目黒区）
- ・「日本版BPSDケアプログラムフォローアップ研修」（事業者宛てに研修通知を配布。事業所管理者へ活用を勧めている。）（日の出町）
- ・「認知症BPSDケアプログラム推進事業」（事業者連絡会等で周知、アドミニストレーター所属事業所をホームページ上で周知）（府中市）

### 第3-5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (7) 認知症多職種協働研修の実施について

① 貴区市町村では、専門職・認知症多職種協働研修を実施していますか。



#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (7) 認知症多職種協働研修の実施について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、下記にご記入ください。

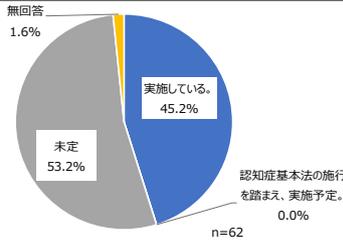
研修名	主な対象者	内容・規模等
多職種協同研修	医師・歯科医師・介護支援事業所・訪問看護・薬剤師・理学療法士等	高齢者の在宅医療にかかわる多職種が一堂に会して事例検討を通して相互理解を深め医療と介護の連携を強化する。(千代田区)
認知症支援に関する意見交換会	医療従事者、介護従事者、行政職員	都、センター、島しょ地域等の医療従事者、介護従事者及び行政職員等が参加する意見交換会を実施する。(青ヶ島村)
福祉人材育成・研修センター認知症ケア研修	区内でサービス提供している医療・福祉サービス事業所の職員	認知症ケアにおける多職種連携によるチームケアについて、チームケアの意義を理解し、効果的なアプローチ方法を学ぶことで、認知症に関する相談支援の質の向上を図る。(世田谷区)
多職種連携研修	地域包括支援センター職員・ケアマネジャー・民生委員等	地域レベルでの顔の見える関係づくりを目指し、地域のあらゆる担い手同士の顔の見える関係づくりの場として、主にグループワークによる研修を開催。(日野市)
認知症事例検討会	介護従事者等	認知症疾患医療センター指導医、認定看護師、認知症初期集中チーム員と共に、認知症に関する事例検討を行い、認知症対応力等の研修を行う。(小平市)
若年性認知症支援多職種研修	医療介護の専門職	若年性認知症の支援は、就労・経済的支援、介護保険・障害福祉サービスの利用など多岐にわたるため医療・介護専門職の支援スキル向上の研修会を実施。(中野区)
多職種連携研修会	医療・介護職	区内を5ブロックに分けて多職種連携研修会を実施。テーマは、認知症、災害対策、虐待等。(足立区)
認知症ライフサポート研修	医療介護従事者	認知症の方を支援する為、支援に関わる様々な専門職が、ケアを提供する上で目的・目標を共有し、同じ目標に向かって有機的に機能するチームを作る。(町田市)

### 第3-5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (8) その他、専門職・支援者等の認知症対応力向上のための研修について

① 貴区市町村では、専門職・支援者等の認知症対応力向上のための研修を実施していますか。



#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

##### (8) その他、専門職・支援者等の認知症対応力向上のための研修について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的に記入ください。

研修名	主な対象者	内容・規模等
認知症地域支援推進員研修	包括職員	認知症地域支援推進員における役割の中で、区の動きや地域性、課題に合わせた研修。(板橋区)
多職種連携研修会	在宅療養に係る職種	「認知症を抱えているかたへの支援を考える編」として、基調講演の他、模擬事例の多職種グループワークを通して意思決定支援につながる対応力の向上を図る。(東村山市)
認知症専門相談員等研修	地域包括支援センターの認知症専門相談員 世田谷版キャラバン・メイト 認知症地域支援推進員	従来「認知症専門相談員研修会」として実施していたが、令和6年度から対象を拡大。情報交換や、必要な知識の習得のための研修等を通して、相談支援の質の向上や、人材育成を図る。(世田谷区)
認知症対応力向上研修 (DASC研修)	居宅介護事業所・地域密着型サービス事業所の介護支援専門員等	地域の関係機関に対して、認知症の方やその疑いのある方への早期対応力を高めるためにDASC研修を行う。(墨田区)
認知症対応力向上を図る研修会	区介護相談員及び区内関係介護事業者	専門講師による講義および意見交換会等により、認知症に対する知識・理解を深める。(台東区)
認知症高齢者見守り支援事業研修	認知症見守り支援事業ヘルパー、市内訪問介護事業所職員	認知症高齢者見守り支援事業に従事するヘルパーや市内訪問介護事業所職員を対象とし、医療的、心理的、実践的アプローチに関する研修を実施。(武蔵野市)
若年性認知症関係者学習会	若年性認知症の支援に係る関係機関と介護者	若年性認知症の支援に係る関係機関と介護者に向けた学習会を開き、支援のスキルアップ及びネットワーク構築を図る。(府中市)
ちよいと助け隊養成講座	総合事業で活動するボランティア	講座内で、認知症の理解について講義。(日の出町)

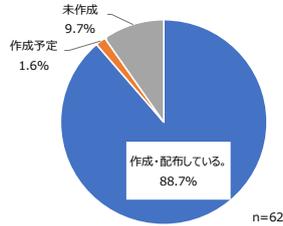
### 第3-6 相談体制の整備等

#### 6 相談体制の整備等

(1) 認知症の人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための体制整備について

① 認知症のケアパスの作成・配布状況についてご記入ください。

(ア) 貴区市町村では認知症ケアパスを作成・配布していますか。



#### 6 相談体制の整備等

(1) 認知症の人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための体制整備について

(ア) 貴区市町村では認知症ケアパスを作成・配布していますか。

②作成・配布状況につき下記にご記入ください。

#### 【主な回答（配布先）】

- ・ 区関係部署、地域包括支援センター、医療機関、認知症サポーター養成講座、イベント等（板橋区）
- ・ 市役所、地域包括支援センター、医療・介護等関係施設等、市のイベント実施時配架、認知症検診受診券に同封（小金井市）
- ・ 65歳になる方（65歳以上転入者）への個別配布、高齢者支援総合センター、区内医療機関、区内訪問看護ステーション、公共施設、図書館、大型ショッピングセンター、認知症サポーター養成講座、各種イベント等（墨田区）
- ・ 各医師会、歯科医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業所、介護施設、高齢者クラブ、民生委員、在宅療養支援協議会委員、地域包括支援センター、区役所窓口施設他（中央区）
- ・ 地域住民、認知症カフェ、認知症勉強会、「やさしいお店」登録店舗・事業所、町内介護保険事業所、医療機関等（日の出町）

### 第3-6 相談体制の整備等

#### 6 相談体制の整備等

(1) 認知症の人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための体制整備について

② その他、認知症の人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための取組を下記にご記入ください。  
(仕事と介護の両立支援等も含む)

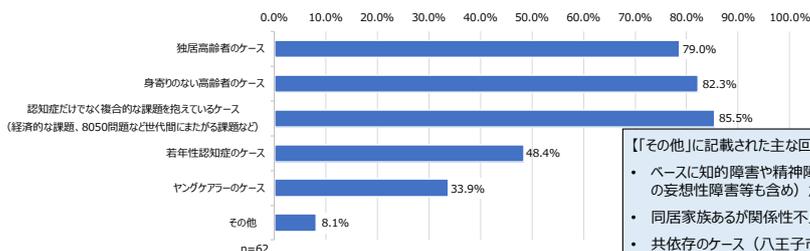
#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・ 「認知症電話相談」（認知症疾患医療センターに認知症電話相談を設置し、インテークによるサービス紹介から認知症症状に関する専門相談など、幅広く医療と福祉の視点から対応）（町田市）
- ・ 「福祉の総合相談窓口（ふくしのコンシェルジュ）」（制度や分野ごとに分かれた縦割りの支援ではなく、福祉のさまざまな相談を受け止め、相談者に寄り添い、解決に向けてサポートする。）（目黒区）
- ・ 「パンフレット「若年性認知症の方へ」の作成・配布」（若年性認知症の方の相談窓口や、利用できる制度・サービスについてパンフレットにまとめ周知する。）（世田谷区）
- ・ 「「仕事をつづけながら介護をするために」チラシ配布」（仕事と介護の両立について周知するためのチラシを一般区民に配布）（練馬区）

#### 6 相談体制の整備等

(1) 認知症の人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための体制整備について

③ 認知症の人又は家族等からの各種相談に対応する中で、特に支援に課題がある対象者として、あてはまるものを全てご選択ください。



#### 【「その他」に記載された主な回答】

- ・ ベースに知的障害や精神障害（未治療や医療中断、高齢発症の妄想性障害等も含め）があるケース（世田谷区）
- ・ 同居家族があるが関係性不良等によりKP不在（日の出町）
- ・ 共依存のケース（八王子市）

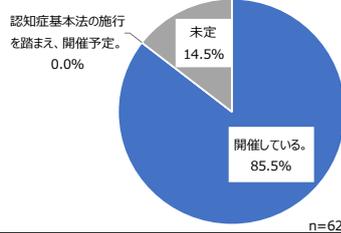
### 第3-6 相談体制の整備等

#### 6 相談体制の整備等

(2) 認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援等について

##### ① 認知症カフェの開催

(ア) 貴区市町村では、認知症カフェを開催していますか。



#### 6 相談体制の整備等

(2) 認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援等について

##### ① 認知症カフェの開催

(イ) (ア) の回答が「開催している」または、「認知症基本法の施行を踏まえ、開催予定。」の場合、下記にご記入ください。

##### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「オレンジカフェ」（認知症高齢者やその家族が交流を図り、介護関係者が情報提供をする）（利島村）
- ・「認知症カフェ」（高齢者複合施設や病院、民間のシェアキッチン等にて認知症当事者や家族の集いの場として認知症カフェを設置）（武蔵野市）
- ・「認知症カフェ」（認知症に関心のあるすべての方を対象に、情報共有や交流ができる場・家族の相談の場）（千代田区）
- ・「認知症カフェ支援」（認知症カフェ交流会開催時や認知症カフェハンドブック改訂時に、各団体の運営状況の把握に努め、運営面等に課題を把握した認知症カフェについて、適宜、巡回を行い、課題やニーズ等の把握、助言等を行う）（世田谷区）
- ・「認知症カフェ運営支援」（認知症疾患医療センター、高齢者支援センター、社会福祉法人、介護事業所、一般住民、歯科医療機関が主催となり、それぞれ月1回カフェを開催。会場の事前予約、無償提供とともに、保健師等が出席しミニ講座や助言等を実施。運営ボランティアとして認知症ステップアップサポーターを活用。また、情報共有を図るため認知症カフェ等担当者連絡会を開催。）（瑞穂町）

### 第3-6 相談体制の整備等

#### 6 相談体制の整備等

(2) 認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援等について

② 本人ミーティングを開催している場合（予定を含む）には下記にご記入ください。

##### 【主な回答（具体的な内容）】

- ・認知症本人と家族とともに、市内の認知症に理解のある店舗等の地域資源を周りながら懇談する。ステップアップ受講者で希望する方も同行。（小金井市）
- ・認知症の本人や、もの忘れが気になる方が集い、体験や想い、必要としていることを語り合うことを通してエンパワメントや仲間づくりを図る。また、生活支援ニーズ等を把握することで、本人の視点を重視した支援や地域づくりに活かす（世田谷区）
- ・当事者の声を聞き施策に反映させる（清瀬市）
- ・認知症高齢者本人が地域の中で希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、本人や家族の声を聞く。地域包括支援センターが中心となり実施。（練馬区）
- ・若年性認知症本人同士が主となって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのより暮らしを話し合う場（杉並区）
- ・認知症普及啓発イベント「eまちサミット」と呼ばれる市民等へ認知症の人に関する理解促進を図る普及啓発イベント。企画段階から当事者が参画し、本人によるプログラムにより、経験や想いを語る本人ミーティングを開催。（八王子市）
- ・若年の記憶のしづらさによる戸惑いや不安などを感じている人や、若年性認知症の人が、共に話を聞く、話をする場所。地域包括支援センターとクリニック相談員による運営。（三鷹市）

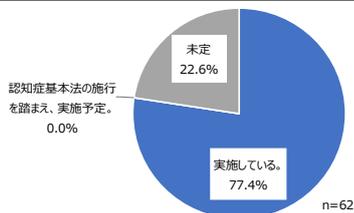
### 第3-6 相談体制の整備等

#### 6 相談体制の整備等

(2) 認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援等について

③ 本人支援・家族支援について ※ (上記「(3) 認知症カフェ」及び「本人ミーティング」を除く)

(ア) 貴区市町村では、認知症カフェを除き、本人支援や家族支援に関する取組を実施していますか。(ピアサポートに関する取組も含む。ただし認知症カフェは除く。)



#### 6 相談体制の整備等

(2) 認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援等について

③ 本人支援・家族支援について ※ (上記「(3) 認知症カフェ」及び「本人ミーティング」を除く)

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容(予定も含む)について、具体的にご記入ください。

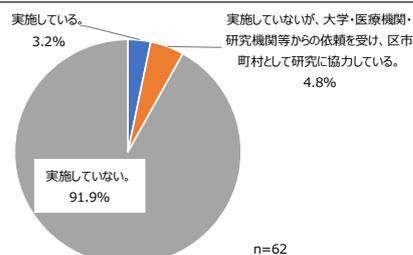
#### 【主な回答(取組名称、事業内容・目的抜粋)】

- ・「家族介護継続支援事業」(認知症高齢者を介護する家族に対する交流会や講習等の機会を設け、情報共有や身体的・精神的負担軽減を図る) (小金井市)
- ・「認知症家族のための心理相談」(臨床心理士による個別相談を実施することにより、認知症の方を介護する家族の心理的負担の軽減を図り、家族会等の継続的な支援の場につなげるなど、気持ちを楽にして介護に取り組めることを目指す) (世田谷区)
- ・「あしたの会」(当事者会・家族会と共催し、当事者・家族等の発信の場として、認知症についての正しい理解を深め「認知症の方もそうでない方も地域で共生していくこと」を目指した講座を開講する) (多摩市)
- ・「介護マークの配付」(介護者が介護中であることを周囲に理解してもらうために配付する) (府中市)

### 第3-7 研究等の推進

#### 7 研究等の推進

(1) 貴区市町村では、共生社会の実現に資する研究等の推進に関する取組を実施していますか。



#### 7 研究等の推進

(2) (1) の回答が「実施している」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

#### 【主な回答(取組名称、事業内容・目的抜粋)】

- ・「認知症支援に関する意見交換会」(都、センター、島しょ地域等の医療従事者、介護従事者及び行政職員等が参加する意見交換会を実施する) (青ヶ島村)
- ・「認知症介護研究・研修東京センターとの連携・協働協定」(認知症介護研究・研修東京センターと認知症施策の充実やそのための調査研究等に取り組む) (杉並区)

## 第3-7 研究等の推進

### 7 研究等の推進

(3) (1)の回答が「実施していないが、大学・医療機関・研究機関等からの依頼を受け、区市町村として研究に協力している。」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

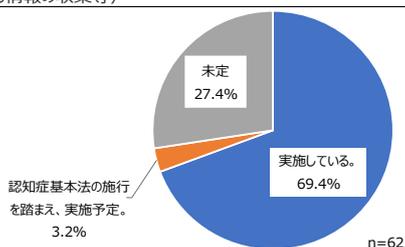
- ・「高齢者を対象としたアウトリーチ型相談事業のあり方」（東京都健康長寿医療センターの研究に協力）（板橋区）
- ・「もの忘れチェック会」（国立精神神経医療研究センターが、Test Your Memory-J）を使用した自記式認知機能検査を実施し、必要な方には受診を促すほか、認知症予防に関して研究を行った。研究を行った結果については、事業の中で医師が対象者に講話している。）（小平市）
- ・「高齢者にやさしい地域づくりに係る官学連携事業」（加齢に伴う心身機能の変化や認知症に対する正しい知識の普及・啓発等、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指すことを目的とし、町と東京大学が協力して取り組む）（日の出町）

## 第3-8 認知症の予防等

### 8 認知症の予防等

(1) 科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について

① 貴区市町村では、認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組を実施していますか。（予防に関する啓発及び知識の普及、地域における活動の推進、予防に係る情報の収集等）



### 8 認知症の予防等

(1) 科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について

② ①の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

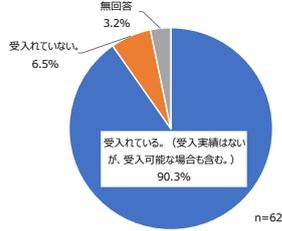
- ・「介護支援ボランティアポイント事業」（介護事業所などの市内の受入施設におけるボランティア活動に対してスタンプを付与し、加盟店での買い物に利用できる「さくらポイント」に交換する）（小金井市）
- ・「まるごと介護予防講座」（運動・職と栄養・口腔・認知症予防・社会参加等の介護予防全般に関する講話や体操実技、取組み目標の設定や行動計画づくりの体験を通し、セルフマネジメント（自己管理）によるフレイルや認知症予防などの介護予防の取組みを普及する）（世田谷区）
- ・「はつらつ脳力アップ教室」（社会参加を促し、閉じこもりなど生活不活発による認知症の予防を目的として、区内在住の65歳以上で介護認定を受けていない人を対象に、ゲームや健康体操・創作活動などの機会を提供する。令和3年度から、通所教室に加え、オンライン配信教室も開始。）（荒川区）
- ・「もの忘れチェック会」（Test Your Memory-J）を使用した自記式認知機能検査を実施し、必要な方には受診を促すほか、認知症予防の講話も行う。国立精神神経医療研究センター病院との共催。）（小平市）

## 第3-8 認知症の予防等

### 8 認知症の予防等

(1) 科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について

③ 都内区市町村で一般的な高齢者の居場所（通いの場等）において認知症の方を受け入れていますか。（受け入れていない場合にはその理由をご記入ください。）



#### 【「受け入れていない理由」の主な回答】

- ・ 介護予防の通いの場や趣味のサロン等、以前から所属していた方は認知症発症後も継続して活動している場合もあるが、通いの場の認知症疾患理解認知症発症後に通いの場に参加するのは困難な現状がある。（※原文ママ）（調布市）
- ・ 当課で実施する事業は、自宅から実施場所までの移動に関して自立している方を対象としているため、また、通いの場を長期間にわたって利用する過程で、加齢により認知症の症状が出てくる参加者はいるが、利用継続の可否については通いの場ごとに判断しており、区は関与しておらず、公的に「受け入れている」という回答は難しい。（葛飾区）

### 8 認知症の予防等

(1) 科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防の取組について

④ 一般的な高齢者の居場所に認知症の人を積極的に受け入れるための取組を実施している場合には、下記にご記入ください。

#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・ 「ふれあい枠・活サロン」（社会福祉協議会が主催となり、地域の住民の通いの場となっている）（荒川区）
- ・ 「食のほっとサロン」（地域団体が民家や店舗等を会場として、月2回から週1回程度、会食を中心に口の体操やミニ講座などを行う通所サービス。65歳以上の方で、閉じこもりがちの方等を対象として実施する。）（練馬区）
- ・ 「地域ささえ愛グループ支援事業」（高齢者が介護予防を目的とした団体活動を行い、地域ささえ愛グループとして区が支援する。要件が合えば、認知症の方もグループに受け入れている。）（杉並区）
- ・ 「認知症があってもなくてもほっとできる通いの場」（市内在住の65歳以上の高齢者を対象に医療機関への相談を促すことで、認知症の早期発見・早期対応をするともに、認知症予備軍と言える高齢者を介護予防の活動等に繋げることで、生活機能の保持を図る。）（多摩市）

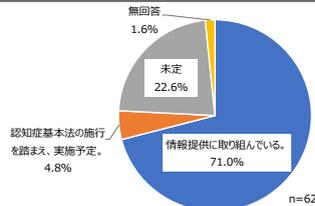
## 第3-8 認知症の予防等

### 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

① 早期診断及び早期支援に関する情報の提供について

(ア) 貴区市町村では、早期診断・早期支援の重要性等に関する情報提供を行っていますか。



### 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

① 早期診断及び早期支援に関する情報の提供について

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、取組の内容（予定も含む）について、具体的に記入ください。（既に別のページにご記入いただいた取組であっても、この項目の趣旨に合う取り組みがある場合には再度ご記入ください。）

#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・ 「認知症ケアバスの作成・配布」（本冊（認知症ケアバスから知りたい情報のページから読み進められる）・別冊（認知症本人の声を多く掲載。勇気づけられる内容）・資料編（相談先・サービス関連情報をまとめて掲載）の3冊構成に改訂（令和6年3月発行）。診断後支援のツールとして医療機関等との連携強化も検討中）（世田谷区）
- ・ 「依頼型出張健康教育」（サロンや町会などから健康教育の依頼があった際に、認知症に関する説明を行っている）（荒川区）
- ・ 「もの忘れ症状受診時メモの普及啓発」（もの忘れ症状を気になった方が、医療機関を受診する時に認知症症状をチェックできるリーフレットを作成することにより、認知症を普及啓発する）（小平市）

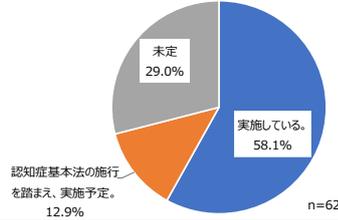
## 第3-8 認知症の予防等

### 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

#### ② 認知症の早期診断に向けた取組について

(ア) 貴区市町村では、住民に対する認知症の早期の気づきや早期診断を支援する取組（例：認知症検診、もの忘れ相談等）を実施していますか。



### 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

#### ② 認知症の早期診断に向けた取組について

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、取組の内容（予定も含む）について、具体的に記入ください。

#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「認知症早期発見事業」（心身の健康状態を確認するための郵送調査の回答がなかった高齢者に対して、看護師による訪問調査を実施し、地域に潜在する認知症等ハイリスク高齢者の早期発見を図る）（千代田区）
- ・「脳の健康度測定（認知症検診事業）」（当年度中に、55・60・65・70・75歳になる方を対象にケアバスや脳の健康状態を自宅でチェックできるデジタルツールを送付。認知機能に不安のある方に対して認知症検診受診を勧奨。検診の結果、認知機能低下が疑われる場合は医療機関連絡書を発行する他、専門職による相談や講座も実施）（文京区）
- ・「出張もの忘れ相談会」（公共施設やスーパー等にブースを設け、地域包括支援センターの職員が相談に応じるもの）（青梅市）

## 第3-8 認知症の予防等

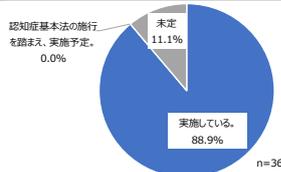
### 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

(②(ア) で「実施している」と回答した区市町村のみご回答ください。)

#### ③ 認知症の検診後などにおける支援の取組について

(ア) 認知症の疑いがあると判断された方等に対し、地域包括支援センターや医療機関等に関する情報提供や、ご本人の状態等に応じた本人や家族等への心理的支援、定期的な連絡や訪問等の取組を実施していますか。



### 8 認知症の予防等

(2) 認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための取組について

(②(ア) で「実施している」と回答した区市町村のみご回答ください。)

#### ③ 認知症の検診後などにおける支援の取組について

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「認知症基本法の施行を踏まえ、実施予定。」の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的に記入ください。

#### 【主な回答（取組名称、事業内容・目的抜粋）】

- ・「認知症検診受診者アプローチ」（検診受診者のうち、MCI以上の認知症疑い有りと診断された方に対し、認知症地域支援推進員がアプローチし、現状把握や必要な支援を行う）（小金井市）
- ・「もの忘れ予防健診」（受診結果はシステム上で地域包括支援センターと共有し、適宜訪問・電話・相談に応じる）（江東区）
- ・「認知症検診後フォロー支援」（認知症支援コーディネーター、認知症地域支援推進員が、専門医療機関への受診確認等、対象者へ定期的に連絡・訪問支援を行う。必要に応じて高齢者支援センターや、初期集中支援チームの導入を検討、医療機関（かかりつけ医）へ情報提供を行う）（瑞穂町）

### 第3章 その他

#### 第1節 令和6年度東京都認知症施策推進会議 審議経過等

開催年月日	主な審議内容
第1回推進会議 (令和6年5月24日)	○東京都認知症施策推進計画の策定について
第2回推進会議 (6月28日)	○区市町村への現況把握調査結果について ○東京都における認知症施策について①
第3回推進会議 (7月26日)	○東京都における認知症施策について② ○起草ワーキンググループの設置及び認知症の本人・家族からの意見聴取について
第1回起草ワーキング グループ (9月5日)	○認知症の本人・家族との意見交換について(報告) ○東京都認知症施策推進計画の構成案について ○計画第1部「計画の考え方」の概要(素案)について ○計画第2部「計画の具体的な展開」骨子(素案)について
第2回起草ワーキング グループ (10月24日)	○認知症の本人・家族との意見交換について(報告) ○東京都認知症施策推進計画(案)について
第4回推進会議 (12月23日)	○認知症の本人・家族との意見交換について(報告) ○東京都認知症施策推進計画の中間まとめ(案)について
	○「東京都認知症施策推進計画 中間のまとめ」パブリックコメントの実施
第5回推進会議 (3月27日予定)	

## 第2節 令和6年度東京都認知症施策推進会議 委員及び幹事名簿

<令和6年度東京都認知症施策推進会議 委員名簿（敬称略）>

◎議長、○副議長

氏名	所属等
栗田 圭一	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター センター長
○ 繁田 雅弘	東京都公立大学法人東京都立大学 名誉教授
進藤 由美	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター企画戦略局 リサーチコーディネーター 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 健康長寿医療研修センター 副センター長
◎ 内藤 佳津雄	学校法人日本大学文理学部心理学科 教授
井藤 佳恵	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 認知症支援推進センター センター長
小山 聡子	学校法人日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 教授
北村 世都	学校法人東京聖徳学園聖徳大学心理・福祉学部心理学科 教授
渡邊 浩文	学校法人武蔵野大学人間科学部社会福祉学科 教授
相田 里香	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
井上 信太郎	東京都地域密着型サービス協議会 代表
大川 富美 (第3回まで)	社会福祉法人東京都社会福祉協議会東京都高齢者福祉施設協議会 特養ブロック副会長（社会福祉法人清明会清明園 施設長）
小林 美穂 (第4回から)	社会福祉法人東京都社会福祉協議会東京都高齢者福祉施設協議会 副会長（社会福祉法人緑友会小川ホーム 施設長）
平川 淳一	一般社団法人東京精神科病院協会 会長
平川 博之	公益社団法人東京都医師会 副会長
大野 教子	公益社団法人認知症の人と家族の会東京都支部 代表
上村 幸一	公募委員
佐野 光秀	若年性認知症家族会「彩星の会」 副代表
田尻 成樹	東京都民生児童委員連合会 常任協議員

中島 尚子	公募委員
さとう みき	とうきょう認知症希望大使
中村 真理	八王子市地域包括支援センター子安 センター長
森 純一	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
犬飼 かおる	杉並区保健福祉部 高齢者在宅支援課長・ (兼務) 地域包括ケア推進担当課長
廣瀬 明子	東久留米市福祉保健部 介護福祉課長

<令和6年度東京都認知症施策推進会議 幹事名簿>

職名
福祉局高齢者施策推進担当部長【幹事長】
警視庁生活安全部人身安全対策課課長代理行方不明対策担当
生活文化スポーツ局都民安全推進部交通安全対策担当課長
都市整備局総務部企画技術課長
住宅政策本部住宅企画部企画担当課長
保健医療局企画部企画政策課長
保健医療局医療政策部医療政策課長
保健医療局医療政策部地域医療担当課長
産業労働局雇用就業部就労支援施策担当課長
産業労働局雇用就業部労働環境課長
交通局総務部企画調整課長
教育庁地域教育支援部生涯学習課長
教育庁指導部主任指導主事（教育経営・教育課程担当）
福祉局企画部企画政策課長
福祉局企画部政策推進担当課長
福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長
福祉局生活福祉部生活支援担当課長
福祉局障害者施策推進部精神保健医療課長
福祉局高齢者施策推進部企画課長
福祉局高齢者施策推進部施設調整担当課長
福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長
福祉局高齢者施策推進部認知症施策推進担当課長

<令和6年度東京都認知症施策推進会議起草ワーキンググループ 委員名簿（敬称略）>

◎部会長

氏名	所属等
栗田 圭一	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター センター長
小山 聡子	学校法人日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 教授
北村 世都	学校法人東京聖徳学園聖徳大学心理・福祉学部心理学科 教授
◎ 渡邊 浩文	学校法人武蔵野大学人間科学部社会福祉学科 教授
井上 信太郎	東京都地域密着型サービス協議会 代表
平川 博之	公益社団法人東京都医師会 副会長
大野 教子	公益社団法人認知症の人と家族の会東京都支部 代表
さとう みき	とうきょう認知症希望大使
中村 真理	八王子市地域包括支援センター子安 センター長

<令和6年度東京都認知症施策推進会議起草ワーキンググループ 幹事名簿>

「令和6年度東京都認知症施策推進会議 幹事名簿」に同じ

### 第3節 認知症施策推進事業実施要綱

	19 福保高在第107号 平成19年6月14日
一部改正	23 福保高在第59号 平成23年5月16日
一部改正	23 福保高在第732号 平成24年3月30日
一部改正	2 福保高在第1105号 令和3年4月1日
一部改正	3 福保高在第1207号 令和4年3月8日
一部改正	5 福保高在第384号 令和5年6月26日
一部改正	5 福祉高在第690号 令和6年2月28日

#### 第1 目的

この事業は、認知症に関する都民への普及啓発を行うとともに、認知症の人とその家族に対する具体的な支援のあり方について検討することにより、認知症になっても地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

#### 第2 実施主体

この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

なお、第5に規定する事業については、その運営を団体等に委託し、又は団体等に助成して実施することができる。

#### 第3 事業内容

この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- ア 東京都認知症施策推進会議の設置
- イ 区市町村認知症支援担当者連絡会の開催
- ウ 認知症に関する普及啓発

#### 第4 東京都認知症施策推進会議の設置

##### 1 目的

認知症の人やその家族に対する支援体制の構築に向けた方策について検討するため、東京都認知症施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## 2 検討事項

推進会議は、認知症支援に関し、次の事項について検討を行う。

ア 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）

第12条に定める都道府県計画に関する事項

イ 認知症支援体制の推進に関する事項

ウ 都と区市町村、介護・医療関係者、団体・企業及び都民等の役割分担や連携に関する事項

エ 都民や関係者に向けた啓発に関する事項

オ その他必要な事項

## 3 構成

推進会議は、学識経験者、介護・医療関係者、行政関係者、都民等のうちから、福祉局長が委嘱する委員で構成する。

## 4 委員の任期

(1) 委員の任期は、2年以内において局長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 5 議長及び副議長

(1) 推進会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(2) 議長は、推進会議の会務を総括し、推進会議を代表する。

(3) 副議長は、議長が指名する者をもって充てる。

(4) 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。

## 6 招集等

(1) 推進会議は、議長が招集する。

(2) 議長は、3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

## 7 専門部会

- (1) 推進会議は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
- (2) 部会は、推進会議が定める事項について調査・検討する。
- (3) 部会は、議長が指名する委員をもって構成し、福祉局長が委嘱する。
- (4) 部会に、専門委員を置くことができる。
- (5) 専門委員は、議長が指名する者をもって充て、福祉局長が委嘱する。
- (6) 専門委員の任期は、2年以内において局長が定める期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

なお、専門委員に欠員が生じた場合、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 8 部会長

- (1) 部会に部会長を置き、委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- (2) 部会長は、専門部会の会務を総括し、専門部会を代表する。
- (3) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代理する。

## 9 部会の招集等

- (1) 部会は、部会長が招集する。
- (2) 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

## 10 幹事

- (1) 推進会議及び部会（以下「会議」という。）における検討の充実及び効率化を図るため、委員及び専門委員の他に幹事を設置する。
- (2) 幹事は、福祉局長が任命する。
- (3) 幹事は、会議に出席し、調査・検討に必要な情報を提供するとともに、会議で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

## 11 会議及び会議に係る資料の取扱い

会議及び会議に係る資料は、公開とする。ただし、議長、副議長又は部会長の発議により、出席委員及び出席専門委員の過半数で議決したときは、会議又は会議に係る資料を非公開とすることができる。

## 12 委員等への謝礼の支払い

(1) 3、7(3)及び(5)に掲げる委員並びに専門委員の会議への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その月分を一括して翌月に支払うこととする。

(2) 6(2)及び9(2)に掲げる者の会議への出席に対しては、委員及び専門委員に準じて謝礼を支払うこととする。

なお、謝礼の支払は、その都度支払うこととする。

### 13 事務局

会議の円滑な運営を図るため、福祉局高齢者施策推進部在宅支援課に事務局を置き、会議の庶務は事務局において処理する。

### 14 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

## 第5 区市町村認知症支援担当者連絡会の開催

推進会議で検討した地域支援体制の構築に係る事例について、区市町村との情報共有を図るとともに、各区市町村における取組の促進を図るため、区市町村認知症支援担当者連絡会を開催する。

## 第6 認知症に関する普及啓発

広く都民の認知症に対する理解を図り、普及啓発を促進することを目的として、シンポジウム等を開催する。

附 則（平成19年6月14日19福保高在第107号）

1 この要綱は、平成19年6月14日から適用する。

2 認知症理解普及促進事業実施要綱（平成18年6月12日付18福保高在第161号）は廃止する。

附 則（平成23年5月16日23福保高在第59号）

この要綱は、平成23年5月16日から適用する。

附 則（平成24年3月30日23福保高在第732号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日2福保高在第1105号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日3福保高在第1207号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日5福保高在第384号）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日5福祉高在第690号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 第4節 区市町村、事業者等、認知症の本人・家族とのヒアリング

開催日	項目	主な議題・内容
令和6年 5月28日 ～ 6月28日	区市町村へのヒアリング	○認知症のある人の社会参加、認知症検診、日本版BPSDケアプログラム、認知症のある人の行方不明対策などに関する区市町村の取組
令和6年 6月13日 ～ 9月24日	事業者等へのヒアリング	○各事業者等による認知症に関する取組
令和6年 8月22日 ～ 10月7日	認知症の本人・家族とのヒアリング	<p>(本人・第1回)</p> <p>○日課にしていること、日課を続けるための工夫や必要なこと</p> <p>○これからやってみたいこと など</p> <p>(本人・第2回)</p> <p>○大切だと思うのは、どのような社会か</p> <p>○あなたが大切だと思う理由 など</p> <p>(家族・第1回)</p> <p>○本人との関わりやこれまでの経験、困ったこと、支えになったこと</p> <p>○家族の目線から、行政や地域に対して伝えたいこと など</p> <p>(家族・第2回)</p> <p>○東京都認知症施策推進計画の理念、基本的施策と目指す姿に対して思うこと</p> <p>○家族の心のケアに関して、大事にすべきポイントや具体的にがあると良い支援の内容など</p>

## 本人との意見交換会① いただいたご意見

当日の意見交換会のご発言まとめ

毎朝 5 時に起きて、近くの川のほとりで 20 分くらいオカリナを吹くことを日課にしている。オカリナを吹いていると、亀が顔を出してくれて、おもしろくてしょうがない。

この30年間くらい、毎日ラジオ体操を続けている。朝 6 時に近くの公園に行き、有志が 30 人程度集まって、ラジオ体操をしている。ラジオ体操は、ゆったり動く等、自分なりのバージョンにもできるから、100 歳まで続けられると思う。

認知症になってから、車・バイク・ライフルができなくなった。ライフルを取り上げられたときは目の前が真っ暗になった。リタイアしたら、バイクに乗って、山に行き、釣りをしたいと思っていたけど、もうどうしようもない。今は孫に釣り堀で釣りを教えている。もし一緒に釣りに行く仲間に誘われたら、行っちゃう。

これまで奥さんに一生懸命苦労してもらったから、奥さんに元気になってもらいたい。奥さんが「旅行に行きたい」とずっと言ってるから、連れて行きたい。

お金があれば、自由気ままに一人旅をしたい。外国も行きたい。また、英語が好きなので、子どもに教える機会があれば、教えるのもやぶさかではない。

## 本人との意見交換会① いただいたご意見

当日の意見交換会のご発言まとめ

認知症は、がんやその他の疾病等と同じものだ捉えている。「認知症だけが特別なものではない」という考え方が浸透していくことを期待している。

認知症という言葉が独り歩きしているように感じる。認知症といっても様々な種類があるし、また同じ認知症でも、できることできないことは人によって異なる。

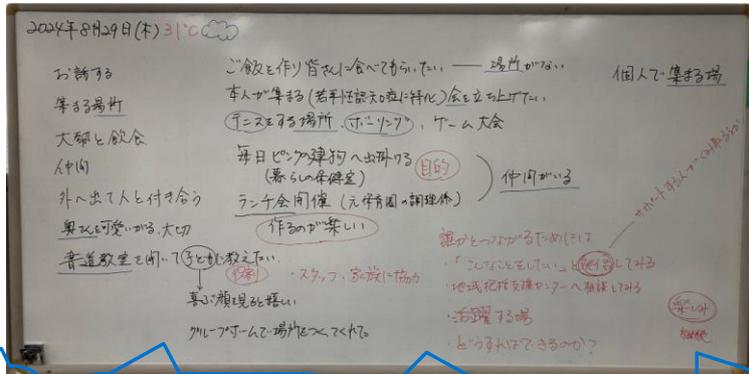
認知症になると外出しなくなるが、「外出しやすい」、「活動しやすくなる」、「人が集まって話ができる」場所を作ることが重要。まずは外に出ることが何より大事である。

「人とつながる」ことが最も重要。気の合う仲間とつながる場所、そしてつながることができるきっかけづくりが大事だと思う。なお、本人だけで集う場、家族だけで集う場と分けるかどうかはケースバイケースである。

医療機関で、対象疾患とは全く関係ないにも関わらず、若年性認知症に関することを言及され、傷ついた経験がある。医療分野ではまだまだ古い認知症観が根深いと思う。

## 本人との意見交換会② いただいたご意見

当日の意見交換会のご発言まとめ



書道を子どもに教えたい。子どもに筆を持たせて字を書かせてみて、ほめると満面の笑みになる。やって良かったと思う。

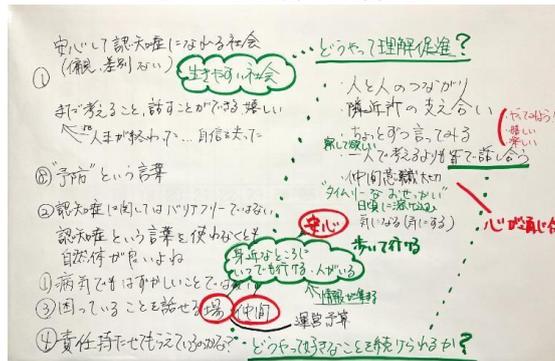
ご飯を作ることが好きなので、料理をして皆に食べてもらい喜んでもらうことがうれしい。「また作ってね」、「また予約しますね」と言われると嬉しい。

毎日元気にピンクの建物へ出かけている。歩いたり、好きなことをして楽しんでいる。ここでは、ああだこうだ言われないう。楽しい。

「人の輪に入って話すこと」が重要だと思うが、個人ではできない。地域包括支援センターに相談して部屋を借りている。何もしていないとボーとしてしまう。しゃべらなくても、人がしゃべっているのを見るだけでも気持ちが変わる。

## 本人との意見交換会② いただいたご意見

当日の意見交換会のご発言まとめ



認知症になったら「もうだめだ、何もできない」と思っていた。しかし、他の人の話を聞いたり、色々な場所に行ったりすると、「まだ会話ができる」「考えることができる」「外出ができる」ということが分かってきた。ただし、周りから偏見の目で見られることは今でも怖い。

「認知症」という言葉はあまり使わなくても良いのではないか。昔は「年寄りばけもの」という時代だったので、皆あまり気張らなかつた。それが自然体で良い気がしている。困りごとが生じたら、それを克服するために頑張ることが一番である。そのためには家族や友人などの周囲の理解も必要。

**【支援者からのご意見】**  
「ここに行けば必ず誰かがいる・困りごとを相談できる」場が、身近な環境にあることが必要。中清戸オレンジハウスも、数年かけて徐々にチーム員や本人・家族との間の関係性ができてきた。今では、困りごとややりたいこと、様々なことを共有し合える。そして、それぞれが他者の特に困りごとについては自分事のようにして考えている。こうした輪が広がっていくことを期待している

**【家族からのご意見】**  
家庭内でも、もの忘れはするが、認知症は特別視しないようにしている。忘れることに悩むよりは、これから先の楽しいこと、出来ることに目を向ける、やっていくことが大事だと思う。また、予防をしたからといって認知症にならないわけでもない。これは認知症になった本人とその家族が一番理解している。「認知症予防」という言葉を聞くと我々が排除されていると感じ、良い気持ちがしない。

## 家族との意見交換会①でいただいたご意見

### 【意見交換のテーマ】

- ・本人との関わりやこれまでの経験、困ったこと、支えになったこと
- ・家族の目線から、行政や地域に対して伝えたいこと 等

### 【家族からのご意見（一部）】

- ・ 仕事をしながらの介護は本当に大変だったが、**家族の集いに参加して、自分の想いを吐露することができ、気持ちが楽になった**。また、**本人の気持ちが楽になると、自分も楽になることを気づいたときからは、支え方が大きく変わった**。
- ・ **地域の中でのカミングアウトしやすい場所づくりが重要**。「本人・家族が積極的に、自発的に参加できる仕組みづくり」を行政に後方支援してほしい。
- ・ 認知症と診断されたら驚きや不安が勝り、今後のことを冷静に考えられないことが普通ではないか。**診断時に口頭で多くの情報を伝えることは困難なので、落ち着いたときにしっかり考えられるよう、相談先のパンフレットを手渡すことが重要**。
- ・ 家族が「知識が少ない」と非難されることもあるし、**家族がいくら理屈を理解していても、家族に余裕がないと難しいため、改めて家族支援が重要**と言える。

## 家族との意見交換会①でいただいたご意見

### 【アジェンダ】

- ・東京都認知症施策推進計画の基本的施策と目指す姿の8本柱
- ・家族の心のケアに関して大事にすべきポイント、具体的な支援策 等

### 【家族からの意見（一部）】

- ・ 家族は、生活において本人を支えることに一番苦勞している。比重が大きいのは介護であるため、**認知症に特化した介護サービスの提供体制の整備**が求められる。
- ・ 若年性認知症の場合、本人が働いており、子どもがまだ小さいこともあるため、**介護する家族だけではなく、働いている若年性認知症の本人本人に対する職場の理解**も重要。
- ・ **様々な相談窓口の選択肢やきっかけがあることが望ましい**。24時間365日のレスポンスや匿名で相談できる等、**できる限り相談のハードルを下げる**ことが重要。相談してくる人は必ずしも答えを求めておらず、聞くだけでも助けになる。
- ・ 自身は家族会に出会うまで長い年月がかかった。**医療機関にかかって直ぐにサポートを受けられることが理想**。ハンドブックだけでは何が必要なのかは理解することは難しいため、**まずは何が必要なのか等、すぐに相談できるコンシェルジュのような人の存在が重要**。

## 家族との意見交換会②でいただいたご意見

### 【意見交換のテーマ】

- ・本人との関わりやこれまでの経験、困ったこと、支えになったこと
- ・家族の目線から、行政や地域に対して伝えたいこと 等

### 【家族からのご意見（一部）】

- ・ 医療機関で「認知症の人は家族が付き添わないと入院できません」と言われたことがある。医療側での理解促進や、診断を受けた段階で、パンフレットや相談窓口・家族会などの情報を確実に届けることが重要。
- ・ 当時、若年性認知症の人も受け入れるサービスがあれば、離職には至らなかった。
- ・ 本人ミーティング等の活動は区内在住の人に限っていることも多く、近所であっても区がまたがると参加できないのが残念。
- ・ 出産年齢が上がり、子どもと親のダブルケアが必要になるケースも増えている。これまでは「配偶者」を支える家族会が多かったが、「子ども」世代を支えていくことも必要。
- ・ 【本人からの意見】診断時は茫然自失、頭が真っ白になった。医師から十分な説明はなく、片っ端から本を買ったが、いずれも負の情報のみ。家族会とつながることで、色々な情報を得られた。

## 家族との意見交換会②でいただいたご意見

### 【アジェンダ】

- ・東京都認知症施策推進計画の基本的施策と目指す姿の8本柱
- ・家族の心のケアに関して大事にすべきポイント、具体的な支援策 等

### 【家族からの意見（一部）】

- ・ 共生にあたっては、認知症の人が主体的に喜びを持って集う場に通う必要がある。そのためにも、顔なじみになって当事者と信頼関係を築くことが重要であり、また、独居や日中一人でいる方を含め、集う場に同行することのできる仕組みが必要。
- ・ 年を取るとともに自然と認知症となりえることが、皆に広く受け止められるようになれば、共生社会の受け止め方も変わっていく。認知症になってもこれまでの生活と変わりなくやりたいことが出来ると認識されれば、絶望せずに済む。
- ・ 家族にとっての心配は、診断された段階から始まるため、その段階から支援する人がいれば助かったと思う。本人・家族も変わっていく中で、「よくやっているよ」と言ってくれる人がいればホッとする事ができ、そのような支援が求められている。
- ・ 地域包括支援センター等の職員は、責任があるため、安易に回答しにくい部分がある。行政ではない立場だからこそ、家族会の相談窓口で気軽に喋れることもある。